

# 神戸の歴史

## 第28号

2023(令和5)年6月

### 〈研究論文〉

明治憲法下の神戸市政における機関と記録	村上 しほり	(3)
『神戸市民時報』にみる防空活動と町内会隣保組織の実態	岸本 くるみ	(25)
先達による文化財保護行政～再び押部谷町を取り上げて～	山本 雅和	(45)

### 〈研究ノート〉

戦後の神戸市の組織変遷(第1稿)	谷口 真澄	(59)
神戸市戦災関連資料の経緯と再整理	村上 しほり	(81)
阪神・淡路大震災関連文書の再整理	岸本 くるみ	(89)

### 〈報告〉

神戸市文書館の学校連携に関する取り組み	井谷 誠司	(101)
「BE KOBE 神戸の近現代史」発信プロジェクト	行財政局業務改革課	(109)



## はじめに

『神戸の歴史』は、市史編纂に資するよう資料収集や調査研究などを行い、市史紀要として発刊するものである。

すでに、市制百周年の記念事業として位置づけられた『新修神戸市史』は全巻の刊行を終えたが、市史編纂は絶えることなく脈々と取り組んでいかなければならない。

現在、歴史的に重要な公文書や貴重な地域歴史資料を適切に保存し、広く利用していただくための施設として、「(仮称)神戸市歴史公文書館」の整備に取り組んでいる。これにあたり、市の基本的考え方を取りまとめた「(仮称)神戸市歴史公文書館整備に向けた基本的考え方」を2022(令和4)年12月に策定した。

同館は、神戸市文書館の市史編纂機能を引き継ぐとともに、新たに神戸市の機関及び地方独立行政法人の非現用公文書を評価選別して歴史公文書として移管・保存する公文書館機能を備える予定である。整備が進み、歴史的価値があり後世に残すべき重要な公文書を集約した暁には、市政の歩みを物語る歴史公文書を活用した市政史の編纂に着手する必要がある。

本年度は、歴史公文書館整備を念頭に、職員による歴史公文書等を用いた調査研究能力向上を目指し、文書館の所蔵するさまざまな資料に基づく調査研究を行った。

市民の皆さまをはじめ、多くの方々から忌憚のないご意見をいただければ幸いである。

令和5年6月

神戸市文書館



## 明治憲法下の神戸市政における機関と記録

村上 しほり

### 1. はじめに

1888（明治21）年4月25日法律第1号として市制および町村制が制定公布された。これは、大日本帝国憲法制定と国会開設を前提とした地方自治制度の創設であった。

神戸は1889（明治22）年2月2日の内務省告示第1号で市制施行地に指定された36都市のうちの一つである。市制施行による主な市の機関として、議決機関である市会、執行機関である市参事会と市長が置かれた。市長、助役、市会議員の任期は6年、議員は3年ごとに半数を改選、名誉職参事会員は任期4年で2年ごとに半数改選とされた。

時を経て、第二次世界大戦後の1947（昭和22）年4月17日に地方自治法が公布、5月3日に施行されるまでは、改正を繰り返す市制を根拠として市行政事務が執行された。地方自治制の拡張を目的とした1921（大正10）年の市制改正では、地方民の範囲が拡がり、より平等な地方自治行政への参加が図られた。1926（大正15）年の改正では、等級選挙制度を全廃し、納税資格及び独立の生計を公民権の要件から撤廃した普通選挙制度が採用された。昭和期に入ってから改正や、市域拡張を受けて、神戸市においては行政区の成立などの新たな組織も生じていく。

市制における議決・執行機関の変遷と、神戸市における実態の認識や位置づけは、神戸市政の歴史を理解し、歴史的公文書の評価選別を行う上できわめて重要である。本稿では、明治憲法下の神戸市の議決機関と執行機関について

整理し、現存する歴史的公文書を調査して明らかになったことを解説する。明治、大正、昭和初期の58年に及ぶ神戸市の市政機関による記録として、歴史的公文書等を紐解いてみよう。

### 2. 神戸市会

#### (1) 神戸市会の成立

神戸市会は予算や条例を審議して決定する市議会である。市会議員と市長は市民による選挙で選ばれ、市会の決定に基づき市長が市政事務を執行する。市会の主な権限は、議決権、選挙意見、検査権及び監査請求権、調査権、同意権、請願受理権、意見書提出権<sup>1)</sup>、自律権であり、本会議、常任委員会、特別委員会などの会議を通じて活動している。市会は市長の招集によって始まり、各市会初日の本会議で決めた会期の間活動する。定例会は年2回<sup>2)</sup>と条例で定められ、臨時会は定例会以外の必要のあるときに開催される。

神戸市会の前身は、1873（明治6）年に定められた「民会議事章程略」<sup>3)</sup>による町村会と区会の設置である。1874（明治7）年に施行された「区会議事略則」によって神戸と兵庫の2区に区会が設置され、町村会で決定したものを区会が検討し、区会の審議結果を県庁が検討する構造がとられた。1878（明治11）年に公布された「郡区町村編制法」に基づき、兵庫県では県達甲第一号によって従来の行政区画を改め、第一区神戸と第二区兵庫のうち兵庫の市街地と坂本村をあわせて神戸区を設置した。区長公選の制度は廃止され、官選となった。

1879(明治12)年、神戸区会規則の県達発布によって神戸区会が成立した。通常会と臨時会に分かれ、5月と11月の年2回、区長が召集する通常会の会期は10日以内であった。

また、1880(明治13)年「区町村会法」の制定、1884(明治17)年の改正によって、区町村にも協議費という町内会自治会経費ではなく府県財政なみの財政編成権が付与され、自治体としての体裁が整った。

1888(明治21)年4月17日、明治政府の定めた市制町村制によって、1889(明治22)年2月に神戸は市制実施地の一つとして指定された。それを受けて兵庫県も同年4月1日を神戸市制実施の日と定め、鳴滝幸恭神戸区長に準備を指示した。同年3月に神戸市会議員選挙区が確定して設置された市会は、条例を制定するなどの権限をもつ議決機関として、制限選挙で選挙される議員によって構成され、同年5月10日に第1回神戸市会が開催された。当初の神戸市会は人口約13万人に対応し、第一選挙区は葺合部(定数4)、第二選挙区は神戸部(定数11)、第三選挙区は湊東部(定数4)、第四選挙区は湊西部(定数17)の4区36人の議員定数が置かれた<sup>4)</sup>。

なお、現行の「神戸市会会議規則」は1956(昭和31)年10月20日に市会議決で成立しており、会議録についてはその記載事項(年月日時、議員・事務局職員の氏名、諸報告、委員会報告書及び少数意見報告書、議案、選挙・議事の経過など)、配布、掲載しない事項等、発言の訂正(字句に限る)の方法も定められている。

## (2)公文書にみる神戸市会文書

神戸市における市会に係る公文書として、1889(明治22)年5月10日に第1回神戸市会が開催されて以降の「神戸市会会議録」

【資料1】や「神戸市会議事録」と、神戸市会で討議された議案のうち、成案をみた歳入出予算書・決算書、諸規則などを記録した「神戸市会成議録」が保存・公開されている。

また、戦後になると「神戸市会旬報」が1948(昭和23)年9月8日に創刊、神戸市会事務局調査課による神戸市会広報誌として毎月3回程度発行され、全体議員総会や各常任委員会の動き、人事往来、市会図書室だよりなどが掲載された。同時期には「神戸市会時報」も発行され、2001(平成13)年度まで発行された記録が残る。その後、1973(昭和48)年4月には市会報として「ぎかい」を創刊して、1976(昭和51)年10月まで発行した。1977(昭和52)年1月から1983(昭和58)年10月までは「議会報」、1984(昭和59)年1月には「議会だより」と誌名を改めて、2003(平成15)年1月まで発行された。なお、同年4月からは「神戸市会だより」として発行されている。【表1】

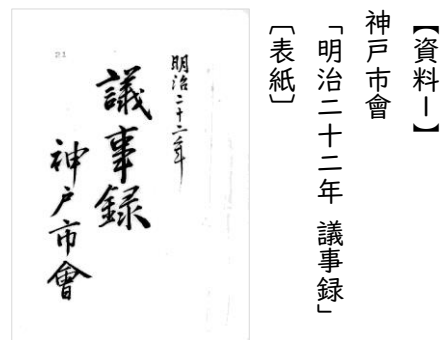


表1 神戸市会広報誌一覧

誌名	発行期間
神戸市会旬報	1948年9月8日～1972年3月
神戸市会時報	1948年～2001年度
ぎかい	1973年4月号～1976年10月号
議会報	1977年1月号～1983年10月号
議会だより	1984年1月号～2003年1月号
神戸市会だより	2003年4月号～現在

### 3. 神戸市参事会

#### (1) 市制による神戸市参事会の設置

市制当初の市政機関には、合議制の執行機関として市参事会が置かれた。神戸市参事会は市長、助役 1 人、名誉職参事会員 6 人からなり<sup>5)</sup>、「市ヲ統轄シ其行政事務ヲ担任ス」(明治 21 年市制第 64 条)と定められた。助役と名誉職参事会員は市会によって選挙され、「名誉職」とは無給で義務としてそれを担任することを意味した。参事会員は市議員から選ばれることもあれば、そうでない者から選ばれることもあった。

合議体である市参事会は会議を開き、明治 37 年度には毎週金曜日に定例、臨時も含めて 60 回の開催、提出議案と報告書等は 1252 件に上った。

市参事会の事務は、市制第 64 条によっておよそ次の項目が定められた。

- a) 市会の議事の準備と議決の執行
- b) 市の営造物の管理
- c) 歳入の管理と収入支出の命令、会計・出納の監視
- d) 市有財産の管理
- e) 市吏員・使丁の監督、懲戒処分
- f) 市の公文書の保管<sup>6)</sup>
- g) 使用料、手数料、市税、夫役現品の賦課徴収<sup>7)</sup>

市参事会は広汎な権限のある執行機関として成立したが、実際には市長に委任した範囲が大きかった。なお、執行機関として発足した市参事会が公文書の保管を担っていたことは興味深い。

1889 (明治 22) 年施行の市制では、「第四章 市有財産ノ管理 第二款 市ノ歳入出予算及決算」として、市参事会による d) 市有財産の管理について、下記のように定められた。

市制 第 107 条

市参事会ハ毎会計年度収入支出ノ予知シ得可キ金額ヲ見積リ年度前ニヶ月ヲ限り歳入出予算表ヲ調製ス可シ

但市会ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ  
内務大臣ハ省令ヲ以テ予算表調製ノ式ヲ定ムルコトヲ得

同 第 108 条

予算表ハ会計年度前市会ノ議決ヲ取り之ヲ府県知事ニ報告シ並地方慣行ノ方式ヲ以テ其要領ヲ公告ス可シ

予算表ヲ市会ニ提出スルトキハ市参事会ハ併セテ其市事務報告書及財産明細表ヲ提出ス可シ

こうして市参事会が作成して市会に提出した「事務報告書及財産明細表」は、行政事務の概要と予算表・財産明細表であり、市会の予算審議の重要な資料であった。

#### (2) 市制改正による神戸市参事会の变化

1911 (明治 44) 年に市制は全文改正され、市の執行機関は合議制の市参事会から、独任制の市長へと改められた。明治 44 年市制においては、市参事会の構成は変わらなかったが、第 67 条 (第三章 市参事会) にその職務権限が次のように定められた。

- 一 市会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
- 二 市長ヨリ市会ニ提出スル議案ニ付市長ニ対シ意見ヲ述フル事
- 三 其ノ他法令ニ依リ市参事会ノ権限ニ属スル事件

つまり、明治44年市制改正後の市参事会の権限は、市長が市会に提出する議案について意見を述べることや、公益に関する意見書を提出することに限られた。そして、任期も4年、全員改選に変更され、参事会員も市会議員の中から互選することになった。さらに、権限の変化に伴い、開催回数も減った<sup>8)</sup>。また、第43条には「市会ハ其ノ権限ニ属スル事項ノ一部ヲ市参事会ニ委任スルコトヲ得」と記されており、市参事会の権限は低下し、市会の補助的役割に位置づけられたことが窺える。市制当初の市参事会の権限は市長の権限へと替わり、市参事会は存置されたが、合議制の執行機関として始まったその性格は、市会の副議決機関に変わったと言えるだろう。

よって、神戸市参事会の残した記録を検討するにあたっては、1899(明治32)～1910(明治43)年度を第一期、1911(明治44)～1942(昭和17)年度を第二期と大きく区分して捉えることが相応しい。

1921(大正10)年の市制改正では納付市税額を問わない選挙権の拡大、1926(大正15)年の改正では納税要件を廃した男子普通選挙が実現し、市長の選任方法も候補者推薦と裁可から市会選挙へと大きく変更された。こうした地方自治権を拡張する市制改正の一方で、市参事会の権限のうち、市長が市会に提出する議案について意見を述べることはこの改正で削られ、その役割は一層減じたと言える。

さらに、1929(昭和4)年の改正では、市町村会や市参事会における発案権を認め、市町村会及び市参事会は市町村の公益に関する事件について、意見書を市長村長または監督官庁のみならず広く関係行政庁に提出し得ることとなった。市機関の構成においては、市参事会は議長と名誉職参事会員によって組織され、市長は単に市参事会議長として参加することと

し、原案執行権の制限を強化、許可事項の整理減少等の改正が行われた。これらは「明かに積極的に地方自治権を拡張し、一般市民の政治的機能を尊重する趣旨に出でたる改正であり、国家の監督権を制限せんとする」<sup>9)</sup>と評価された。

また、1935(昭和10)年には、租税滞納と名誉職の関係や、兵役召集と公務への参与について制限するほか、市会閉会中に市会の権限に属する事件にして軽易なものは市会に代わって市参事会が議決し得ることなどの部分的改正が行われた。市政運営の能率化と簡易化のために機関相互の調整を行うためとされたが、ここからも当時の市参事会の性質は、議決機関としての市会に対して副議決機関として位置づけられたことを読み取れる。

なお、1941(昭和16)年時点の『執務提要』には、次のように記載がある。

市参事会は市会の代理機関として市会に代って議決又は決定することを主な職能とするものであるが、他に固有の権限事項も若干ある<sup>10)</sup>

当時の市参事会の固有の権限事項とは何か。その権限は市会のように概括的でなく列挙的であるとされ、1929(昭和4)年、1935(昭和10)年、1940(昭和15)年に改正された市制には次の職務権限が定められていた。

- 1、市会が議決すべき事項中特に市参事会に委任せられた事項の議決
- 2、市会の不成立、会議の開会不能の場合又は臨時急施を要し市会招集の暇なき場合市会の議決権又は決定権の代行(昭和4年4月法律第56号改正)
- 3、市会閉会中軽易なる市会議決事項の代議決(昭和10年7月法律第45号追加)
- 4、法令に依り最初から市参事会の権限に属す



る事項—予算内の支出の為の一時借入金  
の議決、給料及給与に関する異議の決定、  
市税・使用料等の賦課、財産营造物の使用  
権に関する異議の決定、臨時出納検査の立  
会等

5、其他市会と同様関係行政庁への意見書提出  
権及訴願訴訟提起権を有する<sup>11)</sup>

1～3はいずれも市会の代替・補助としての  
機能が色濃く、4が参事会固有とされる権限、  
5は市会と共通する権利である。

参事会固有の権限4に係る市制第132条の  
条文からは、市債を起こす場合には市会の議決  
を要するが、予算内の一時借入金は市参事会の  
議決で支出でき、これはその会計年度内の収入  
で償還することが定められていたことが読み  
取れ、市会よりも小規模な支出の議決を市参事  
会が担ったことがわかる。

また、市長に申し立てられた異議について、  
市長は7日以内に市参事会の決定に付す。そ  
の決定に不服があれば府県参事会に訴願、さら  
に不服あるときは行政裁判所に出訴する。この  
流れにおいて市参事会が機能したのが、給料及  
給与に関する異議の決定(市制第107条)、財  
産营造物の使用权に関する異議の決定(同第  
130条)である。市参事会は府県参事会の手前  
で議決する役割を担った。

そして、毎月例日を定めた臨時出納検査は市  
長が行い、名誉職参事会員2人以上の立ち会い  
を要した(市制第141条)。

### (3)公文書にみる神戸市参事会文書

神戸市における市参事会に係る公文書  
は、1899(明治32)年から1942(昭和17)  
年の時期について保存されてきた。その内容は、  
提出議案と議決結果、議事録・会議録、成議録、  
その他の文書から成る。現時点で保存されてい

る簿冊101件【表2】について、特徴を以下  
に整理する。

なお、神戸市においては戦災や庁舎移転や震  
災の影響で公文書が欠落した可能性は高く、  
1889(明治22)年から1898(明治31)年  
の初期については市参事会に係る記録が保存  
されていない<sup>12)</sup>。明治44年市制による職務  
権限の縮小前の市参事会記録は、わずか13件  
に限られている。また、神戸市参事会が作成し  
て神戸市会に提出された「事務報告書及財産表」  
は1904(明治37)年から1911(明治44)  
年を括った「事務報告書」3冊に始まり、1912  
(大正元)年から1921(大正10)年を括っ  
た「事務報告」2冊、それ以降はおおよそ毎年度  
に「事務報告及財産表」として残されている。

全体101件の中で過半に上るのは、議案・  
決議に係る簿冊65件である。明治後期には  
「議案」と記された簿冊標題は見受けられ  
ず、「市参事会一件」や「許可稟請参事会一件  
綴」がこれに相当すると推察される。神戸市  
に現存する参事会文書において最も早期に  
「議案」と掲げたのは1913(大正2)年  
「市参事会議案綴」であり、以降は1942  
(昭和17)年までおおよそ各年度に継続して議  
案綴が残され、年度によっては分冊も見られ  
る。「原議」は1925(大正14)年以降に作  
成された。

原議を綴ることが始まった1925(大正14)  
年「市会参事会原議及決議書綴」を見てみると、  
その議案には事業費のために起債を行う件が  
多く見られ、起債の総額と目的・方法に加え、  
利息定率や償還財源・方法も挙げられていた。  
前項で述べた通り、市参事会が一時借入金と会  
計年度内の償還についての議決を担ったこ  
とがわかる。

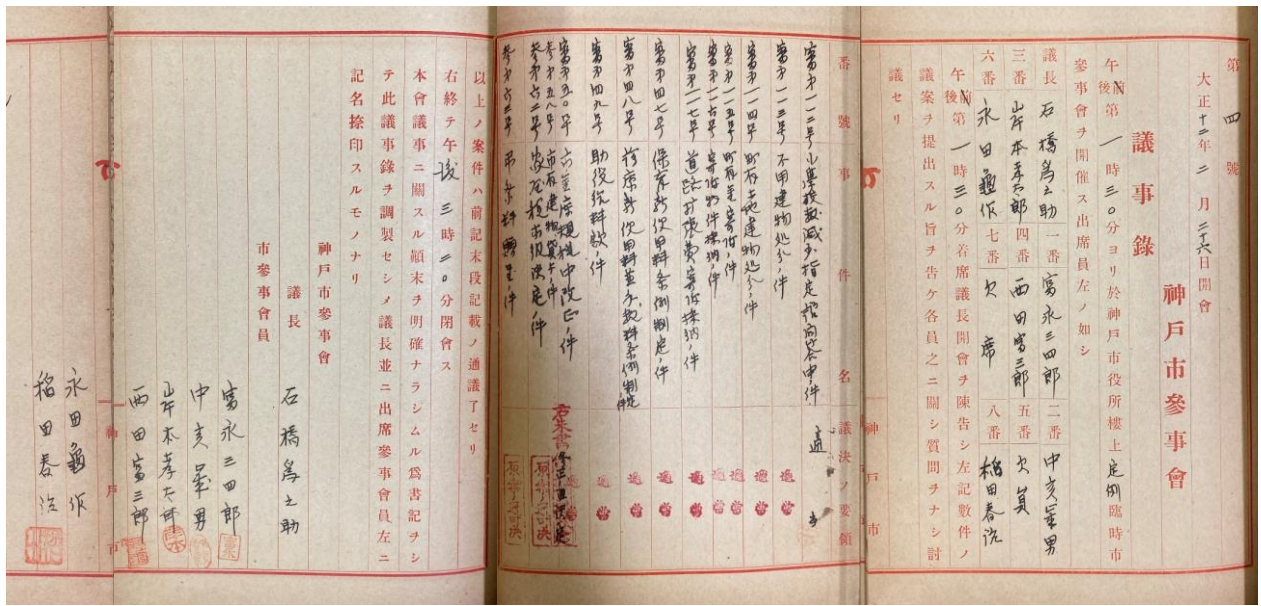
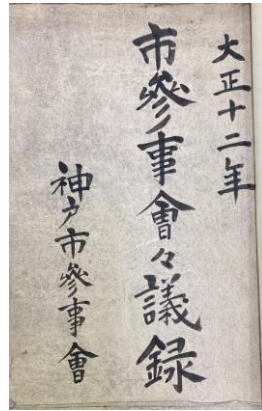
表 2 神戸市参事会文書(1899~1942年)

期	完結年度	(和暦)	文書名	簿冊数
一期	1899	明治32	市参事会一件/市参事会議事録	2
	1901	明治34	市参事会議事録	1
	1904	明治37	市参事会議事録 1/市参事会議事録 2	2
	1907	明治40	市参事会一件綴 明治33~40年/市参事会議事録/市参事会雑書綴	3
	1908	明治41	市参事会議事録/許可稟請参事会一件綴	2
	1909	明治42	市参事会議事録	1
	1910	明治43	議事録(参事会)	1
二期	1911	明治44	市参事会議事録 1/市参事会議事録 2	2
	1912	大正1	参事会に関すること	1
	1913	大正2	市会及市参事会雑件 明治44~大正2年/神戸市参事会成議録/市参事会議事録/市参事会議案綴/予算及関係書類	5
	1914	大正3	市参事会議案綴/市参事会成議録	2
	1915	大正4	市参事会決議綴 大正3~4年/神戸市参事会成議録/市会・参事会・各区会成議録/市会・参事会一件書類/市参事会会議録/市参事会会議録 大正3~4年	6
	1916	大正5	会議録(参事会)	1
	1918	大正7	市参事会会議録	1
	1919	大正8	市参事会議案綴/参事会一件綴	2
	1920	大正9	市会・参事会議案綴 大正8~9年/市参事会会議録	2
	1921	大正10	市参事会議案 1/市参事会議案 2/市参事会会議録仮綴/市参事会議決議案/市会・参事会決議綴	5
	1922	大正11	市参事会議決綴 大正10~11年/市会・参事会決議綴	2
	1923	大正12	市参事会会議録/参事会議事録/市会・参事会決議綴 1号/市会・参事会決議綴 2号/参事会議案綴 1/参事会議案綴 2	6
	1924	大正13	参事会議案綴 1/参事会議案綴 2/市会・参事会議案綴/参事会議事録	4
	1925	大正14	市会・参事会原議及決議書綴/市会・参事会議案/市会・参事会議案綴/市会・参事会に関する議決書類/参事会議事録	5
	1926	昭和1	市参事会議案/参事会議案綴/参事会議案綴/参事会議事録/京阪神参事会懇談会書類	5
	1928	昭和3	市参事会会議事件/市会・参事会原議及決議書綴/市参事会議案綴/参事会会議録	4
	1929	昭和4	市参事会会議事件/市会・参事会原議及決議書綴	2
	1930	昭和5	参事会議事録/市参事会議案/市会・参事会議案綴	3
	1931	昭和6	市参事会議決綴/参事会議事録/参事会議案綴	3
	1932	昭和7	市参事会議案綴 1/市参事会議案綴 2	2
	1933	昭和8	市参事会会議録/市参事会議案綴	2
	1934	昭和9	市会・市参事会議案綴 昭和8~9年/市参事会議案綴(財務課)/市参事会議案綴(文書課)/市会・市参事会議案 1/市会・市参事会議案 2	5
	1935	昭和10	市参事会議案綴(財務課)/市参事会議案綴(文書課)	2
	1936	昭和11	市会・参事会単行議案原議綴 昭和9~11年 1/市会・参事会単行議案原議綴 昭和9~11年 2/市参事会議案綴	3
	1937	昭和12	市参事会議案/市会・参事会決議綴	2
	1938	昭和13	神戸市参事会付議事件	1
	1939	昭和14	市会・参事会に関する議決書 1 昭和10~14年/市会・参事会に関する議決書 2 昭和10~14年/市参事会単行議案綴(原議) 昭和12~14年/議事に関する綴 昭和13~14年/市参事会議案綴	5
1940	昭和15	神戸市参事会付議事件/市参事会議案綴	2	
1941	昭和16	市参事会議案綴(企画課)/市参事会議案綴(財務課)	2	
1942	昭和17	市会・市参事会に関する議決書 昭和14~17年/市会・参事会に関する議決事項報告綴	2	

神戸市参事会

「大正十二年 市参事会々議録」

〔簿冊表紙〕



【資料2】

第四號  
大正十二年二月二十六日開會

神戸市参事会

議事録

午後第一時三〇分ヨリ於神戸市役所樓上定例臨時市参事会ヲ開催ス  
出席員左ノ如シ  
議長 石橋為之助 一番 富永三四郎 二番 中亥杲男  
三番 岸本孝太郎 四番 西田富三郎 五番 欠員  
六番 永田龜作 七番 欠席 八番 稲田春治  
午後第一時三〇分着席議長開會ヲ陳告シ左記數件ノ議案ヲ提出スル  
旨ヲ告ケ各員之ニ關シ質問ヲナシ討議セリ

番號	事件名	議決ノ要領
審第一一二号	小学校数減少指定設問答申ノ件	適當
審第一一三号	不用建物処分ノ件	適當
審第一一四号	町有土地建物処分ノ件	適當
審第一一五号	町有金寄付ノ件	適當
審第一一六号	寄付物件採納ノ件	適當
審第一一七号	道路拡張費寄付採納ノ件	適當
審第四七号	保育所使用料条例制定ノ件	適當
審第四八号	診療所使用料並手数料条例制定ノ件	適當
審第四九号	助役給料額ノ件	適當
審第五〇号	市金庫規程中改正ノ件	修正ノ通決定
審第五八号	市有建物貸与ノ件	原案ノ通可決
參第六二号	家屋税市税決定ノ件	原案ノ通可決
參第六三号	弔祭料贈呈ノ件	原案ノ通可決

以上ノ案件ハ前期末段記載ノ通議了セリ  
右終テ午後三時二〇分閉會ス  
本會議事ニ關スル顛末ヲ明確ナラシムル為書記ヲシテ此議事録ヲ調製セシメ議長並ニ出席参事會員左ニ記名捺印スルモノナリ

神戸市参事会

議長 石橋為之助

市参事會員

- 富永三四郎
- 中亥杲男
- 岸本孝太郎
- 西田富三郎
- 永田龜作
- 稲田春治

議事録と会議録はどちらも会議内容の記録を意味し、これに係る簿冊は27件。明治後期には「議事録」、1913(大正2)年からは「会議録」が作成され、大正後期から昭和初期には併存するが、両者が同時に作成されたのは1923(大正12)年のみであった。こうした議事録には市参事会開催年月日や出席者など、そして議案に対する議決の一覧が記録され、その内容は各議案綴に詳しい。「大正十二年市参事会々議録」【資料2】を例に見ると、議事の顛末を明確にするため書記をして議事録を調製し、議長と出席参事会員が記名捺印するとの記載があり、書式に則った議事録が作成された。一方、「参事会議事録」は鉛筆書の速記であった。

この簿冊名称変更の背景には、明治44年市制において市参事会も市会の規定を準用するとして会議録を調製することが定められたこと<sup>13)</sup>が影響すると推察し得る。明治21年市制(第65条)では「議決ノ事件ハ之ヲ議事録ニ登記ス可シ」と記されていたが、当初は執行機関であったため、議決機関としての記録と公表は義務付けられていなかった。なお、名古屋市市政資料館に保存される名古屋市参事会文書は1910(明治43)年から1947(昭和22)年の簿冊96件が公開され、会議記録はすべて「会議録」の簿冊名で作成されている。

神戸市参事会の成議録は1913(大正2)年から1915(大正5)年の3年の4件のみ残

る。そのうち「大正四年度市会・参事会・各区会成議録」【資料3】は市会と参事会と各区会(葦合、林田、湊西、湊、神戸、湊東)の成議録が一冊に綴じられた内容である。作成された時期が短かったのか、保存されなかったのかは定かでないが、「成議録」の内容は討議された議案のうち成案をみた件についての記録と言える。同簿冊に所収された「大正四年度神戸市参事会成議録」の内容は、豫算之部、事件之部、報告之部、雑之部に分かれていた。

また、神戸市会については「神戸市会成議録」が1889(明治22)年設置当初より残る。公表を前提とした記録が全期間に対して存在しないのは、「会議ノ内容ハ公開ス」(明治44年市制第56条)るのが基本であった市会とは異なり、「市参事会の会議は傍聴ヲ許サス」(明治44年市制第69条)として傍聴を許可されなかった市参事会の特徴と言えるだろう。

そして、市会と市参事会について一体に討議を記録する動向は1915(大正4)年より始まり、1942(昭和17)年まで一貫して両者の議案や決議内容を一冊に綴る形式が続いた。一方で、市会においては単独の「議案整理簿」があり、市参事会においては市会と連名の議案と単行議案に区分された議案綴と決議書が残されていることから、明治44年新市制による市参事会の権限縮小によって、行政事務の大半が市会の議決に依ったと考えられる。

【資料3】  
大正四年度神戸市参事会成議録  
(市制第六十七條第二號ニ屬スル  
モノハ別ニ市会成議録ニ登載スル  
ヲ以テ之ヲ省ク)



庶務課調度  
「大正四年度市会・参事会・  
各区會成議録」  
【簿冊表紙】

#### 4. 市の執行機関としての市長

##### (1) 市長の選出と職務権限

市長は市の執行機関の代表である。1889（明治22）年の市制施行時は、内務大臣が神戸市会に3人の市長候補者を推薦させ、天皇に上奏し、第一順位者が裁可を得て選任された。この勅裁制度は1926（大正15）年の市制改正によって廃され、同年6月24日からは市長を市会で選挙することになった。第二次世界大戦下の1943（昭和18）年3月20日市制改正では、再び内務大臣が市会に市長候補者を推薦させ、勅裁を経て選任することになる。終戦後、1946（昭和21）年9月27日市制改正では市民の直接選挙で市長が選ばれることになり、同制度は1947（昭和22）年5月3日に施行された地方自治法によって確立された。なお、地方自治法の制定によって市制及町村制は廃止され、市町村は地方自治法による地方自治体となった。

市長の職務は「市長ハ市政一切ノ事務ヲ指揮監督シ処務ノ渋滞ナキコトヲ務ム可シ」（明治21年市制第67条）と規定された。市長は議長として市参事会を招集し、市長と助役と名誉職参事会員6名から成る市参事会が執行機関として行政事務を担当し、市長はその事務を指揮監督した。

市長は市の機関として市の一切の行政を統括し、外に向かって市を代表する。市に関する事項は原則すべて市会または市参事会の議決を経ることを要したが、事項や場合によって市長が専決できるものもある。以下では、1941（昭和16）年時点の市制に基づいた職務権限を見てみよう。

市長は市会と市参事会に対して、招集権と開閉権（市制第51条）、議案を発する権限（同第87条）、市会の議決を再議する権限（同第90条）、議決の執行権（同第87条）を有した。

そして、市会と市参事会の議決に基づき市長が執行することにより初めて、外部に対する市の行為として効力が生じた。

市長の専決の権限には、第92条の市会と市参事会の委任に基づく場合、市参事会に故障ある場合だけでなく、最初から専決を認められた場合があった。例えば、有給吏員の任免（市制第80条、第85条、第86条）、吏員の指揮監督・懲戒（同第89条）、市の財産・営造物の管理（同第87条）等がこれに該当する。

このほか、国の機関としての国政事務、府県会議員選挙事務や水利組合費徴収等の府県等事務の委任、執行も市制と府県制によって定められている。市長に委任された国の事務は広範で、「市長の職務は市自身の自治行政より寧ろ国政事務の方が遙に繁多であるという様相を呈して居り、事変勃発後はその傾向が特に顕著なためその統制が問題視されるに至った」<sup>14)</sup>という。国政事務の主なものは、戸籍及寄留事務、徴兵徴発召集事務、衆議院議員選挙事務、救護法の施行事務、伝染病予防及び種痘事務、道路の管理事務、都市計画事業の執行、土地収用事務、小学校の管理及び就学義務の督励、国勢調査労働統計等の統計調査事務等であった。これらについて市長は主務官庁の指揮監督を受けて執行し、その事務執行費は市会の議決を経て市が負担した。

##### 市制 第93条

市長其ノ他市吏員ハ従来法令又ハ将来法律勅令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル（昭和四年四月法律第五十六号改正）

前項ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

また、市長事務の一部を分掌する助役は市会

で選挙され、就任には府県知事の認可を要した。二代目となった後、日清戦争後に市の事務が多くなった影響を受けて、1898（明治31）年に助役は2人に増員された。1911（明治44）年の市制全文改正によって、市長の補佐として、市会の選挙ではなく市長の推薦を受けて、市会が定めることとなった。

1941（昭和16）年時点、市町村の区域変更として境界変更が行われる場合、府県知事が関係のある市町村会の意見を徴して、府県参事会の議決を経て、内務大臣の許可を得て定めることとなる。つまり、市の区域変更は国の行政行為によって行われるものであり、関係市町村は公式の諮問を発する前に熟議を凝らして内申するが、最終的には意見する権利しかなかった。

なお、1943（昭和18）年の市制改正では、戦時下の総動員体制における変更点として、市長の責任や役割が強調された。

#### 市制 第88条

市長ハ市内ニ於ケル各種施策ノ総合的運営ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ市内ノ団体等ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ指示ニ従ハザルトキハ市長ハ当該団体等ノ監督官庁ノ措置ヲ申請スルコトヲ得

#### 同 第88条の2

市長ハ町内会部落会及其ノ連合会ノ財産及経費ノ管理並ニ区域ノ変更ニ関シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得ノ市長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町内会部落会及其ノ連合会ハ自己ノ名ヲ以テ財産ヲ所有スルコトヲ得

この改正で市長には、市内の団体等に対する指示の権限や、市内の町内会・部落会・連合会の財産管理や区域変更に対する許可の権限が付加され、市の統治機構の拡大が図られたと言

えよう。

## (2)公文書にみる神戸市長文書

市制施行下で選出された歴代市長の事務引継書には、市費や区費の一覧表、各課の財産物件、書類や帳簿、備品などの目録と引継ぐ必要のある事項が綴られている。

当初、市長事務引継について言及した「市制及町村制実施ニ際シ新任市町村長ニ事務引継及諸費用取扱方」（明治21年8月18日内務省令第4号）では予算に係る条文が大半であったが、明治44年新市制では「市町村吏員事務引継ニ関スル件」（明治44年9月22日内務省令第17号）として、10日以内という引継ぎの期限やその内容も定められた。1926（大正15）年の「市制町村制施行規則」にもほぼ同文が掲げられ<sup>15)</sup>、明治44年新市制から昭和22年5月3日内務省令第29号の「地方自治法施行規則」で廃止されるまで、一貫した市長事務引継が行われたと言える。

市町村吏員事務引継ニ関スル件（明治44年9月22日内務省令第17号）の第1条に次のように定められていた。

#### 市町村吏員事務引継ニ関スル件 第1条

市長村長更迭ノ場合ニ於テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ担任スル事務ヲ後任者ニ引継クヘシ後任者ニ引継クコトヲ得ザル事情アルトキハ之ヲ助役ニ引継クヘシ此ノ場合ニ於テハ助役ハ後任者ニ引継クコトヲ得ルニ至リタルトキハ直ニ後任者ニ引継クヘシ前項引継ノ場合ニ於テハ書類帳簿及財産ノ目録ヲ調製シ処分未済若ハ未着手又ハ将来企画スヘキ見込ノ事項ニ付テハ其ノ順序方法及意見ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ引継ヲ了スルコトヲ得サルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一次監督官庁ノ許可

ヲ受クヘシ

(明治44年9月22日内務省令第17号)

明治期から終戦時までの神戸市の歴史的公文書においては、1901(明治34)年の「事務引継一件」【資料4】に始まり、1945(昭和20)年「市長事務引継書」までの16冊が残されている。【表3】

ここでは、1910(明治43)年の第3代市長 水上浩躬から第4代市長 鹿島房次郎への事務引継書がないことが目立つ。水上は神戸港築港の功績から「築港市長」と呼ばれたが、任期を満了せずに辞任したことから、後任者となる新市長に公式な事務引継がなされなかった可能性はある。

一方、前任者から後任者に引継ぐことが難し

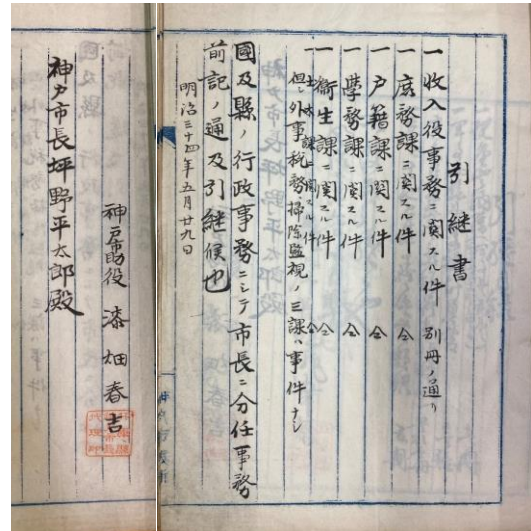
い場合には助役に引継ぎ、それを助役が後任者に引継ぐように、前述の内務省令と大正7年4月兵庫県訓令甲第七号「市町村吏員事務引継細則」には定められており、1941(昭和16)年12月「市長事務引継ニ関スル綴」【資料5】にもこれらの規則に従う神戸市総務部の起案が見受けられた。ここから、上述の例は市長事務引継書が作成されなかったのではなく、文書が役目を終えた後に、永久保存の対象とされずに失われた可能性が高い。

なお、簿冊群の前後には1919(大正8)年「事務引継書類綴」も保存されているが、これは旧武庫郡西灘村の村長辞任に伴う事務引継書である。庶務課に属する公文書として管理された経緯から、昭和後期の整理・引継ぎで時系列に並べられて残されたことが推察される。

表3 神戸市長事務引継書(1901~1945年)

完結年度	(和暦)	文書名	前市長	任期	新市長	任期
1901	明治34	事務引継一件	初代 鳴瀧幸恭	1889年5月21日~ 1901年5月20日	2代 坪野平太郎	1901年5月27日~ 1905年3月17日
1901	明治34	事務引継書類綴	初代 鳴瀧幸恭	1889年5月21日~ 1901年5月20日	2代 坪野平太郎	1901年5月27日~ 1905年3月17日
1905	明治38	事務引継に関する書類綴	2代 坪野平太郎	1901年5月27日~ 1905年3月17日	3代 水上浩躬	1905年9月27日~ 1909年7月23日
1920	大正9	市長事務引継書 1/3	4代 鹿島房次郎	1910年2月28日~ 1920年3月12日	5代 櫻井鐵太郎	1920年10月18日~ 1922年5月27日
1920	大正9	市長事務引継書 2/3	4代 鹿島房次郎	1910年2月28日~ 1920年3月12日	5代 櫻井鐵太郎	1920年10月18日~ 1922年5月27日
1920	大正9	市長事務引継書 3/3	4代 鹿島房次郎	1910年2月28日~ 1920年3月12日	5代 櫻井鐵太郎	1920年10月18日~ 1922年5月27日
1922	大正11	市長事務引継書	5代 櫻井鐵太郎	1920年10月18日~ 1922年5月27日	6代 石橋為之助	1922年12月22日~ 1925年6月3日
1923	大正12	市長事務引継書	5代 櫻井鐵太郎	1920年10月18日~ 1922年5月27日	6代 石橋為之助	1922年12月22日~ 1925年6月3日
1925	大正14	市長事務引継書 1/2	6代 石橋為之助	1922年12月22日~ 1925年6月3日	7代 黒瀬弘志	1925年8月17日~ 1933年8月16日
1925	大正14	市長事務引継書 2/2	6代 石橋為之助	1922年12月22日~ 1925年6月3日	7代 黒瀬弘志	1925年8月17日~ 1933年8月16日
1933	昭和8	市長事務引継一件綴	7代 黒瀬弘志	1925年8月17日~ 1933年8月16日	8代 勝田銀次郎	1933年12月21日~ 1941年12月20日
1933	昭和8	市長事務引継書 1/2	7代 黒瀬弘志	1925年8月17日~ 1933年8月16日	8代 勝田銀次郎	1933年12月21日~ 1941年12月20日
1933	昭和8	市長事務引継書 2/2	7代 黒瀬弘志	1925年8月17日~ 1933年8月16日	8代 勝田銀次郎	1933年12月21日~ 1941年12月20日
1941	昭和16	市長事務引継に関する書類	8代 勝田銀次郎	1933年12月21日~ 1941年12月20日	9代 野田文一郎	1942年1月8日~ 1945年7月20日
1942	昭和17	市長事務引継書	8代 勝田銀次郎	1933年12月21日~ 1941年12月20日	9代 野田文一郎	1942年1月8日~ 1945年7月20日
1945	昭和20	市長事務引継書	9代 野田文一郎	1942年1月8日~ 1945年7月20日	10代 中井一夫	1945年8月11日~ 1947年2月28日

「事務引継一件」 明治三四年



【資料4-1】

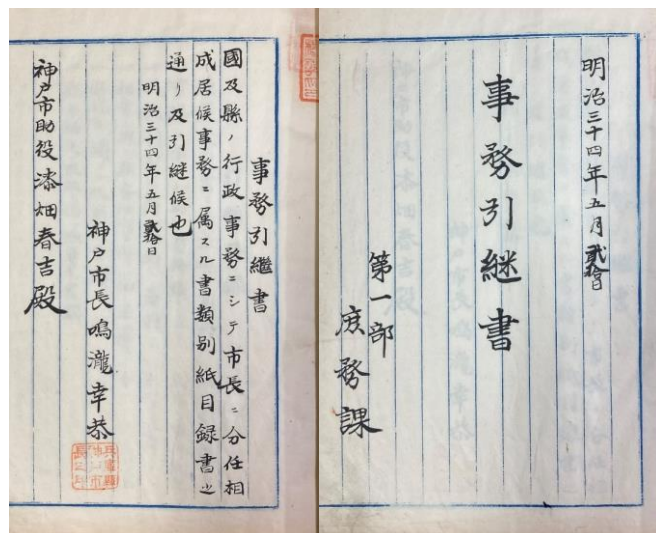
引継書

- 一 収入事務ニ関スル件 別冊ノ通り
  - 一 庶務課ニ関スル件 全
  - 一 戸籍課ニ関スル件 全
  - 一 学務課ニ関スル件 全
  - 一 衛生課ニ関スル件 全
  - 一 土木課ニ関スル件 全
- 但し外事税務、掃除監視ノ三課ハ事件ナシ  
 國及縣ノ行政事務ニシテ市長ニ分任事務前記ノ通  
 及引継候也
- 明治三十四年五月廿九日

神戸市長 坪野平太郎殿

神戸市助役 漆畑春吉

「事務引継一件」 明治三四年



【資料4-2】

明治三十四年五月式拾日

事務引継書

第一部庶務課

事務引継書  
 國及縣ノ行政事務ニシテ市長ニ分任相  
 成居候事務ニ属スル書類別紙目錄書之  
 通り及引継候也

明治三十四年五月式拾日

神戸市長 鳴滝幸恭

神戸市助役 漆畑春吉殿



引継目録

- 一 陸運受負業ニ係ル一切ノ簿冊 未完了事件ナシ
  - 一 市場ニ係ル一切ノ簿冊類 未完了事件別記
  - 一 山林開墾ニ係ル一切ノ簿冊 未完了事件ナシ
  - 一 社寺ニ係ル縣委任事件一切ノ簿冊 全
  - 一 寄托金ニ關スル帳簿及書類 全
  - 一 縣出納吏取扱ニ係ル帳簿及書類 全
- 未完了事件
- 一 市内東尻池村角村猪平太他二名出願駒ヶ林中央

漁類市場 加盟願

本件ハ該市場ヨリ全地方ニ於テ本業ヲ営マンヲ希望スルモノアレハ三名迄ハ加盟サセントノ主意ヲ以テ最初出願ノ際條件トシテ受書ヲ徵シタリ而シテ其主意ヲ願フ當事者間ノ圓滑ヲ計ルニ外ナラサリシモ右出願者ノ意向大ニ之レト反對ノ事蹟ナシモ難計候ニ付直ニ之レヲ採用シ強テ加盟セシムルニ於テハ益々円滑ヲ欠ク事ナレトモ亦タ取テ下ヲ為ザルニ付双方共其儘當廳ニ留置積リニ候

説明

市内湊町松井吉三郎ヨリ兵庫北濱魚市場へ加盟願  
本件ハ双方ハ説諭スルモ應諾ノ運ヒニ至ラス依リテ却下セシ処更ニ何分ノ書面提出迄留置セラレン事ヲ申出ラテルニ付其儘留置トセリ

【資料4-3】

引継目録

- 一 陸運受負業ニ係ル一切ノ簿冊 未完了事件ナシ
  - 一 市場ニ係ル一切ノ簿冊類 未完了事件別記
  - 一 山林開墾ニ係ル一切ノ簿冊 未完了事件ナシ
  - 一 社寺ニ係ル縣委任事件一切ニ係ル件 全
  - 一 寄托金ニ關スル帳簿及書類 全
  - 一 縣出納吏ノ取扱ニ係ル帳簿及書類 全
- 未完了事件
- 一 市内東尻池村角村猪平太他二名出願駒ヶ林中央魚類市場加盟願

説明

本件ハ該市場主ヨリ全地方ニ於テ本業ヲ営マンヲ希望スルモノアレハ三名迄ハ加盟サセントノ主意ヲ以テ最初出願ノ際條件トシテ受書ヲ徵シタリ而シテ其主意タルヤ當事者間ノ圓滑ヲ計ルニ外ナラサリシニ右出願者ノ意向大ニ之レト反對ノ事蹟ナシモ難計候ニ付直ニ之レヲ採用シ強テ加盟セシムルニ於テハ益々円滑ヲ欠ク事ナレトモ亦タ取テ下ヲ為ザルニ付双方共其儘當廳ニ留置積リニ候

説明

市内湊町松井吉三郎ヨリ兵庫北濱魚市場へ加盟願  
本件ハ双方ハ説諭スルモ應諾ノ運ヒニ至ラス依リテ却下セシ処更ニ何分ノ書面提出迄留置セラレン事ヲ申出テタルニ付其儘留置トセリ



## 5. 特別組織としての区（財産区、行政区）

明治21年市制施行前の「区」は府県に直属し、官選の区長、公選議員による区会の設置など、1878（明治11）年の郡区町村編制法によって定められた後の「市」に相当した。

### (1) 財産区<sup>16)</sup>としての区の成立

市制施行によって、従来から共有財産を持っている集落がその財産を管理するために区となり、区会を設ける制度が規定された。1889（明治22）年10月22日神戸市告示第27号では、神戸市内の元神戸部外2部落に区会を開設することとして、市制「第五章 特別ノ財産ヲ有スル市区ノ行政」に基づき区会開設条例が定められた。

#### 市制 第113条

市内ノ一區ニシテ特別ニ財産ヲ所有シ若クハ  
営造物ヲ設ケ其區限リ特ニ其費用(第九十九条)  
ヲ負担スルトキハ府県參事會ハ其市會ノ意見  
ヲ聞キ條例ヲ発行シ財産及営造物ニ関スル事  
務ノ為メ區會ヲ設クルコトヲ得 其會議ハ市  
會ノ例ヲ適用スルコトヲ得

#### 同 第114条

前条ニ記載スル事務ハ市ノ行政ニ関スル規則  
ニ依リ市參事會之ヲ管理ス可シ但區ノ出納及  
會計ノ事務ハ之ヲ分別ス可シ

ここでは、神戸区会、元葺合村に葺合区会、元兵庫湊川西部に湊西区会の3区会を置くものとし、神戸区24人、葺合区10人、湊西区20人の区会議員の定員が定められた。ただし、この条例内では葺合区の選挙区は示されず、1902（明治25）年4月の同条例の改正（明治25年神戸市告示第26号）によって、葺合区会を18人とし、生田川以東を鉄道南北で分

けた2区と生田川以西1区の3選挙区となった。

区会開設条例の第5条で定められた区会の権限は次のとおりである。

- 一 共同財産ニ関シ規程ヲ設クルヲ
- 一 共同財産ニ関スル収支予算ヲ定ムルヲ
- 一 共同財産ノ保管人ヲ定ムルヲ
- 一 共同財産ノ売買讓与ニ関スルヲ
- 一 共同財産ニ関スル収支決算ヲ認定スルヲ

この条例本文からは、当時の区会が今日の財産区議会に相当すること、そして共有財産の管理に特化した権限から始まったことが読み取れる。

さらに、1892（明治25）年に湊東区会、1896（明治29）年には湊区会、林田区会と、合併した地域に区会が設置された。

1909（明治42）年6月に市会決議訓令第4号「区有財産管理委員規程」を定めたが、1915（大正4）年6月30日をもって廃止し、改めて「区有財産管理委員条例」が定められた。区有財産管理委員は市会議員と選挙権のある市民からなり、区有財産と営造物管理について次の事務を行うこととなった。

- 一 不動産ノ賃貸借其ノ他物權ノ設定移転ニ関スル事項
- 二 區會又ハ市會ニ附議スヘキ事件ノ調査準備ニ関スル事項
- 三 収入、支出ノ調定整理ニ関スル事項
- 四 証書及公文書類保管ニ関スル事項
- 五 訴願、訴訟及和解ニ関スル事項
- 六 前各号ノ外特ニ市長ヨリ指定セラレタル事項

ここでは、明治42年規程で「其他市參事會

ニ於テ指定シタル事項」とされていた項目が市長に置き換わっていて、明治44年市制改正による執行機関における権限範囲の変化が表れている。

この区有財産と学校関係財産を管理する区会は、学区の機関としては小学校の設立や学校経営を行っていたが、人口激増によって、家屋税や財産収入が豊かな区（神戸区、湊西区、湊東区）と少ない区（葺合区、湊区、林田区）に分かれていった。財政力が追いつかない区では施設整備も難しくなり、1919（大正8）年3月末に学区制は廃止され、湊東区、湊区、林田区の学校関係財産は市が継承し、当初の3区は財産区となった。

さらに、市制第45条に依り「神戸市一部有ノ財産」に関して神戸区、湊西区の区会を設け、定員や任期、選挙区等について定めることが、1917（大正6）年10月23日に知事発布の神戸市区会条例として制定された。

## (2)行政区の成立と区会の廃止

一方、市制第60条では「処務便宜ノ為メ」、市参事会の意見をもって区を設定し、区長とその代理者各1名を置くことができると定められたが、神戸市では1931（昭和6）年に至るまで設置されなかった。当初、東京、大阪、京都の三市を一般市制ではなく市制特例とし、市長の職務を府知事が、助役の職務を府書記官が行うこととしたが、1898（明治31）年10月に廃止されて他市同様に市長・助役が置かれた。1911（明治44）年の新市制では、勅令で指定する前述の三市に置かれる区と、その他の市に置かれる区が区別され、前者の区は法人格をもつことが明記された<sup>17)</sup>。神戸市などのその他の市に置かれたのは、新市制第82条に基づき処務の便宜を図るための行政区であった。

行政区設置の動向は明治末期には見られ、

1908（明治41）年の名古屋市による行政区設置に続くように、1909（明治42）年には神戸市会が行政区設置の建議を可決したが、市長から提案されることなく終わった。市会では、1896（明治29）年に湊村、林田村、池田村を合併して市域が拡大しつつあったため、区役所の設置が求められていた。

また、市制実施前からの地域に沿って設置されていた学区制の廃止は明治末期より議論された<sup>18)</sup>。1918（大正7）年4月に兵庫県知事の学区制廃止と区有財産処分に関する告示があり、翌1919（大正8）年3月31日をもって学区制を廃止、区有財産や学校施設は市へ移管された。

また、宅地化が困難で管理の難しい山林が多かった葺合区では、1921（大正10）年に区会を廃止することになった<sup>19)</sup>。神戸市区会条例（大正6年神戸市条例第5号）から葺合区会に係る部分を削除する改正が市会の諮問を経て行われ、それに伴い、区有財産管理委員条例<sup>20)</sup>の一部改正も市会に発案された。具体的には、葺合区財産管理委員2名（市会議員1名、市公民中選挙権ヲ有スルモノ1名）を市会議員1名と市公民中選挙権ヲ有スルモノ3名の4名へと増員するもので、これは神戸区と湊西区の水準に揃える改正であった。【資料6】「区有財産管理委員条例改正理由書」には、それまで膨大な山林を火災や土砂災害に警戒して葺合区有財産を管理していた区会議員らがいなくなれば、同条例改正によって区有財産管理委員を増員しなくては困難であるという実状が記載された。

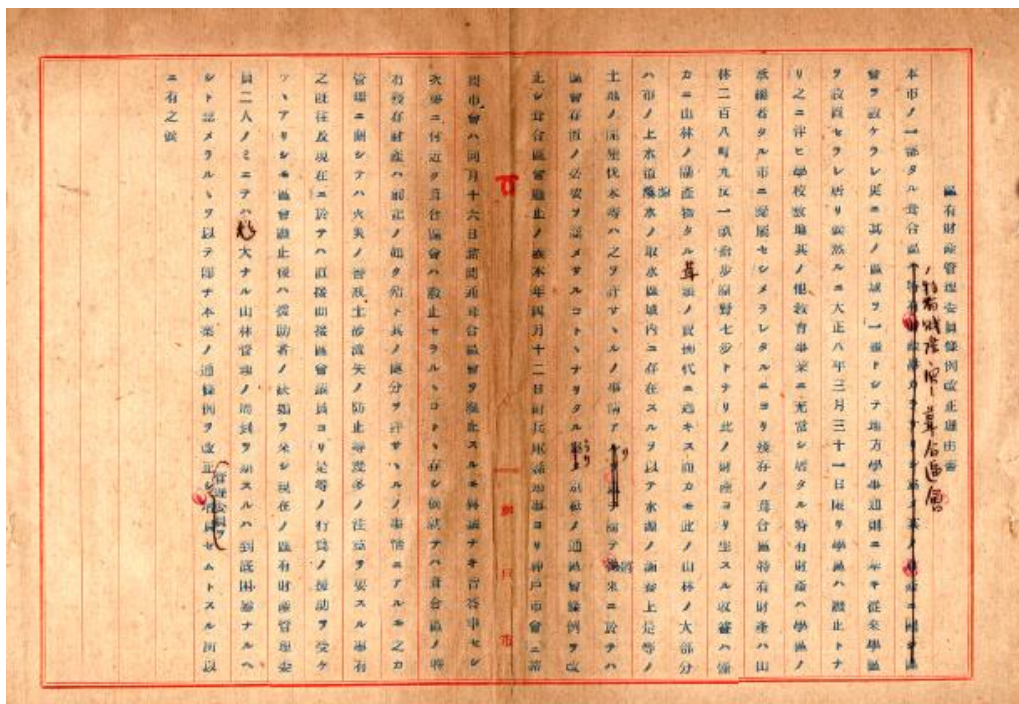
学区制廃止と同時期には、第4代鹿島市長が提案した行政区設置に関する調査検討も助役と課長によって行われ、葺合・神戸・湊西・林田の4区案、東・西の2区案、東・中・西の3区案の3案が検討されたが、市域の大拡

張があるまでは行政区設置の必要はないとの結論を市長に報告し、区設置の提案はなされなかった。

しかし、1919（大正8）年に戸籍などの事務を扱う市吏員派出所2ヶ所が設置され、1920（大正9）年には須磨町の合併によって市域は63km<sup>2</sup>を超えた。そこで、第5代櫻井市長は区設置の必要を認め、1921（大正10）年に4区設置案を市参事会に提出するも、市

参事会で賛成1人、他は反対で否決された。1926（大正15）年、第7代黒瀬市長は他市への出張調査、関係課長による詳細な検討などを行うも、財政難を理由に設置には至らなかった。同時期、横浜市では1927（昭和2）年に区制施行により、5行政区（鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区）を設置した。

1929（昭和4）年に西灘村、六甲村、西郷町を合併した神戸市域の面積は83km<sup>2</sup>となり、



「区有財産管理委員条例改正理由書」

大正十年

【資料6】

区有財産管理委員条例改正理由書

本市ノ一部タル葺合區ノ特有財産ニ関シ葺合區會ヲ設ケラレ更ニ其ノ區域ヲ一畫トシテ地方學事通則ニ基キ從來學區ヲ設置セラレ居リ候然ルニ大正八年三月三十一日限リ學區ハ廢止トナリ之ニ伴ヒガッコウシキチ其ノ他教育事業ニ充當シ居タル特有財産ハ學區ノ承継者タル市ニ歸屬セシメラレタルニヨリ殘存ノ葺合區特有財産ハ山林二百八町九反一畝拾歩原野七步トナリ此ノ財産ヨリ生スル收益ハ僅力ニ山林ノ副産物タル葺類ノ賣拂代ニ過キス而力モ此ノ山林ノ大部分ハ市ノ上水道源水ノ取水區域内ニ存在スルヲ以テ水源ノ涵養上是等ノ土地ノ開墾伐木等ハ之ヲ許サ、ルノ事情アリ隨テ將來ニ於テハ區會存置ノ必要ヲ認メサルコト、ナリタルニヨリ別紙ノ通區會條例ヲ改正シ葺合區會廢止ノ義本年四月十二日附兵庫縣知事ヨリ神戸市會ニ諮問市會ハ同月十六日諮問通葺合區會ヲ廢止セラルコト、存シ候附テハ葺合區ノ特有財産ハ前記ノ如ク殆ト其ノ處分ヲ許サ、ルノ事情ニアルモ之ノ管理ニ關シテハ火災ノ警戒、土砂流失ノ防止等幾多ノ注意ヲ要スル事有之既往及現在ニ於テハ直接間接區會議員ヨリ是等ノ行為ノ援助ヲ受ケツ、アリシモ區會廢止後ハ援助者ノ缺如ヲ來シ現在ノ區有財産管理委員二人ノミニテハ底困難ナル山林管理ノ周到ヲ期スルハ到底困難ナルヘシト認メラル、ヲ以テ即チ本案ノ通條例ヲ改正シ管理員ヲ増員セムトスル所以ニ有之候

これを契機に行政区設置へと至る。市民の利便からの必要性とともに、合併に際した三町村側の希望条件として行政区の事項があり、1931（昭和6）年2月10日に「神戸市区設置規程制定ノ件」「区長及区収入役ニ事務分掌ノ件」などの議案【資料7】が市会に提出された。こうして、神戸市の行政区として、当時の市会議員の選挙区にしたがった8区が設置され、東京などの法人区と同様の扱いを受けるものとし、各区に有給吏員の区長が置かれた。市会では批判、反対が多かったが、市長との質疑、採決によって行政区設置が可決された。同年9月1日から各区役所で、戸籍、印鑑などの証明事務、税などの徴収事務などが扱われることになった。

行政区設置後の1933（昭和8）年12月、神戸市会が意見書を提出して区会廃止の議論が表面化していく<sup>21)</sup>。この時点では神戸区会はこのことに反対して知事・市長に意見を提出していたが、1937（昭和12）年11月19日には区会が議員提出第一号議案として、神戸区会廃止の件を全員一致で可決、知事・市長に意見書を提出した。そして、同年12月には知事諮問第41号によって、神戸市区会条例の廃止を市会に諮り、可決された。神戸市区会条例廃止条例によって、同月22日、両区の区会議員の任期満了に伴い区会を廃止することとなった。合わせて、神戸区や湊西区の一定範囲を市に移譲する件も市会で可決され、神戸市から両区へ毎年交付金が支払われることとなった。

その後、1945（昭和20）年に第二次世界大戦中の疎開・戦災による人口激減や、行政区と警察署管轄区域の不一致に対する措置として、行政区8区が6区に再編成された。被災地域の湊東・湊・兵庫<sup>22)</sup>の三区を兵庫区に、神戸区を生田区に、林田区を長田区に改称し、林田区と須磨区<sup>23)</sup>の境界の整理なども行われた。

### (3)公文書にみる区会文書

神戸市の各区会に関する歴史的公文書は、1887（明治20）年から1921（大正10）年までの154件で、その内容は、原議、議案、予算書・決算書、会議録、成議録などが主である。これらは、原議・議案や決議書30件、議事録73件、予算書・決算書31件と大別できる。

明治期の各区会の議事録は「議事録（神戸区）明治24～33年」のように6～11年度分をまとめて綴った簿冊が多く、議事録を年度で完結させるようになったのはおおよそ1908（明治41）年頃からであった。

区会の簿冊名称にも、市参事会と同様に「議事録」と「会議録」が見られる。しかし、整理の結果、区会の「議事録」は1897（明治30）年から1910（明治43）年、「会議録」は1911（明治44）年から1919（大正8）年と重なることなく作成されたことがわかった。この点は、大正後期から昭和初期に二つの名称が併存した市参事会とは異なる。

前述した通り、1920（大正8）年3月に湊東区会、湊区会、林田区会の学校関係財産は市に継承されたため、3区の区会会議録は1919（大正7）年度が最後である。そして、葺合区会が廃止されることになった1921（大正10）年には、「区会原議綴（葺合・神戸・湊西財産区）大正8～10年」と「会議録（湊西区）」の2冊が残る。

財産区については、明治後期から大正期にかけて共有地名簿や区有財産管理等に係る文書も71件残されている。一方で、神戸区会と湊西区会が廃止されたのは1937（昭和12）年12月であるが、区会廃止に係る議論を示す歴史的公文書は区会の記録としては残されていない。

昭和六年

<p>第二號議案 神戸市區設置規程制定ノ件 神戸市區設置規程左ノ通制定セムトス 昭和六年二月十日提出 神戸市長 黒 瀬 弘 志</p>	
<p>第一條 神戸市ハ處務便宜ノ為左ノ區ヲ設ク</p>	<p>區名 葺合區 神戸區 湊東區 湊西區 林田區 須磨區 灘區</p>
<p>第二條 各區ニ區長及區收入役各一人ヲ置ク</p>	<p>區域 葺合區 神戸區 湊東區 湊西區 林田區 須磨區 灘區</p>
<p>第三條 區長ハ有給吏員トス 附 則 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>理 由 本市ノ戸口ハ逐年著シク増大シ曩ニ須磨町ヲ併合シ亦最近東部三ヶ町村ヲ併合スルニ及ンテ今ヤ人口ハ八十萬ニ達トシ戸數十八萬ニ達セントス然モ市ノ廣袤ハ五方里ヲ超ヘ仍將來益其ノ増大ヲ見ントス仍テ現状ヲ以テシテハ萬般ノ行政上不便尠ナカラサルヲ以テ本案ノ如ク區ヲ劃シ處務便宜ヲ圖ラムトスルニ在リ</p>

【資料7】

第一二號議案

神戸市區設置規程制定ノ件

神戸市區設置規程左ノ通制定セムトス

神戸市長 黒 瀬 弘 志

第一條 神戸市ハ處務便宜ノ為左ノ區ヲ設ク

- |     |     |
|-----|-----|
| 區名  | 區域  |
| 葺合區 | 葺合區 |
| 神戸區 | 神戸區 |
| 湊東區 | 湊東區 |
| 湊西區 | 湊西區 |
| 林田區 | 林田區 |
| 須磨區 | 須磨區 |
| 灘區  | 灘區  |

第二條 各區ニ區長及區收入役各一人ヲ置ク

第三條 區長ハ有給吏員トス

附 則  
本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由  
本市ノ戸口ハ逐年著シク増大シ曩ニ須磨町ヲ併合シ亦最近東部三ヶ町村ヲ併合スルニ及ンテ今ヤ人口ハ八十萬ニ垂トシ戸數十八萬ニ達セントス然モ市ノ廣袤ハ五方里ヲ超ヘ仍將來益其ノ増大ヲ見ントス仍テ現状ヲ以テシテハ萬般ノ行政上不便尠ナカラサルヲ以テ本案ノ如ク區ヲ劃シ處務便宜ヲ圖ラムトスルニ在リ

## 6. おわりに

本稿では、市制公布と改正を契機として、明治憲法下で神戸市の議決機関と執行機関が成立していく過程を整理したうえで、歴史的公文書の調査を行い、明治憲法下で神戸市を代表する各機関が作成・関与した行政文書の実態を整理し、その体系と現存する文書群に表れた傾向を解いた。

市会は、予算や条例の議決機関として明治前期の兵庫県による区会の設置を系譜に、1889（明治22）年市制によって成立した。市参事会は市長・助役・名誉職参事会員による合議制の執行機関から明治44年市制改正によって副議決機関に転換した。市長は市会の推薦による勅裁制度から市会選挙へ、そして戦時を経て、戦後は市民の直接選挙で選ばれることとなり、助役は市会の選挙から市長の推薦となった。市制によって神戸市に置かれた区は今日の財産区にあたる3区と区会であった。また、行政区の設置に向けた市会と市長による検討は明治中期から昭和期まで続き、市町村合併による市域拡大を契機に1931（昭和6）年に8区が置かれた。

全体を通して、市制の検討と神戸市の歴史的公文書等の分析から、明治憲法下では度重なる市制改正を通じて議決機関と執行機関の再編成が図られ、市行政事務の合理的執行のため、市長に権限集中が図られていった過程がよく表れていた。

これから神戸市が歴史的公文書等を適切に選別し、整理を進めていくためには、神戸市政のあゆみと国との関係や、市政史と実際に残された歴史的公文書等の位置づけを多角的に考えることが重要である。各組織が記録した行政文書を読み込むことで、そこに記録された内容にとどまらず当時の組織の職務権限やあり方が変わっていく過程、市民生活に及ぼした影響

等も明らかになっていくだろう。公文書館機能の確立が神戸市政史の解明や今後の施策に資することを切に願う。

（神戸市公文書アドバイザー）

## 註

- 1) 意見書：地方自治法第99条の規定に基づき、市の公益に関することについて、国会や国、県などの関係行政庁に対し、市会の意思をまとめて提出する文書。意見書の案は、議員が提案し、本会議でその可否を決める。
- 2) 定例会は、第1回定例会（2月議会約40日、6月議会約15日）、第2回定例会（9月議会約40日、11月議会約10日）をおおむねの開催時期とする。議員の任期満了による一般選挙が行われる年は年3回開催される。
- 3) 民会議事章程略：1873年（明治6）11月26日に兵庫県令（現在の県知事）神田孝平が通達した「明治6年兵庫県487号」を構成する会議規則。同年9月「兵庫県民会議事方法撮要」において県会・区会・町村会の開設が定められ、その基礎となる町村会の開設のために設けられた。
- 4) 2022年時点の神戸市会は議員定数69人、任期4年。
- 5) 市制第49条によって、助役と名誉職参事会員の定数は定められていた。助役は東京3名、京都・大阪各2名、その他1名、名誉職参事会員は東京12名、京都・大阪各9名、その他6名とされ、神戸市はその他に当たった。助役及び名誉職参事会員は市条例をもって定員を増減するものとされた。
- 6) 「第六十四条 六 市ノ諸證書及公文書類ヲ保管スル事」
- 7) 別途置かれる臨時委員や常設委員は、市議員や市参事会員によって構成され、市参事会のもとで行政事務の一部を分担した。（勸業委員、土木委員、衛生委員など）
- 8) 『新修神戸市史 行政編 I 市政のしくみ』1995年
- 9) 神戸市調査課編『執務提要』神戸市、1941年
- 10) 同上
- 11) 市制（明治44年4月7日法律第68号、昭和15年3月29日法律第63号改正）第67条、90条、107条、130条、132条
- 12) 一方で、区会に関する歴史的公文書は1887（明治20）年から1898（明治31）年の期間も残されており、予算成議録や決算書、区議案綴、議事録などが見られる。
- 13) 明治44年市制第62条 議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ調製シ會議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシノ會議録ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルコトヲ要ス
- 14) 注9に同じ、p.38



- 15)市制町村制施行規則（大正 15 年 6 月 24 日内務省令第 19 号）第 23 条 市長村長更迭ノ場合ニ於テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ担任スル事務ヲ後任者ニ引継グベシ、後任者ニ引継クコトヲ得ザル事情アルトキハ之ヲ助役ニ引継グベシ、此ノ場合ニ於テハ助役ハ後任者ニ引継グコトヲ得ルニ至リタルトキハ直ニ之ヲ後任者ニ引継グベシ前項引継ノ場合ニ於テハ書類帳簿及財産ノ目録ヲ調製シ処分未済若ハ未着手又ハ将来企画スベキ見込ノ事項ニ付イテハ其ノ順序方法及意見ヲ記載スルコトヲ要ス
- 16)財産区：かつて集落で活用していた山林やため池などの不動産を管理運営する特別地方公共団体。明治～昭和の市町村大合併で、資産を守るため設置された。県内には 500 以上の財産区があり、神戸市の 157 は自治体の中で全国有数である。
- 17)法人格の財産区とされたが、京都・大阪における実態は区議会もなく行政区としての機能であった。
- 18)教育費は各学区の家屋税を中心とした財源に依り、家屋税負担額の学区間不均等とそれに伴う教育条件の不均等問題が生じていた。神戸、湊東、湊西の三区は廃止に反対、葺合、湊、林田の三区は賛成であった。
- 19)大正 10 年 7 月 15 日条例第 83 号 区有財産管理委員条例中一部改正の件
- 20)区有財産管理委員規程（明治 42 年 6 月 28 日市会議決訓令第 4 号）の市制改正（第 83 条）によって、葺合・神戸・湊西各区に財産管理委員を置くこととする区有財産管理委員条例（大正 4 年神戸市条例第 27 号）が定められた。
- 21)神戸市神戸財産区『補修神戸区有財産沿革史』神戸市神戸財産区、1941 年
- 22)「湊西区」は「兵庫区」に改める建議が市会で可決され、1933（昭和 8）年 1 月に兵庫区に改称された。
- 23)戦後 1946（昭和 21）年 11 月に、旧垂水町は須磨区から分かれて垂水区が設置された。



## 『神戸市民時報』にみる防空活動と町内会隣保組織の実態

岸本 くるみ

### 1. はじめに

本稿は、神戸市が第二次世界大戦時期の4年余りの期間に発行した広報紙『神戸市民時報』に着目して、当時の市民生活における防空活動と町内会・隣保等の組織の実態を明らかにするものである。

神戸市においては、市民による第二次世界大戦の記録と記憶をめぐる複数の継承活動が続けられている。それらの代表的な成果には、1971(昭和46)年より長年にわたり神戸空襲に関する体験談や資料を収集してきた「神戸空襲を記録する会」が発行した書籍や報告書<sup>1)</sup>、2012(平成24)年より「神戸平和マップをつくる会」が作成した戦災モニュメント等を掲載した地図<sup>2)</sup>、2017(平成29)～2022(令和4)年に「神戸の戦争孤児の記録を残す会」が証言を集めた冊子<sup>3)</sup>などがある。紙媒体として記録を残す活動だけでなく、慰霊祭や語り部講演会の開催など、神戸における戦争・空襲の記憶を伝える活動が続いている。また、神戸市は戦災関連資料や体験談の収集、夏期に資料展示も行っている。

戦時下神戸の防空に関する研究には、当時の神戸市による民防空体制の構築と防空意識の啓発について『神戸市民時報』等から読み解き、それらが空襲時に機能したかを戦略爆撃調査団が分析・評価した報告を用いて論じた洲脇一郎による成果<sup>4)</sup>がある。ここでは、主に『神戸市民時報』の記事の内容から、国が「防空思想」

と表現した<sup>5)</sup>防空意識教化についての神戸市の発信と、それを受けた市民が町内会隣保組織で行った防空活動について取り上げた。戦略爆撃調査団の報告から啓発された防空体制では空襲被害を防げず、「民防空の壊滅」であったと結論づけた。

本稿では、これらの防空活動の成果や評価を踏まえ、2章では戦時下の神戸市における広報紙『神戸市民時報』発行の背景を国家の動向との関係から解説し、その役割や発行の状況を明らかにする。3章では同紙面における防空啓発の具体的内容を記事内容から分類し、防空法の改正やそれに伴い内務省防空局が発行した『時局防空必携』と照合することによって、防空法が定めた防空活動の各分類の側面から、実際の防空関連情報発信の傾向を分析する。4章では防空活動を行う組織であった町内会隣保組織の成立と変容に着目し、町内会隣保組織の「常会」における『神戸市民時報』活用の実態を、同紙面の悉皆調査と当時の防空書や神戸市公文書から検討し、市と市民をつないだ『神戸市民時報』が果たした機能について考察する。

### 2. 主資料の解説

#### 2-1 『神戸市民時報』の成立

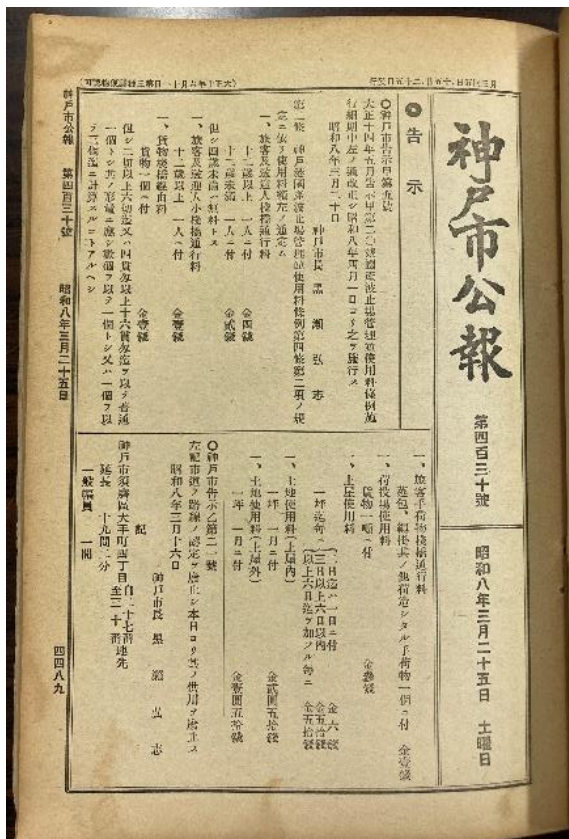
内閣印刷局は1883(明治16)年7月2日より発行された『官報』の雑報欄を充実、拡大させ、1936(昭和11)年10月14日より『週報』(全452号：～1945(昭和20)年8月

29日)を発行した。この流れにおいて、神戸市総務局は1941(昭和16)年8月11日より『神戸市民時報』(全184号:~1945(昭和20)年10月25日)を発行する。

『週報』は、「官報附録別刷 週報」<sup>6)</sup>として発行された際に国からの発信を「一般の国民に徹底普及」<sup>7)</sup>することを目的に掲げた。土屋内閣印刷局長は「国政一般並に各種法令の内容等を、国民及び、各官公衛等に周知徹底せしむること」<sup>8)</sup>と述べ、1936(昭和11)年5月に内閣に設置された情報委員会<sup>9)</sup>が各省部局の提供資料を編集したものであると説明した。神戸市総務局の発行した『神戸市民時報』には、『週報』の内容を転載した記事が何度も見られる。なお、記事の転載には出典を明記した上で、発行物を情報局週報課宛に三部送ることとされ、管理されていた。『週報』は『官報』購読者に無料配布されたほか、定価1部5銭で販売も行われていた。

また、『週報』創刊の翌年度には、より大衆向けの発信を目的とした『写真週報』(全375号:1938(昭和13)年2月16日~1945(昭和20)年7月21日)が内閣情報部から発行された。創刊号では「週報が国策のパンフレットなら、写真週報は国策のグラフともいべき姉妹誌」と紹介されており、「官民各種写真関係者」から応募された写真を内閣情報部(以前の情報委員会)が編集して誌面が構成された。1938(昭和13)年2月23日付第2号以降は、「写真応募規定」を掲載し、「本誌は『写真報国』の一助のもと考え、出来るだけ開放し諸君のカメラを動員し、優秀な技術を待っている」<sup>10)</sup>と市民にも写真提供を呼びかけた。『写真週報』の定価は1部10銭であった。このように市民へ向けてより迅速かつ密な情報発信を行うため『官報』から『週報』が誕生した。

それと同様に、第二次世界大戦下の神戸市では『神戸市公報』に代わって『神戸市民時報』



【図1】刷新前の『神戸市公報』(昭和8年3月25日)と刷新後の『神戸市公報』(昭和8年4月5日)

が発行された。『神戸市公報』は、条例・告示・規程・任免辞令などを官報式に発信するもので、1921（大正10）年4月5日の創刊以降、月3回の発行と定められた。これは、1941（昭和16）年7月25日の第721号をもって一時廃刊となり、『神戸市民時報』に統合された。廃刊について同号では、高度国防国家体制確立の指針に従って1940（昭和15）年に行われた町内会組織の整備を挙げ、戦時市民生活の刷新向上に資するために公報から時報へ変更すると記されている。『神戸市民時報』が廃刊となった翌月の1945（昭和20）年11月15日に『神戸市公報』は復刊し、現在も発行は続いており、紙媒体ではなく神戸市HP上にデジタルデータで公開されている。

発行からしばらくの『神戸市公報』は、内容もレイアウトも官報式の紙面であった。しかし、1933（昭和8）年4月から紙面を刷新し、「旬間ニュース」や「区役所だより」などの市民向けの記事を掲載するようになった【図1】。昭和15年の町内会組織整備以降に一度、「町内会だより」欄を設けて町内会の活動が紹介され、『神戸市民時報』にも受け継がれた。

## 2-2 『神戸市民時報』の役割

1941（昭和16）年7月30日付の『週報』第251号に「さあ常会を開きましょう—これを手引にして下さい」という記事が掲載された。以降、『週報』の毎月最終号に「常会の頁」を設け、常会で話し合うべき徹底事項、各地の模範的な常会を取り上げて紹介する「各地に常会を見る」などの掲載する旨が書かれた。

翌8月2日に神戸市は「神戸市民時報発行規程」【資料1】及び「神戸市民時報発行事務取扱規程」【資料2】を施行、『週報』の常会徹底事項を掲載する『神戸市民時報』を総務局から発行開始した。「神戸市民時報発行規程」に

は、発行の目的として①市政を一般市民に周知する、②下部組織の指導育成の資料とする、③それによって市民生活の刷新向上に資する、の3点が挙げられた。

1941（昭和16）年8月11日付の第1号から市民の声に答える欄が用いられ、その後も町内会の活動紹介、漫画や写真が使用された紙面【図2】から市民に向けて情報をわかりやすく伝えようとする工夫が読み取れる。

『神戸市公報』の主な内容であった条例・告示・訓令・任免及辞令・献金寄附などは、本紙に掲載されたこともあったが『神戸市民時報附録』『神戸市民時報号外』として別途発行された。なお、号外は70号以上発行されており、1941（昭和16）年12月8日の米英両国に対する宣戦の大詔を伝えた「告諭第二号」【図3】や、1943（昭和18）年7月22日「防空待避所を速に整備しましょう」など、緊急性の高い内容を伝えたものもあった。

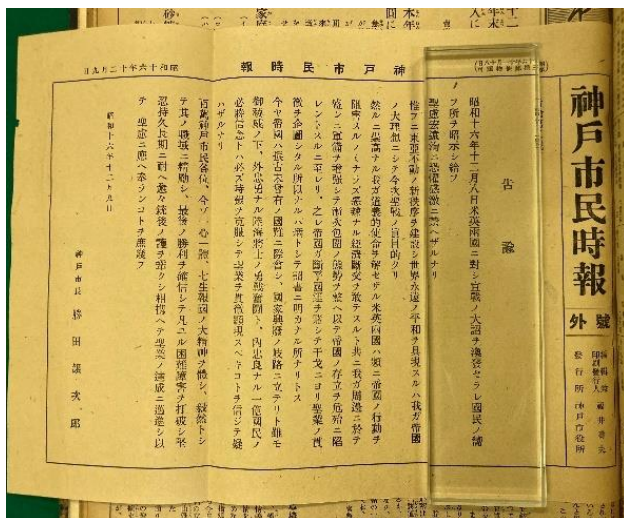


【図2】『神戸市民時報』第4号  
（昭和16年9月11日）

『神戸市民時報』の紙面は基本 4 頁で構成され、一面には回覧用の捺印欄と「隣保回覧板」「月の常会資料」「常会徹底事項」などの項目があり、回報の役割を果たしていたことが『神戸市公報』の明確な違いである【図 4】。『週報』の発信内容を神戸市が『神戸市民時報』に掲載し、市内の町内会隣保組織に配布し、常会と回覧によって各戸にその内容が徹底された。

このような動きは他都市にもあり、東京市では 1939 (昭和 14) 年に冊子『市政週報』を創刊し、さらに「広く市民一般へ周知させなければならない事項をまとめて編集」<sup>11)</sup>した一枚ものの『東京市隣組回報』も発行していた<sup>12)</sup>。また、東京市では隣組回覧板として板に回報をつけて配布し、広告ビラなどに紛れ込むことを避け、どの世帯にも行き渡らせるよう工夫されていた。それでも途中の紛失や停滞によって配給の知らせなどが間に合わないこともあるため、町内会の常会で一堂に会した際に内容を確認することが重要とされた<sup>13)</sup>。回覧板は常会開催に至るまでの過渡的な使用を目的に作られ、その後も隣保内で周知事項を伝えるものとして残った。現在も、町内会や自治会発信の連絡事項、地域イベントのお知らせなどを居住者に伝える媒体として回覧は使用されている。

『神戸市民時報』第 1 号巻頭「創刊に際し



【図 3】『神戸市民時報号外』(昭和 16 年 12 月 9 日)

て」において、第 8 代市長 勝田銀次郎は「幸いにこのたび隣保町内会の出来ましたのを好機として」『神戸市公報』に替わる『神戸市民時報』の創刊号を全市の隣保に届けたことを述べた。

『神戸市民時報』の発行費用には、1941 (昭和 16) 年度神戸市歳入出予算の市役所費第五項で 35,635 円が計上された<sup>14)</sup>。同誌の「編集室から」の欄を見ると、第 1 号以降も毎号隣保に配布されたこと、購入希望の場合は別途配達されたことが読み取れる。定価は 1 部 3 銭、1 年分を前納する場合は 1 円であったが、時局の変化によって旬刊から週刊への変更や休刊も挟み、配達ができない時期もあった。

### 2-3 『神戸市民時報』の発行

『神戸市民時報』は毎月 1・11・21 日の 3 回の旬刊で始まり、1942 (昭和 17) 年 5 月



【図 4】「周知事項」と「捺印欄」  
『神戸市民時報』第 48 号 (昭和 17 年 10 月 10 日)

30日付の第29号からは、配給などの必須事項をできるだけ早く伝えるために毎週土曜日発行に変更された。

しかし、戦時下での印刷用紙と労力不足を理由に、1944（昭和19）年12月末号を休刊、1945（昭和20）年1月発行の新年号（第163号）からは毎月5・15・25日の旬刊に戻った。

1945（昭和20）年3月下旬、4月上・中旬、6月中・下旬は都合により休刊しているが、これは3月17日、6月15日の米軍による大規模爆撃によって神戸市内の空襲被害が大きく発行が困難であったためと推察される。休刊の合間に出版された1945（昭和20）年4月25日付の第171号「編集室より」の欄には、「本号より戦時版として体裁を変えました、これは発行部数の減少により従来如く隣保一部宛の回覧が出来兼ねるので組単位で回覧して戴くか、或は掲示板に貼布して戴くかになると思いますので活字を大きく致しました」とある【図5】。同号以降は一面から捺印欄がなくなり、4頁を基本とした紙面を一枚もの両面印刷（2頁）での発行となった。また、個別購入者への配布も中止され、希望者は「市役所内総務局総務課市民時報係」まで取りに行くよう案内された。

その後、1945（昭和20）年8月15日付の第180号は作成されたが配布を差控えられた。「国民義勇隊と義勇戦闘隊」「一億皆総兵」<sup>15)</sup>などの見出しが終戦後の市民生活にそぐわなくなったためだろう。同年8月下旬、9月上・中旬は休刊、9月25日に同第181号が発行され、巻頭には「神戸市民に告ぐ」として終戦時点の中井一夫市長の言葉が掲載された。以降も1945（昭和20）年10月25日付の第184号まで発行

されたが、内容は学童疎開していた子どもたちの帰宅、衣料疎開していた現品の返却、罹災証明の手続き方法や応急簡易住宅の斡旋情報など、生活復興に関するものであった。終戦から2か月余りの内容からは、防空活動をはじめとした戦時下の市民生活の核をなした戦争への備えが終戦を境に必要でなくなったことが明らかである。なお、同号では廃刊について触れられておらず、最後の号外は翌11月4日に発行された。1945（昭和20）年11月15日付の『神戸市公報』の復刊第1号には、「再建日本の港都に飛躍すべく、神戸市民時報を廃して新に「神戸市公報」として誕生、市政の報道機関紙として役所と市民の緊密な連携を保つよう、新構想のもとに発足することになりました」と記載があり、『神戸市民時報』は第184号をもって終わりを迎えたことがわかる。



【図5】『神戸市民時報』第171号（昭和20年4月25日）

【表1】『時局防空必携』目次より1943（昭和18）年改定前後の比較

1941（昭和16）年発行	1943（昭和18）年改訂
はしがき	はしがき
第一 空襲判断	第一 どんな空襲を受けるか
一、空襲は必ず受ける	一、空襲の目標
二、空襲目標	二、空襲の時刻
三、空襲の時刻	三、空襲の程度
四、空襲の機数及回数	四、投下弾
五、空襲の高度	—
六、投下弾の種類	—
七、隣組には何発中るか	—
八、空襲の実害	—
九、空襲の被害	—
第二 軍防空と民防空との関係	第二 防空とは
—	第三 防空の組織
第三 民防空	第四 家庭、隣組の防空
其の一 防空精神	その一 ふだんの準備
其の二 ふだんの準備	その二 警戒警報が発令されたら
一、家庭	その三 空襲警報が発令されたら
二、隣組	その四 敵機が来たら
三、計画	その五 焼夷弾が落ちたら
四、訓練	その六 火災になったら
其の三 防空実施が発令されたら	その七 爆弾が落ちたら
一、家庭	その八 毒ガス弾が落ちたら
二、隣組長	その九 死傷者が出来たら
三、計画の点検及び訓練	その十 空襲警報が解除されたら
其の四 警戒警報が発令されたら	—
一、家庭	—
二、隣組長	—
其の五 空襲警報が発令されたら	—
一、家庭	—
二、隣組長	—
其の六 敵機が来たら	—
其の七 焼夷弾が落ちたら	—

1941（昭和16）年発行	1943（昭和18）年改訂
一、防護監視員	—
二、焼夷弾の落ちた家庭	—
三、隣組	—
其の八 火災になったら	—
其の九 付近に火災が起こったら	—
其の十 路上を通行の場合	—
其の十一 毒瓦斯弾が落ちたら	—
其の十二 空襲警報が解除されたら	—
第四 学校、工場及病産院の防空	第五 学校、工場、銀行、会社、病・産院、興行場、集会、百貨店等に対する一般の心得
一、学校	一 学校
二、工場	二 工場
三、病産院	三 銀行、会社等
—	四 病・産院
—	五 興行場、集会、百貨店等
第五 空襲下の日常生活	第六 その他
一、銀行その他の金融機関	一 路上通行者
二、郵便、貯金、電信、電話、電気	二 鉄道、船舶等
三、鉄道、船舶	三 食料
四、集会場、劇場、映画館、百貨店	四 飲料水
五、食料	五 郵便、貯金、電信、電話、電気、ガス
六、飲料水	六 銀行その他金融機関
七、罪と罰	七 空襲による被害の救済と保険
—	八 防諜
—	九 罪と罰
付表	付表
第一 警報伝達一覧表	第一 警報伝達一覧表
第二 各種焼夷弾効力判定表	第二 各種焼夷弾効力判定表
第三 爆弾効力判定表	第三 爆弾効力判定表



### 3. 『神戸市民時報』にみる「防空」の啓発

本章では、「防空」について市民に伝えた『神戸市民時報』に、具体的にいかなる記事が掲載されたのかを分析する。

市民にとって「防空」とは、1937(昭和12)年4月に公布、10月に施行された防空法の第一条にある通り、「陸海軍以外の者の行う灯火管制、消防、防毒、避難及救護並に此等に関し必要なる監視、通信及警報」<sup>16)</sup>を意味した。

1941(昭和16)年の同法改正では「防空の範囲の拡張」として偽装、防火、防弾、応急復旧の4つの内容が追加された。防火の内容には防火改修が含まれたほか、事前退去の禁止制限と応急消火の義務が加えられた。事前退去の禁止制限とは、内務大臣が一定の区域に対し居住者が空襲に遭う前に自宅から退去することを禁止または制限することができるものである。応急消火の義務は、火災が発生時その場に居合わせた者に課せられることとした。事前退去した者、応急消火をしなかった者は罰せられることが法に定められた。免除されるのは、防空の実施に従事できない者(7歳未満または70歳以上の者、妊婦、傷病者等)であり、疎開の対象者でもあった<sup>17)</sup>。

1943(昭和18)年の同法改正では「防空業務の範囲拡張」として、分散疎開、非常用物資の配給、入市制限、防空施設整備のための土地家屋の強制収用なども追加された<sup>18)</sup>。

1941(昭和16)年同法改正後、同年12月に各省、企画院、防衛総司令部が制作、財団法人大日本防空協会が発行した『時局防空必携』によると、防空は軍の行う軍防空と一般官民の行う民防空とに分けられていた。軍防空は高射砲などで敵機を撃ち落とすものであり、そこから漏れた敵機による爆撃被害を最小限度に食い止めることが民防空で行われるべきこととされ、空襲時に行動すべきことや備える物など

の具体例が示された。なお、前述した『時局防空必携』もまた同法改正に伴い改訂されており、1943(昭和18)年に内務省防空局から『昭和十八年改訂 時局防空必携解説』が発行された。改訂版では、防空監視、警戒警報や空襲警報を伝える、灯火管制、偽装、防火、負傷者の手当、建物等の修理、その他の各種準備を整えて空襲の被害をできるだけ少なくすることであると、「陸海軍の行う防衛に即応して行われる」防空活動の内容が明確に示された。

『神戸市民時報』全184号を対象に、防空に関する記事見出しとキーワードを抽出し、防空法が定めた防空活動の内容に即した、灯火管制、消防、防毒、避難、救護並びにこれらに必要な監視、通信・警報、偽装、防火、防弾、応急復旧の10区分に分類した【表2】。なお、1943(昭和18)年の改正によって追加された防空の範囲については『神戸市民時報』が発行時期の後半にあたるため、区分として設置していない。また、記事に複数の要素がある場合は、複数の区分に加算した。

防空関連記事を分類したところ、対象となった400件のうち、多い順に避難(19%)、防火(18%)、防弾(15%)の3区分となり、全体の半数以上を占めた。

記事数が最も多かった「避難」は、緊急避難の方法や訓練、待避所の整備に関する内容であるが、現在の防災の場面で使われる避難とは異なる部分がある。1941(昭和16)年の防空法改正時に追加されたように、被災しないための事前退去は禁止であり、居合わせた者が応急消火することは義務であった。

各隣保や家庭で床下や屋外を掘り下げて作られた数人が入れる程度の空間を待避所あるいは待避壕と呼び、それは「防空活動者が空襲時に於て無益の損傷を避け積極的に活動能力

【表 2】『神戸市民時報』掲載の防空関連記事の分類

区分	記事 件数	主な内容（見出し）
避難	77	・防空待避所を一速に整備しましょう ・「疎開を行う都市に住む必要の少ない人々はこの際地方に移ること」に就いて
防火	72	・町内会だより“防火”に子供隣組 謝礼もそのまま献金 ・防火改修は知事が指示します一家主も居住者も共に御協力を！！
防弾	61	・焼夷弾の種類と見分け方 ・紙類を貼ったガラスの強さは一和紙は最も効果的 ・備えよ 無警報の空襲 ロケット弾攻撃
通信・警報	53	・配給欄 空襲警報は配給も中止 ・空襲警報の信号方法が変りました
消防	43	・空襲と水道 時間給水の施設が配水操作に役立つ 日本一の消火用水道 ・水！水！！水！！！！ 貯水槽は完全ですか？—今一度見回ってください
救護・監視	22	・空襲時の人命救助は第一—お互に平素から工夫しましょう ・市に救護課新設—非常事態発生時の救護対策成る—
燈火管制	21	・スパイだ！！燈火管制を忘るな—敵性行為にならぬよう ・防空決戦（8） 燈火管制に言うルクスとは何か
防毒	16	・毒ガス攻撃を受けたら—防毒面の稽古は平素から ・毒ガス戦にも備える心
応急復旧	0	
偽装	0	
合計	400	—

を發揮せしめる為一次待避するもの」<sup>19)</sup>と位置づけられた。生命を守るために一時的に避難をするが、爆発から身を守った後には消火活動が課せられ、その場から避難することは許されなかった。なお、防空壕は防空活動に従事できない「要保護者の人命保護を主目的とし長時間収容する避難壕」<sup>20)</sup>として区別されていた。

次に多かった「防火」は、建物の防火改修や防火資材・設備の整備等である。後に続く「消防」は火災発生後の消火を目的とした一方で、「防火」は火災予防と延焼防止を意識したものとなっている。また、先述の防空法改定によって防火が強化され、翌年の1942（昭和17）

年4月には「防火改修規則」施行と「防空建築規則」の改正が行われ、耐火木材や防火塗料の使用、防空頭巾やモンペなどの防空用服装にも耐火液による薬品処理が推奨された。同年6月13日付の『神戸市民時報』第31号では、薬品処理により火災時に衣服に染み込ませる水の量を少なくすることができると記された。

「防弾」には、焼夷弾が着弾した際の対応方法や、焼夷弾についての解説などの言及が見られた。焼夷弾は油脂焼夷弾、黄燐焼夷弾、エレクトロン（テルミット）焼夷弾の種類別に特徴や威力、対処方法が掲載された。焼夷弾に対しても「必要なのは断乎たる決意の下、焼夷弾に向って突撃する勇猛心である」<sup>21)</sup>とされ、応急消火が義務であったことと同様に各戸での対応することが全体の被害を小さくするものと説かれていた。

「通信・警報」とは空襲警報の種類や警報発出時の対応に関すること、「消防」とは先述のように火災発生後の鎮火を目的とした訓練や、貯水槽などの消火用資材や設備整備が主な内容である。「救護・監視」は、救護所や救護訓練に関する記事のほか、火傷の手当の方法なども含む。「燈火管制」は、準備管制、警戒管制、空襲管制と三段階に対しての消灯や減光の解説のほか、電灯カバーの作り方も掲載された。

「防毒」は防毒面の使用方法や配給情報などの記事である。

「応急復旧」は損壊した建物等を修理し、対象や空襲被害を少なくすること、「偽装」は建物等にカムフラージュをして燈火管制と同様に敵機から逃れることを意味するが、紙面には該当記事がなかった。

これらの内容からは、当時の防空において最も重要なのは「各自が全力を挙げてその持場を守ること」<sup>22)</sup>であり、持場の最小単位は各家庭（世帯）とされたことが読み取れる。「戦争だ

から家を焼かれるぐらいな事は当然覚悟」<sup>23)</sup>をした上で、日本の中の持場である家庭を守ることが重視され、延焼を防ぎ被害を最小限にすることが命じられた。

また、家庭だけでなく隣保(隣組)や職場等、所属する組織において「防空責任者」<sup>24)</sup>の役を担う者はその場を守ることとされた。市町村には警防団という組織が置かれたのと同様に、会社や学校は特設防護団、家庭防空においては隣組(隣保)が自衛防空機関とされていた。内務省防空局『時局防空必携解説』には警報時や消火活動において、父、母、子どもそれぞれが担うべき役割や行動例が具体的に示されている。『神戸市民時報』でも同書の入手が推奨されたほか、内容を転載<sup>25)</sup>し解説する記事も複数回に亘り掲載された。

『神戸市民時報』全184号のうち、防空に関する区分に分類される記事がなかったのは36号あった。防空関連ではない記事の内容は、配給欄、空地を利用した農作物栽培や調理方法、保健検診や展示会、講演会等案内などの広報としてのお知らせ、出征に関する記事などである。紙面内容の割合からも、市民生活情報における「防空」の比重は大きく、戦時下の生活では防空活動が日常化し、空襲への危機感を常に要していたことがわかる。

#### 4-1 町内会隣保組織の成立

先に『神戸市民時報』は神戸市内の町内会隣保組織(隣保町内会組織、町会隣保協同体等さまざまな表現を踏まえ、本稿では町内会隣保組織とする)の回報であったと述べたが、1941(昭和16)年8月11日付『神戸市民時報』第1号で勝田市長が昨年末に市の町内会を組織したと記しているように、その組織が法的に整備されたのは1940(昭和15)年の内務省訓令十七号によるものだった。全国的に部落の

部落会・市街地の町内会の管制化が行われ、もともと地域に存在していた町内会等を整理・統合して新たに組織化し、市町村の下部組織と位置付けた<sup>26)</sup>。

神戸市においては、1940(昭和15)年12月に神戸市告諭第二号「神戸市町内会等設置規程」を施行し、「国民経済生活の地域的統制単位として統制経済の運用と国民生活の安定上必要なる機能を発揮する」<sup>27)</sup>ため、全市に町内会を発足させた。規程によると、町内会・部落会は、実行組織とするために区域を分けて概ね10戸以内を1隣保、3~5隣保を1組とし、その下部に置いた。1941(昭和16)年8月時点で、市内には1,424町内会、23,313隣保があった<sup>28)</sup>。

神戸市では、1931(昭和6)年に「神戸市区設置規程制定ノ件」が市会に提出され、8区制(灘・葺合・神戸・湊東・湊・湊西・林田・須磨)が施行されて区役所事務が行われていたが、1940(昭和15)年の規程施行以降は市区の下部組織として町内会・部落会が各種届出や納税などの取りまとめ事務を担当することとなった。町内会には貯蓄部、消費経済部、防衛部の3部が置かれた。貯蓄部は国民貯蓄や債券の購入の斡旋、消費経済部は生活必需物資の配給並に消費者と配給機関との連絡調整、防衛部は防空防護及関係官公署や各団体との連絡調整を行った。

#### 4-2 町内会隣保組織と常会

1940(昭和15)年12月に神戸市告諭第二号「神戸市町内会等設置規定」では、区、町内会連合会、町内会、隣保それぞれの常会を月1回以上開催することが定められた。

常会とは通常議会のことを示すが、ここでは区・町内会・隣保等の単位で定期的で開催される会議や集会のことである。町内常会は町内会

【表3】防空法と町内会隣保組織の動き

和暦	月	防空法関連	町内会隣保組織関連	神戸市民時報	
昭和6	2		「神戸市区設置規程制定ノ件」を市議会上に提出		
	9		神戸市内8区の区役所事務取扱開始		
9	3		兵庫県「衛生組合に関する規程(伝染病予防法施行細則)改正を受け、町会(町内会)発足		
11	10	『週報』創刊			
12	4	「防空法」成立			
	9	「防空法施行令」			
	10	「防空法」施行 「官庁防空令」施行			
13	2	『写真週報』創刊 「防空通信規則」施行			
	3	「国家総動員法」可決			
	4	「灯火管制規則」施行 「訓練防空警報規則」施行	神戸市社会教育課が隣保組織要綱を作成 (『神戸市公報』S13.4.15)		
	6	「防毒資機材取締規則」施行			
14	4	「防空建築規則」施行 「警防団令」施行			
15	9		内務省訓令十七号「部落町内会等整備要領」		
	10		文部次官「常会ノ社会教育的活用並指導ニ関スル通牒」		
	12	内閣「情報局」設置 「退去、避難及退避指導要領」制定	「神戸市町内会等設置規程」公布 「町内会規約準則」発布		
16	1		「神戸市町内会等設置規程の解説」を掲載 (『神戸市公報』S16.1.25)		
	7	「防毒資機材取締規則」改正	『週報』に「常会の真」新設	『神戸市公報』廃刊	
	8			「神戸市民時報発行規程」施行 「神戸市民時報発行事務取扱規程」施行 『神戸市民時報』創刊	
	9	内務省「防空局」設置			
	10	情報局「時局防空必携」発刊			
	11	「防空法」改正	「常会定例日設定要領」制定	神戸市民時報号外(S18.11.28) 「十二月一日の常会は「反省常会」	
	12	日米開戦(真珠湾攻撃) 「防空法施行規則」施行 「防空従事者扶助令」施行 「防空監視隊令」施行		神戸市民時報号外(S16.12.9) 「告諭第二号」	
	17	2	「戦時災害保護法」公布		
			日本初空襲		
		4	「防火改修規則」施行 「防空建築規則」改正		
		5	「船舶防空監視令」施行		旬刊(月3回)から週刊発行へ変更
	7	内務省「防空退避施設指導要領」制定			
	8		町内会・部落会、隣保班等を大政翼賛会の下部組織とする 閣議決定		
	10		「町内会消費経済施設整備ニ関スル件通牒」 「町内会消費経済部設置要綱」		
18	2		「神戸市町内会等設置規程」改正	神戸市民時報号外(S18.2.27) 「町内会役員選任方法改正」	
	6			神戸市民時報号外(S18.6.5) 「露天待避壕を掘りましょう」	
	7			神戸市民時報号外(S18.7.22) 「防空待避所を一速に整備しましょう」	
	9	文部省「学校防空指針」決定		神戸市民時報号外(S18.9.17) 「町籍簿整備に就いて」	
	10	「防空法」改正	大政翼賛会中央本部及び同都道府県支部に町内会・部落 会指導委員を設置		
	11	内務省直轄「防空総本部」設置		神戸市民時報号外(S18.11.15) 「出陣学徒壮行会挙行」	
	12			神戸市民時報号外(S18.12.27) 「地区配給開始、実施場所」	
19	3			神戸市民時報号外(S19.3.30) 「敵機撃滅 郷土死守」	
	12			12月末号休刊	
20	1			週刊から旬刊(月3回)発行へ変更	
	2		内務省地方局長「町内会部落会等ノ指導ニ関スル件通牒」		
	3			3月下旬号休刊	
	4			4月上・中旬号休刊 神戸市民時報号外(S20.4.27) 「六区制実施に就いて」	
	6	「義勇兵役法」可決		6月中・下旬号休刊	
	7	『写真週報』廃刊			
	8	防空総本部「新型爆弾に対する心得」発表		8月下旬休刊	
	8	終戦			
	8	灯火管制解除(8.20) 防空総本部長官「防空実施の終了」発令(8.22)			
	8	『週報』廃刊			
	9			9月上・中旬休刊 第181号巻頭「神戸市民に告ぐ」	
	10			『神戸市民時報』最終第184号発行	
11		「神戸市町内会等設置規則」第7条改正	『神戸市民時報』最終号外発行、廃刊		
11			『神戸市公報』復刊		
12		内務省「町内会部落会等ノ運営指導ニ関スル件通牒」			
21	1	「防空法」廃止			
	4		「神戸市町内会等設置規則」全面改正		
	9	「生活保護法」公布 (「戦時災害保護法」廃止)			
	1		連合国総司令部の命令を受け、隣組ならびに町内会・部落 会およびその連合会の廃止を閣議決定 内務省訓令第四号「内務省訓令十七号部落町内会等整備 要領」廃止		
3		内務省発地第三九号「町内会・部落会等の措置について」			

長が区域の全戸、又は隣保の代表者である隣保世話係もしくは組を束ねる組長を招集して開催し、その下部組織である隣保常会は隣保世話係が隣保内の全戸を集めて開催するものだった。国の『週報』掲載の常会徹底事項の内容は『神戸市民時報』により各町内会隣保組織へ、そして常会を通して各世帯に周知徹底された。これらの縦のつながりを築いて、市は市民生活の統制・監督を図った。

『誰が読んでもよく判る模範隣組と常会のやり方』<sup>29)</sup>によると、常会は仕事や家業が終わった夜間に1~2時間程度で開催されることが多く、場所は共同施設や持ち回りで各家の軒先にするなど様々であった。月に1~2回開催される一般常会のほか、予定外に開催される臨時常会、青年常会や婦人常会など参加者の属性で分けられるもの、早朝常会や徒歩常会など形態や場面が通常と異なる特殊常会も存在した。

常会には司会者、通知係、会場係、記録係、会計係を設けることが一般的とされていた。会場係は会場主が担当し、記録係は記録簿に当日の出欠状況や内容を記入、通知係は翌日に欠席者へ報告を行う役回りであった。常会では組員が月に10銭程度の納入金を持ち寄り、会計係が会計簿に記帳して管理された。集められた会費は、会場に使用する旗や提灯など平時用品、消火器・防毒面などの非常用品の購入、運動会などのイベント開催や慶弔などに支出されたほか、貯蓄国策協力のための貯金をし、常会費で国債や報国債券を買って共同保管することもあった。なお、一般的な常会では、茶菓子等は出さず、座布団などは個人で持ち寄り、会場費のかからない場所を選ぶなど、開催経費をできるだけかけずに節約することが望ましいとされていた。

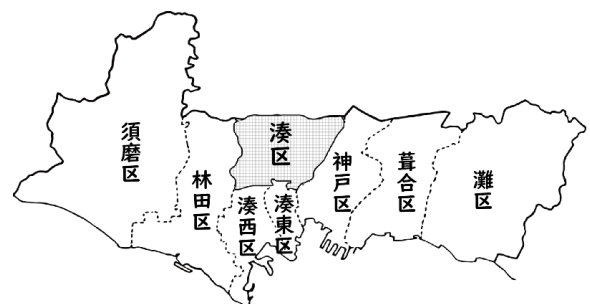
1941(昭和16)年11月に政府から「常会定例日設定要領」が示され、常会定例日の全国

的統一化が行われた。市町村常会を毎月20~25日に町内常会・部落常会と併せて開催し、その後に隣保常会を開催することになった。政府の意思を地方、末端へ通知徹底するため、統制が厳しくなったのである。

#### 4-3 町内会隣保組織の優良事例と位置付けられた神戸市湊区

常会開催の参考資料が発行されていくなかで、『都市の隣保協同組織と常会』<sup>30)</sup>をはじめに複数の冊子で、神戸市湊区が先駆的な事例として取り上げられた。

神戸市湊区は、神戸市が8区制となった1931(昭和6)年時点で面積6.96km<sup>2</sup>、人口46,700人<sup>31)</sup>の区である【図6】。その後、1945(昭和20)年の再編成により市内6区制となった際、戦災による中心部の人口減少を理由に湊区は湊東区、湊西区と併せられ、兵庫区となった【図7】。1941(昭和16)年発行の『新体制下の常会』によれば、当時の湊区では、5



【図6】8区制の神戸市(昭和6年~)  
『新修神戸市史 行政編1』掲載図を基に作図  
※昭和8年、湊西区は兵庫区に改称された



【図7】6区制の神戸市(昭和20年~)  
『新修神戸市史 行政編1』掲載図を基に作図

～7世帯を1隣保、6～8隣保（約50世帯）を1組、10組（約500世帯）を1部としており、その上部組織の町会は1～7部（約500～3,500世帯）を束ねていた。

同書では、湊区が都市部での町内会隣保組織整備の先駆例として紹介された。都市部での町内会隣保組織の整備は農山村地域に比べて整備が困難であると言及されており、湊区は新しい住民が増えており、地域コミュニティの希薄さから区内の治安も不安定であったと書かれている。それを改善した事例として、1935（昭和10）年に湊区長に就任した道添哲夫が同年6月に制定した以下の区是では、区、町会、部、組、隣保、世帯それぞれのレベルでの常会運営徹底が取り上げられた。区をトップにした組織連携を築き、区是によって地域共同体の使命を明示徹底したことで、湊区の町内会隣保組織は実践的な組織として活動が活発になったと道添は述べた。

[神戸市湊区 区是]

- 一、日夕皇室を敬い神仏を礼拝し、報恩崇祖の美風を顕揚すべし
- 二、互に其の長所を發揚し、共存共栄の精神を貫徹すべし
- 三、各々階級会派を超越し、協同社会の実現を期すべし
- 四、大和民族の大精神を發揮し、区即家庭の実を揚ぐべし
- 五、情を経とし、文化を緯とし、理想郷土の建設に邁進すべし

『新体制下の常会』<sup>32)</sup>では、湊区の組織整備後の成果として、①敬神崇祖の念昇揚、②国策順応・物資愛護・貯蓄奨励、③体位（体力）の向上、④（隣近所・団体同士の）摩擦の減少、⑤時間の励行、⑥犯罪防止、⑦衛生思想の普及、⑧災害に対する活動状況の8点を挙げた。

⑧の災害とは、1938（昭和13）年7月の豪雨により神戸市や阪神地区で発生した大規模な水害（阪神大水害）である。『湊区水害誌』（神戸市湊区・神戸市湊区教化協同会編、1939年）によると、7月5日に突如豪雨に襲

われ、各地で川の氾濫や土砂崩れが発生し、当時の神戸市区内で64万人（全人口の約67%）が被災、家屋被害は139,000戸（総戸数の約68%）に上った。湊区は「市の中央部山麓に位し、被害最も激甚を極めたる地区であり、浸水の如きは殆んど区内全般に及んでいる状態」であった。区内の死亡者89名、負傷者217名、家屋被害は3,756戸（総戸数の約34%）、うち全壊1,720戸、流失308戸、半埋（流・壊）788戸、浸水940戸であった。区内では奉仕団が結成され、町内会・衛生組合・婦人会等の多くの団体が救出活動や泥掻き等の復興活動に参加した。同書では団体や地域ごとに被害状況や奉仕活動の記録がまとめられている。その中の平野町会の記録には、水害発生翌日からの活動の開始について、「元来この町は防空訓練に於ける商店街模範地域として全国に有名」で「燈火管制時に於ける商店設備」の先駆けであると記されている。町内会の団結力と機動力が日頃の防空活動によるものであると評価されたことがわかる。『神戸市民時報』でも防空訓練や町内会活動の熱心な事例は模範的として紹介された。

水害時の共助活動について、『都市の隣保協同組織と常会』には、日頃からの隣保活動により「どこそこには、誰が居る」ことを把握していたため円滑な避難誘導が行われたと記載があるほか、「特に隣保の出動を促したわけではなかったのに、殆ど総ての家」の住民が泥掻きなどの復旧活動に従事した話が掲載されている。

湊区の町内会・隣保組織を同書では「隣保と防空演習（連鎖常会）」の事例として、常会の実況【資料3】と、「婦人常会実施の一例」として湊区の別の常会が掲載されている。

【資料3】の実況では、3つの隣保の人々が集い、防空設備（防毒面）の購入について話し合っている。冗談を交え、気兼ねない会話が記

されており、和やかな雰囲気は想像できる。『新体制下の常会』ではこの実況について、常会は問題が発生したときにいつでもどこでも開催すればよいものであり、形式にこだわる一般的な認識を変える実践的な例だと紹介している。また連鎖常会の開催を頻繁に行うことで、隣保間の意思疎通ができてきていることも評価している。命令系統としての縦の繋がりが重視された一方で、隣保同士の横の繋がりの希薄化に懸念があったようである。この実況は、1941（昭和16）年発行の『隣組と常会』にも「連合常会実施の一例」として転載された。

実況で話題となった防毒面とは、毒瓦斯弾などによる攻撃から呼吸器や目を守るために装着するマスクである。第一次世界大戦で化学兵器が多用されたことから、民間用の防空訓練にも用いられ、『神戸市民時報』でも装着方法の解説などの記事が見られる。防毒面には、覆面部と吸収缶と呼ばれる濾過層の役割をする部分が直結した直結式と、吸収缶をより大きく作り覆面部との間を管でつないだ連結（隔離）式とがあり、実況で取り上げられているものは後者である。ここに記録された常会の開催日時は不明であるが、掲載書誌『都市の隣保協同組織と常会』の発行された1939（昭和14）年以前であることはわかる。1941（昭和16）年度以降は内務省の統制指示により、重要都市市民は一人一個の市民用防毒面の配給を受けることが決まっていた。1942（昭和17）年8月22日付『神戸市民時報』第41号に「防毒面を備えましょう—第一回は一世帯一個だけ」、1944（昭和19）年7月1日付の第137号に「目下のところ防毒面は市より配給しているもの以外に入手の方法は絶対はない」と記述があるように、その後は市民が防毒面を購入することはなかったと推察される。

なお、防毒面については、1944（昭和19）

年10月30日時点の神戸市における市民用甲型防毒面整備状況一覧<sup>33)</sup>によると、14歳以上推計人口672,615人に対して421,000個（62.6%）を整備していた。同時期の大阪の71%に比べると低いが、対象市民の6~7割が手にしていたことがわかる。戦災資料として市民から寄贈された防毒面【図8】が複数あることは、大規模な配給が行われたためと考えられる。

#### 4-4 『神戸市民時報』と町内会隣保組織の変遷

『週報』の「各地に常会を見る」欄では全国各地から模範的な町内会隣保組織の事例を紹介しており、『神戸市民時報』の「町内会だより」欄は、その神戸市版ともいえるものであった。特定の町内会活動を取り上げて模範的であると紹介することで、どのような組織や活動を見習って行うべきかを周知し、市民の意識を高揚することを目的としたとみられる。

1943（昭和18）年10月16日付『神戸市民時報』第100号には、『神戸市公報』の時代から使われていた「町内会だより」の表題を「決



【図8】「一七式防空用防毒面」（神戸市所蔵）

戦調」という名前に変えて掲載した。そして同号には、今後「町会と隣保」欄を設ける旨が記され、そこで紹介する町内会の活動状況や美談を募集すると告知された。また、1944（昭和19）年6月17日付『神戸市民時報』第135号では、長引く戦時下での市民の疑問に答えるため「市民の声」という欄を設ける旨も見られた。以降、誌面にエッセイや童話の掲載など読みもの的な記事の掲載が目立ち、告知や情報提供以外の内容が増えている印象を受ける。

長引く戦時下の生活による影響は常会にも見られた。同年12月9日付『神戸市民時報』第160号には、常会に臨む態度が消極的になっているように見えるため、各世話係で工夫して意識を持って取り組んでほしいとの記事が掲載された。指摘ではなく、励ましのような文面であり、市民生活も、『神戸市民時報』の編集発行も厳しくなる様子が想像される。先述のように、『神戸市民時報』は第171号から2頁に縮小して発行されるようになり、第184号が最後となった。

町内会隣保組織は終戦を迎えたのち、1947（昭和22）年1月に占領軍の命により内務省訓令十七号「部落町内会等整備要領」の廃止が発表された。同年3月には内務次官から町内会・部落会廃止後の措置についての通牒があり、町内会長・部落会長・連合会長が担っていた行政事務を4月1日までにすべて市区町村に移管すること、主食の配給は町内会隣保組織等を通さず、行政から個々の消費者に対して行うこととなった。また、町内会隣保組織の廃止後に機能を引き継ぐ団体として、住民の自発的な任意団体の結成は差支えないことが伝えられた。それを機に衛生自治会、共親会、共助会など機能を分散して組織が立ち上げられ、さまざまな形や名前でも組織は存続し、引き継がれた。

1952（昭和27）年のサンフランシスコ条約

の締結による当該政令の失効によって、町内会隣保組織は再び認められることとなり、全国的に組織が再度立ち上がっていった。その後、神戸市では、昭和40年代から住民との対話や地域の活性化を目指して町内会・自治会と協力関係を築くようになり、1981（昭和56）年に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」を制定し、翌年からまちづくり協議会として各地域でまちづくり活動を行う組織の認定が始まった<sup>34)</sup>。

地域福祉センターを拠点に福祉活動を行うものは「ふれあいのまちづくり協議会」と呼ばれ、概ね小学校区単位で結成された。1985（昭和60）年からは「自主防災推進事業」により、その結成単位をもとに、当該地区の防災安全の向上を図る組織として「自主防災推進協議会」が神戸市内166地区に結成された<sup>35)</sup>。

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災で神戸市は大きな被害を受けたが、避難誘導、救助、救援、復興において、被災地域の自治会・町内会やまちづくり協議会が力を発揮した例があった。平時からの地域住民同士のつながりが倒壊家屋からの救助を迅速にし、その後も被災した住民同士がボランティアとして助け合った事例が、震災の検証報告やマスメディアの報道によって他地域に紹介された。このように地域の住民組織に関心が高まったことは、戦時中の湊区の町内会隣保組織の例と似ている。防空の時代とはその意味や位置づけが異なる部分があるが、防災における自助・共助・公助、市民が率先して地域を守る自主防災組織が注目された。

一方では、自主防災推進協議会においても救助・消火用資機材の整備と使用するための訓練が不十分であったことが課題として明らかになった。それを受けて神戸市では、消防局を中心として1995（平成7）年度から「防コミ」



と呼ばれる「神戸市防災福祉コミュニティ」のモデル事業を開始した。防コミは「市民、事業所と行政が協力しあって、安全で（防災）、安心して（福祉）暮らせるまちづくりを目指して、防災活動や福祉活動に取り組むコミュニティ」<sup>36)</sup>であり、自治会や婦人会、老人会、PTA等の地域活動を行う組織と、地域内の事業所や行政が協働するものである。地域で共有する資機材の助成や、防災訓練を消防局が指導するなどの支援が行われており、現在は市内全域の192地区で結成されている<sup>37)</sup>。

まちづくり協議会には、震災からの復興のため新たに立ち上げられた協議会もあった。現在、神戸市内には約2,700の自治会組織があり、うち約75%が自治会・町内会、約2%がまちづくり協議会となっている<sup>38)</sup>。

## 5. おわりに

戦時下において、町内会隣保組織が法的に位置づけられ、国、市、町内会隣保組織、そして世帯、個人と、縦の命令系統が築かれた。国から『週報』を通じて発信された防空意識啓発の事項が市から『神戸市民時報』として発信され、町内会隣保組織の活動である常会と回覧によって市民一人ひとりにまで周知徹底された構図が見て取れた。周知された内容を見ていくことで、国と神戸市、市内の町内会隣保組織などの規模の異なる集団組織に属して果たすべきと位置付けられた、防空の役割と具体的な活動内容が明らかになった。市民が集う場であった町内会隣保組織の常会で啓発された防空活動は、戦時中の市民生活において、特別なものではなかった。

また、本稿における検討から、戦時下に形成された町内会隣保組織と、現代の神戸市都市部の地域コミュニティ活動への展開が、戦後のまちづくりにおける担い手の形成と関係深かつ

たことも分かった。防空と防災は、その原因こそ戦争と自然災害と異なるが、人が生活を守るために共同体の中で役割を担い、社会生活を営もうとし続ける姿勢は変わらない。

神戸市における、戦争による記憶や記録を伝える活動は、市民の手で現在も行われ、市でも戦災関連資料の収集が続いている。活動で伝えようとする事物とともに、資料やそれが引き起こす表象、生活の場である地域やそのコミュニティに残り、変化しつつ伝わっている事物にも着目し、今後もさらなる資料調査・分析を進めたい。

(神戸市公文書専門職員)

## 註

- 1) 長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集1 神戸から・神戸へのてがみ一疎開児童と家族の1945年』、神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、令和1年。長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集2 記憶をつづる—<神戸大空襲体験記>を次代に』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2020年。長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集3 常設展示空襲下の神戸—兵庫図書館戦災記念資料室から』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2021年。長志珠絵・佐々木和子編『2021年度神戸大学地域連携報告書(神戸空襲を記録する会関係資料集4 空襲下の神戸—日々の記録から』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2022年
- 2) 『神戸平和マップ 私たちの街にも戦争があった』神戸平和マップをつくる会、2019年
- 3) 『わたしが子どものとき神戸で空襲があった』神戸の戦争孤児の記録を残す会、2022年
- 4) 「神戸における民防空の壊滅」洲脇一郎『神戸親和女子大学研究論叢 第53号』神戸親和女子大学、2020年
- 5) 「防空思想ノ普及徹底ニ関スル件」1937(昭和12)年12月15日。『防空関係法令及例規』1942(昭和17)年3月 内務省防空局
- 6) 『官報』第2937号、1936(昭和11)年10月14日
- 7) 「週報普及依頼ノ件」『通牒\_枢密院文書・宮内省往復・稟議・雑書・昭和十一年』1936(昭和11)年

- 8) 雑報 662号「「雑報」から「週報」へ」『官報』第2931号、1936（昭和11）年10月7日
- 9) 「情報委員会設置ニ付関係勅令案起案上申方法制局長官宛依命通牒ス」『公文類聚・第六十編・昭和十一年・第三卷・官職一・官制一（内閣）』より1936（昭和11）年5月28日
- 10) 『写真週報』第2号、1938（昭和13）年2月23日
- 11) 『市政週報』（号外）東京市、1939（昭和14）年
- 12) 江波戸昭『戦時生活と隣組回覧板』中央公論事業出版、2001年
- 13) 伊藤博『新体制下の常会』第一公論社、1941年
- 14) 『神戸市公報』1941（昭和16）年3月31号
- 15) 『神戸市民時報』第180号、1945（昭和20）年8月15日（配布されず）
- 16) 『官報』第3074号、1937（昭和12）年4月5日
- 17) 「時局防空必携（昭和18年改訂）」『週報』353号、1943（昭和18）年
- 18) 『神戸市史第三集 社会文化編』神戸市、1965年
- 19) 『神戸市民時報』第172号、1945（昭和20）年5月5日
- 20) 註19に同じ
- 21) 『神戸市民時報』第123号、1944（昭和19）年3月25日
- 22) 『昭和十八年改訂 時局防空必携解説』内務省防空局、1943年
- 23) 『神戸市民時報』第178号、1945（昭和20）年7月5日
- 24) 『神戸市民時報』第73号、1943（昭和18）年4月10日
- 25) 「改定 時局防空必携解説」『神戸市民時報』第93号、1943（昭和18）年8月28日
- 26) 藤田弘夫『日本都市の社会的特質』時潮社、1982年
- 27) 「神戸市町内会等設置規程」1940（昭和15）年12月28日告示甲第四〇号、第一条
- 28) 「創刊に際して」『神戸市民時報』第1号、1941（昭和16）年8月11日
- 29) 村田亨『誰が読んでもよく判る模範隣組と常会のやり方』清水書房、1941年
- 30) 中央教化団体聯合会編『都市の隣保と常会』中央教化団体聯合会、1939年
- 31) 新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 行政編Ⅰ行政のしくみ』神戸市、1995年
- 32) 註13に同じ
- 33) 神戸市防衛本部指導課「市民用防毒面書類」綴
- 34) 註31に同じ
- 35) 神戸市HP「防災福祉コミュニティの概要」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a10878/bosai/shobo/bokomi/about.html>（2023年6月10日最終閲覧）
- 36) 『市民防災リーダーテキスト』神戸市、2022年
- 37) 註35に同じ
- 38) 『自治会活動ハンドブック』神戸市、2023年

【資料 1】

「神戸市民時報発行規程」

昭和 16 年 7 月 19 日

告示甲第一五号

改正 昭和 17 年 5 月 21 日告示甲第二六号

第一条 市政を一般市民に周知せしむると共に下部組織の指導育成の資料たらしめ以て市民生活の刷新向上に資する為神戸市民時報（以下時報と称す）を発行す。

第二条 時報は毎週土曜日を發行す但し必要あるときは臨時に附録又は号外を發行し又は休刊することあるべし。

第三条 時報は隣保其の他市長の必要と認むるものにこれを配布す。隣保に配布したる時報は之を各戸に回覧すべし。

第四条 時報を有償頒布する場合に於ける価格左の如し。

一 一部 三銭

二 一年 一円

附則 本規程は昭和十六年八月二日より施行す。大正十年四月告示甲第六号神戸市公報発行規程は之を廃止す。

【資料 2】

神戸市民時報発行事務取扱規程

昭和 16 年 7 月 19 日

訓令甲第二八号

改正 昭和 17 年 5 月 21 日訓令甲第一八号

第一条 各局、部（電気局の部を除く以下同じ）、課（部に属する課及び電気局の課を除く以下同じ）及区役所の所管事項にして一般市民に対し文書に依り周知せしむべき必要のものある場合は神戸市民時報（以下時報と称す）に依るべし。但し特別の自由あるときは此の限りに在らず此の場合に於ては総務部長の合議を経て市長の決裁を受くべし。

第二条 各局、部、課及区役所に情報委員を置き局、部及区役所に在りては其の庶務を主管する課長、課に在りては当該課長を以て之に充つ。情報委員は所属局、部、課又は区役所に於ける時報登載資料を時報発行定日の前週土曜日迄に総務部庶務課長に送付すべし。但し急施を要するものあるときは其の事由を具し其の都度之を送付すべし。

第三条 各課（部に属する課及電気局の課を含む）及区役所に情報主任を置き所属局部課長又は区長之を命免す。局部課長及区長前項の命免を為したるときは直に其の職使命を総務部長に通知すべし。情報主任は上司の指揮を承け其の課又は区役所に於ける時報登載資料を取纏め所属局、部、課又は区役所情報委員に回付すべし。

第四条 時報登載資料の取捨、加除、訂正、登載順次、分載等は総務部長之を決定す。附則 本規程は昭和十六年八月二日より施行す。

昭和十一年四月訓令甲第四号神戸市公報発行事務取扱規程は之を廃止す。

【資料3】

中央教化団体聯合会編『都市の隣保と常会』  
中央教化団体聯合会、1939（昭和14）年

八、常会実況

1. 隣保と防空演習（連鎖常会）

- 第一隣保世話係
- △ 第二隣保世話係
- × 第三隣保世話係

場所 西洋洗濯屋の店の間、六畳、四畳半間の硝子障子を外している玄関口である。

○「×さん、あんたはんから一つ」

×「ようございます。では皆さん、急にお呼びしまして恐縮でしたが、実は今日第二隣保の藤森さんの若い衆が、青年学校の方で防毒面を借りてきて下さったものですから一つその実物を見乍ら、皆さんで研究をして頂き度いと斯様に思ひまして、御集り願ったのであります。

連鎖会に致しましたのは、何しろ明日はやこれを学校の方へお返しせねばならぬ事になって居ります為、少しでも沢山の方に見て戴く方が良いと思ったからです。」

△「では、藤森さん一つ、その防毒面のご説明を願えませんか。」

藤森「宜しゅう御座います。それより林先生、先生が一つその原理原則から御話し願ったらよいと思うのですけれど…何しろ先生は外科のお医者さんであり、取り分け分会の防空訓練では防毒班長さんなんですから。」

林「成程、では、皆さん、私から一つ御話申しましょう。大体、毒の種類には、種々あるんですが、先ず第一に呼吸器を犯して窒息せしめるもの、皮膚を侵して糜爛せしむるもの、嚏を起し涙を出すもの等あります。此の中皮膚に対する防毒は護謨で作った、防毒衣を纏うか、でなければ、防毒室の中に入るかして、避けるのでありまして、呼吸器を犯すものを、この防毒面で防ぐのです。第一防毒室に入って居ましても、防毒蚊帳に隠れま

しても、其の儘で、何時迄も、その中に、みんなが居る訳に参りません、畳一畳に人一人が、三時間位の耐久力しかないと致しますと、その間に主婦や女中さんは食事の用意もせねばならず、子供の小用も足さねばならぬのです。出たり、入ったり、する人はどうしても、この防毒面が要る訳でありまして、今回の様に防空訓練が始まりますと、私共はこの防毒面の必要を余計に痛切に感じるんです。」

藤森「林先生のお話で、大体お解りの事と思ひますが、この防毒面は連結式防毒面でありまして、この外に直結式と言うのがあります。直結式は綿花と木炭を粉にしたのを混ぜまして、壘の中に入れ、壘の底を縫って、呼吸が出来るようにしたものを、考えなされると、良い訳で、連結式はそれをもっと複雑完全にしたものなんです。まあこれを解いて見ますから皆さん御覧なさって下さい。」

×「さあ、皆さん、順々に廻してよく見なさい」

△「村田さん一つ、つけて見せて下さい」

村「こんなばあさんが—ごめんごめん」

△「いやどうも、これは却って婆さんに良く似合うそうですよ」

村「一生一度の仕事の様ですね。皆さんに頼まれるとなると、一つ引受けますかねエ」

×「ええの、大仕事の様ですが、まあつけて見て下さい。割合軽いもんですよ、ハハハハ」

みんな「ハ、ハ、ハハハハ」

甲「聞えまっか、村田の婆さん（一寸小声で）あんたのお鼻に一寸似た所がある。…」

みんな「ハ、ハ、ハ、ハ、ハハハハ」

村「さっぱり何も聞えんような、気がしまんなア」

乙「それさえつけると何だったか、……どんな毒気も、べっちょ（別状）おまへんか」

林「そうです。これさえつけていると、呼吸器を侵す毒は、絶対大丈夫ですよ」

乙「なんぼ（いくら）位しまんね？」

林「さあこれが一個、今なら、十四五円しますかな、直結式のものなら、五六円であります、けれども」

乙「一つの隣保に、二つ程、その長い奴を、買うたらどないです。三十円としても四円宛位でよろ

しいやおまへんか、何やったら、春の遠足会費でも出したら、どないです。こんな、時勢やよってに、遠足も遠足やが、一いついつ、この空へ、夜の飛行機が来るや、解らんと言うことになると、物騒でその方がヤッパリ大切だっせ」

T「そうですねあ、うちの隣保は皆で何人かいな……。」

O「三十二人」

T「そうそう、三十二人やさかい、二つでは足らんなあ、防毒室が二つ、一つに二個とすると、四個いるがな。」

乙「兎に角、今度一ぺんに揃えでもよいですがな、今度は二個、次の防空訓練に又二個と、ふやして、行けばよろしい」

×「皆さん、どうです、あんな意見が出ているのですが」

O「第一隣保はどうしますかな」

「皆さん、第一隣保とか、第二隣保とかいう、事なしに、一つ、三隣保共に揃うて買おうじゃありませんか、一つ一つ買うより、六個も揃えば、値段も、ちっとは安うつきましよう」

「それに、個人で買う人も、あるでしょうからねえ」

×「では、皆さん、買うことにしましょう、取敢えず隣保として、二個宛、それに個人で要る人はありませんか。」

「私の所には、若い者も沢山居ますので、二個だけ特別に一つお願い致しましょうか」

×「よろしゅう御座居ます」

「私も一つ頂きましょう」

×「もうありませんか」

「……………」

×「ではまあ、本日は、この位にしておきましょう。それで、買いには私が参りますから何れ、お手許にもって参ります」

「では皆さん、御苦勞様でした、防空訓練には特別一同心を揃えて立派な成績を挙げたいと思います。何卒よろしく。」

O「一寸終りに気流旗を隣保に一つ宛作り、つける事になっていますが、あれはだんだん聞いて見ますと可成細い旗の方がよいとの事を聞きまし

たから各戸にお備えつげになるにしても御参考にして下さい。」

△「左様なら」

「左様なら」



## 先達による文化財保護行政 ～再び押部谷町を取り上げて～

山本 雅和

### 1. はじめに

神戸市文書館では、各区の出張所から行政文書として引き継いだ旧村文書を歴史公文書として収蔵保管している。ここでは、現：西区押部谷町に相当する「押部谷村」の簿冊 224 件<sup>1)</sup>のうちの1冊を取り上げて報告する。

### 2. 検証する簿冊『大正十年起 庶務書類綴 押部谷村役場』(墨書)「名勝舊蹟調之部」 「第壹種/永年保存」(朱書) 表紙：27.5 ×20.5 cm

当資料は目録No.127 とされた縦帖構成で全 31 頁を数える紐綴じの決裁綴で、標記の「表表紙」と無地の「裏表紙」がある。冒頭に綴じ込まれた「牽引」(目次)用箋の6枚のうちには、第一號として「發収番號 押第一二五四號ノ三 大正一〇年七月九日古墳調査の件」と1枚目1行目に記されているのみで、この他は無記入無使用となっている。

### 3. 明石郡役所と押部谷村役場との行政文書の交換<sup>2)</sup>

#### 資料4) 通知文(5月21日付け)

明石郡役所から押部谷村役場へ3ヶ所についての追加の「古墳調査」の依頼。この通知文以前に実施された郡内の調査成果を受けた形での依頼と推測されるが、追加調査

箇所に関する根拠は具体的には示されていないだけでなく、所在地さえ曖昧な記述となっている。さらに添付文書が存在していたのであろうか。なかでも、「高和」とされる古墳は、「住吉神社北の東北の山頂」と記されているが、「細田」の誤記ではなかろうか。各地域における「伝承」などを優先かつ重要視した選択であったためかと想像される。ただし、大正期にあって文化財(遺跡)調査の基本となる現況を的確に把握するべくデータの取得を求めている点は重要で、具体的な調査成果を明示している点も注目できる。現代でも行われている地表面観察による分布調査と通ずる手法であり、長い歴史を感じることができる。

#### 資料3) 回答(6月11日付けカ)

村役場第一係起案で、町長決裁による回答。

調査依頼に対して指定期日(6月10日)までには回答対応報告できない旨の断り。資料2) 郡役所から村役場へ至急の回答ならびに遺漏のない調査実施の催促と報告の要請(6月15日付け)。

#### 資料1) 古墳調査結果の報告に関する送付文(7月9日付け)。

調査期間が1ヶ月を超えていることから、後掲のとおり、綿密な調査の実施がうかがえる。しかし、資料1)による古墳調査の依頼のあった3地点と、この文書で報告され

た地点が異なっていることが合理性をもって説明できない点は不可解となっている。なお、文末において、照会の3件目にあげられた「和田」の山林についてはすでに文化財の痕跡のないことが報告されている<sup>3)</sup>。

#### 資料1-2)「忍海邊造(おしぬべのみやつこ)ノ古墳」に関する調査報告。

大字西盛小字北山に所在する当該の古墳は、全体が盛土による古墳で、「瓢塚」と記されていることから、前方後円墳である可能性が指摘できる。しかし、自然崩落により、「判然ト瓢形ヲ認メ難キ程度」との現状観察があり、その特徴は明記できない状況であったことがわかる。また、「長」三十五尺(約10.8m)、「径」二十五尺(約8m)との表現による規模は、小型の前方後円墳の存在を想定させるとも言える。ここでは積極的に「瓢形」の記述を評価しづらいものとなっている。小字北山の「山林の東北隅にあり、松樹の繁茂する小山」と記されており、通称「瓦山」とも記されているものの、所在地の特定はこれだけのデータでは困難である。

雄岡山の東方中腹に位置し、「忍海辺」に居した豪族の墳墓であるという伝承が存することも加味して、「目標を建設」して周知を図ることを希求している点は、地域の文化財として、この古墳の重要性を強調した意見となっている。また、「陪塚」<sup>4)</sup>として7基の古墳が周辺に存在することと、その位置を資料4-2とした略図に示した点も重要である。

#### 資料1-3)「忍海邊造古墳位置畧圖」と題された図面。前掲の資料1-2の付図。

大字西盛の集落とこの周辺地域を表現した、まさに「略図」であり、古墳の所在地を推定していくうえでの情報量は決して多く

はない。画面の左上部分に想定される「雄岡山」をはじめとした丘陵部の表現が全くないうなかで、地形図と比較しながら、それぞれの現地を特定いくためには、東から西へ蛇行して流下する明石川の川筋、日吉神社、旧三木街道に沿った「文」と表記された福住尋常高等小學校(現・押部谷小學校)、「卍」と表記された徳願寺などの位置、日吉谷池などいくつかの池の存在が鍵となろう。凡例からは、①~⑧が塚(=古墳)の位置を示すことがわかるものの、これらの古墳の位置を現在の地図中で明確に示していくことは、上記のランドマークだけでは困難であると推察できる。そこで、一助となるのは中谷新吉氏が後代に記した「日吉谷(押部谷町西盛)古墳群 西大廻古墳群」「日吉谷東部古墳群」と「日吉谷古墳群の西部」の3枚の図面<sup>5)</sup>である。これらの図面を参照しつつ、忍海邊造ノ古墳の位置を推測していくと、雄岡山の東南麓で、旧三木街道よりも西側に位置する3基の古墳の位置関係は、丘陵上の等高線に沿って並列する古墳の立地が推測され、そのうちの中央に位置する古墳が該当するものと推定できる。この位置状況は、中谷氏の示した日吉谷古墳群西部の1~3号墳の配置状況とも似ており、2号墳が「忍海邊造ノ古墳」に相応しいと推察できる。中谷氏は「径10m、高さ2.5mあまりの円墳」で、「中央部を大きく発掘されて石槨と思われる石が見えている」と記述しており、横穴式石室墳であったようである。ここまでみても、前方後円墳が存在した可能性は低く、資料4-1の報告とは齟齬が認められることとなる。

また、④~⑧は同じく日吉谷古墳群(西区No.36)<sup>6)</sup>西部内の各墳を示したものと想定でき、中谷氏は9号墳からは円筒埴輪が出



土したことを特記し、かつ8号墳出土資料の実測図を2点掲載している<sup>7)</sup>。これらの資料はいまだ実見できていないが、底径約15cmの小型の円筒埴輪であり、古墳時代中期末～後期のものと想定できる。

これらの範囲と同じ古墳の分布を示すのが、昭和45年発行の兵庫県教育委員会の分布図<sup>8)</sup>で、遺跡番号194の日吉谷群集墳1～11号墳として11基の古墳の範囲を示しており、前方後円墳あるいは埴輪出土の情報は記載されていない。また、昭和48年発行の神戸市教育委員会の分布図<sup>9)</sup>では北から南方向に並ぶB-68～78の日吉谷群集墳1号墳～11号墳の11基の古墳分布が示され、すでに消滅した古墳をも明示しているものの、同じく前方後円墳や埴輪出土の情報は記されていない。

そこで、現地の踏査確認を試み<sup>10)</sup>、作成した分布図が図1である。古墳の分布状況

は中谷氏が作製したものと大きな差異はない。④～⑩が比較的密集した状況で現存し、④以外はいずれも低墳丘であった。⑪はやや南へ下った立地の単独墳で、墳丘中央部で石材が露出している点から、④とともに横穴式石室を埋葬施設とするのか。ただし、これらの群集墳より上位の丘陵(段丘)斜面部はすでに開発が及び、全く旧状を保っていない。埴輪の出土に関しても、新たな発見はなかった。

また、金棒池古墳の測量報告<sup>11)</sup>に掲載された分布図には「F:西盛古墳群」の古墳分布状況も示唆に富む。丘陵上とおぼしき箇所単独墳があり、裾部では群集する4基の古墳がうかがえる。この前者の単独墳が「忍海辺造ノ墓」と推定できる。

さらに、日吉谷東部古墳群を西盛古墳群として捉えた渡辺氏<sup>12)</sup>は現在の富士見が丘に存在した1号墳を埴輪を有する古墳と



図1 日吉谷古墳群(西部)の古墳分布状況(約 1:5,000)神戸市都市計画図(1988年 雄岡山・美穂が丘・細田・福住 図幅)

して位置づけようとしているが、旧三木街道より東に立地するため、ここで検討している「忍海邊造ノ墓」の位置とは異なるものと認識できる。

しかし、仮に埴輪をもつ前方後円墳が当該地域に存在していたとすると、その事実は古墳の展開から地域首長の変遷を考えていくうえで、極めて重要と想定できるが、明確な根拠を示すまでには至っていない。

一方で、明石史談會の踏査記事<sup>13)</sup>では、雄岡山東麓の「密集古墳地」のなかに、「瓢形大古墳ありて周囲に埴輪の環列せる形態」が確認され、西区伊川谷町潤和の薬師山古墳（白水瓢塚古墳）<sup>14)</sup>と同時期のものとして評価している。古墳の「密集」の表現からは密集の程度を計りかねるが、押部谷中学校が所蔵する白水瓢塚古墳の大型円筒埴輪片の存在が誤解を招いたのではないかと危惧される。また、「明石史蹟地圖」と題した附図には雄岡山東南麓に4基の古墳が明示されるもののうち、最も東寄りの古墳が「忍海邊造ノ古墳」と同一ものといえるかもしれない。

以上、さまざまな検討を加えてきたが、「忍海邊造ノ古墳」がかつて立地した場所は明確には提示できなかった。

資料1-4)「横穴式石室」に関する調査報告。

大字細田（サイタ）小字古添（コウソエ）<sup>15)</sup>と報告された所在地から、道心山（トウシンヤマ）古墳群（西区No.39）<sup>16)</sup>1号墳<sup>17)</sup>の調査報告かと推定できる。円墳の埋葬施設として玄室（長さ約3.5m、幅約1.5m）と羨道（幅約1.1m、長さ約2m）の別が明確で、袖部をもつ高さ約2.5mの横穴式石室の遺存状況が窺える。玄室長の計測値が非常に短く、違和感があるものの、概ね現地での現状観察結果を把握できている。

上述した「忍海邊（＝押部）」と当地域が呼ばれていた律令期以前の時期、すなわち古墳時代後期の豪族の墳墓として想定している点は卓見であると言わねばならない。資料1-5)「経塚」に関する調査報告。

大字細田小字宮西に所在する住吉神社北方の丘陵上の「経塚」としての報告である。伝承等が存在するため、明確な根拠なしには否定できないものの、状況証拠的には古墳の墳丘上に近世以降に瓦質製の祠を祀っていたものではなかろうかと推測できる。周辺での現況は詳らかではなく、その存在を示唆する表徴も明確ではない。ここでは字名を根拠として、寺谷古墳群（同No.47）<sup>18)</sup>内の一古墳を候補として指摘し、古墳時代後期の古墳の存在を推定するにとどめておきたい。

#### 4. まとめにかえて

以上のように、大正10年度の押部谷村の古墳調査にかかる旧村文書について検証してきた。この古墳調査報告の成果は、大正15年に刊行された『兵庫縣明石郡役所事績綱要』<sup>19)</sup>には「名所舊蹟」の項が設けられるものの、押部谷村だけではなく、その他12ヶ村についても新たな調査内容が網羅されている形跡は確認できない。

さて、押部谷という明石川上流域の「古墳」に特化した地域史を垣間見ることができた。「押部」の地名の由来については、これまでよく知られてきているところで、播磨国赤石（明石）郡の「縮見屯倉首忍海部（辺）造細目」なる人物が現在の三木市志染地域から押部谷地域に居住あるいは管理していたという『日本書紀』卷十五<sup>20)</sup>や『播磨国風土記』<sup>21)</sup>の説話が根拠となっている。そして、清寧天皇の後継とされた「億計（おけ）」

「弘計（をけ）」の二皇太子即位に及ぶ説話に関して、押部谷町木津には「顕宗仁賢神社」<sup>22)</sup>が祀られている。

大正期に古墳調査を実施した当時の押部谷村役場の担当者の方が一定の知識に基づいて報告している事実に驚きを隠すことができない。ここでは現行の文化財行政と単純に比較することが目的ではない。村役場の職務として、古墳を地域の財産として顕彰する姿勢をもち、地域の歴史遺産について広く周知する必要性を明確に指摘している点は現代の文化財行政にも十分につながっている視点として注目できる。

大正8年(1919)に制定された史蹟名勝天然記念物保存法以前では、各地域での伝承をもっぱら重視し、陵墓ないしは陵墓に関連すると想起できる古墳が保護の対象として位置づけられてきた<sup>23)</sup>。古墳の保存偏重の傾向は、古墳というモニュメントが視覚しやすい対象であるために、保護にかかる判断も比較的容易であるという事情もあったのではないかと。しかし、保存法の制定により、尾谷氏が指摘する「未選別古墳」に関しても調査・保存の必要性が唱えられ始めていた事実が存在し、それを如実に反映した旧村文書がここで紹介できたのではなかろうか。保存法の制定からすでに100年以上が経過した現在、昭和25年(1950)に制定された文化財保護法も改正を重ね、永らく主眼が置かれてきた保存第一義の立場から、文化財を保存しながら積極的な活用へと大きく舵を切って新たな変革を積極的に進めてきているところである<sup>24)</sup>。

以上のように、行政文書の検証によって、先達の文化財保護の姿勢が見直され、改めて評価されていくきっかけとなるものと言える。他の旧村でも同様の取り扱いが想定

されるので、今後とも注視していきたい。

## 5. 最後に

私儀、令和4年3月末に神戸市立博物館で定年退職を迎え、以後神戸市文書館で勤務している。もう考古学とは全く縁がなくなるものと覚悟を決めていたところ、旧村文書の棚卸作業の中で、押部谷町の文化財に関する文書に触れることができるだけでなく、再び中谷新吉氏が報告された資料<sup>25)</sup>を基にした検証に及ぶこととなろうとは想像もしていなかった。

報告の機会を与えて頂いた関係各位に深く感謝するとともに、本報告をまとめるにあたり、下記の方々に文献の探索とともに有益なご教示をいただきました。ここに改めて深謝いたします。

阿部功、阿部敬生、有賀陽平、中谷正、松島隆介、松林宏典、安田滋

(20230320 脱稿)

(神戸市文書館学芸員)

## 【註】

- 1) 新修神戸市史編集室(神戸市市長室企画調整部企画課) 新修神戸市史編集資料目録2『神出・押部谷・平野村役場文書目録』神戸市 1985
- 2) 以下の資料番号は、簿冊の綴りを前から採番しているため、文書日付を遡る順となっている。
- 3) 台地上の開墾によってすでに壊された古墳が相当するものと考えられる。中谷新吉「七曲り古墳」『雄岡山周辺の古墳』1953
- 4) 状況証拠的には、その立地からみて、通常に大型古墳に伴う「陪塚」という用語はここでは適切ではない。
- 5) 中谷新吉「雄岡山周辺の古墳」『郷土史資料その2 古墳関係書類』神戸市立押部谷小学校 1953 註24)にて再録
- 6) 神戸市『神戸市埋蔵文化財分布図』令和4年度版 2022

- 7) 註4) に同じ。
- 8) 兵庫県教育委員会『兵庫県都市計画地域内埋蔵文化財分布図及び地名表』1970
- 9) 神戸市教育委員会『神戸市埋蔵文化財 遺跡分布図及び地名表<垂水区・兵庫区 第1集>』1973
- 10) 令和5年3月11日に実施。
- 11) 中村憲司「金棒池1号墳地形測量報告」『神戸古代史』創刊号 神戸古代史研究会 1974
- F: 西盛古墳群(単独墳1基、群集墳5基)、G: 北山古墳群(4基消滅)として古墳の分布図を掲載する。
- 12) 渡辺伸行「木棺直葬墳の終焉—明石川流域の古墳の調査から—」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第15号 神戸市 1986
- 13) 矢倉甫田編「押部谷史蹟踏査記事」『明石史資料』明石史談會 1925
- 14) 安田滋編『白水瓢塚古墳発掘調査報告書』神戸市教育委員会 2008
- 15) 神戸史学会(大国正美・渋谷武弘・増田行雄)編『兵庫県小字名集 VI 神戸・阪神間編』神文書院 2022
- 16) 註5) に同じ。
- 17) 神戸市教育委員会文化財課「道心山1号墳」『新修神戸市史』歴史編I 自然・考古 神戸市 1989
- 18) 註5) に同じ。
- 19) 兵庫縣明石郡役所『兵庫縣明石郡役所事績綱要』附録「二.名所舊蹟」1926
- 20) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文學大系 日本書紀 上』岩波書店 1967
- 21) 秋本吉郎校注『日本古典文學大系 風土記』岩波書店 1958
- 22) 神戸市教育委員会「③顕宗仁賢神社」『神戸の史跡』神戸新聞出版センター 1975
- 23) 尾谷雅比古「制度としての近代古墳保存行政の成立」『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻第3号 2008
- 24) 坂井秀弥「戦後遺跡保護の成果と文化財保護法改正の課題」『歴史学研究』No.998 續文堂出版 2020
- 25) 阿部功・山本雅和「三木市広野古墳群出土の資料をめぐって—中谷新吉氏の調査報告と押部谷中学校所蔵の考古資料—」『神戸市立博物館研究紀要』第36号 2021 にて再録

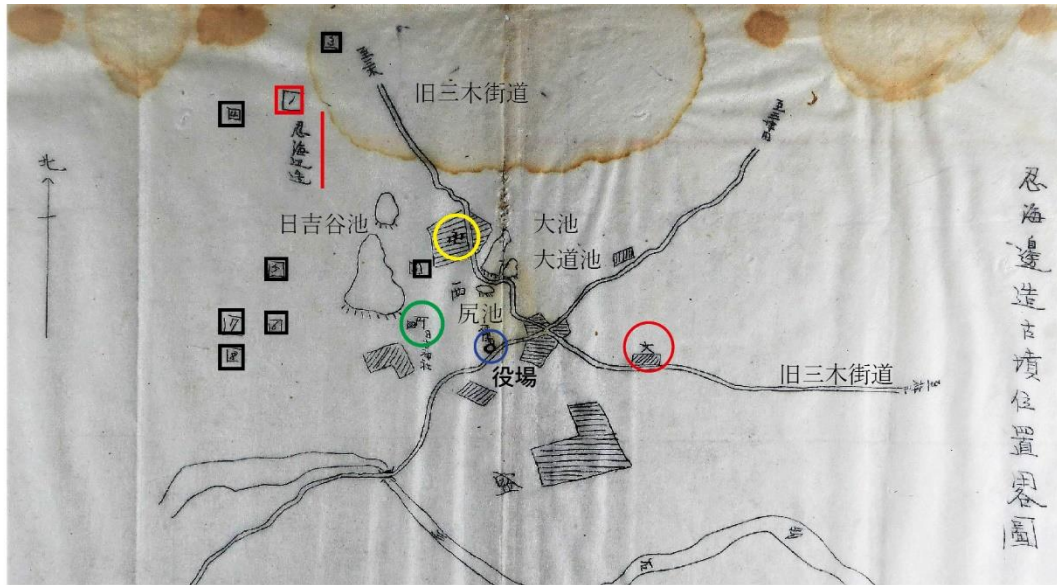


図2 忍海邊造古墳位置畧図  
(資料1-3部分、一部加筆)

□忍海邊造古墳



図3 西区押部谷町西盛周辺の地形図(国土地理院 令和2年 1:25,000 淡河図幅)

- 徳願寺
- 日吉神社
- 福住尋常高等小學校(現:押部谷小學校)
- 住吉神社

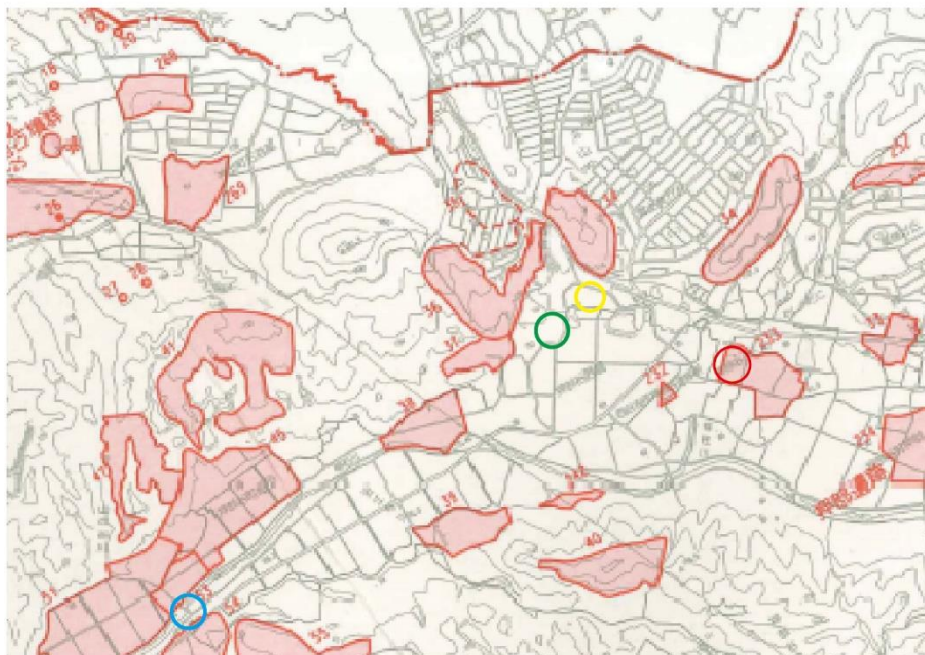
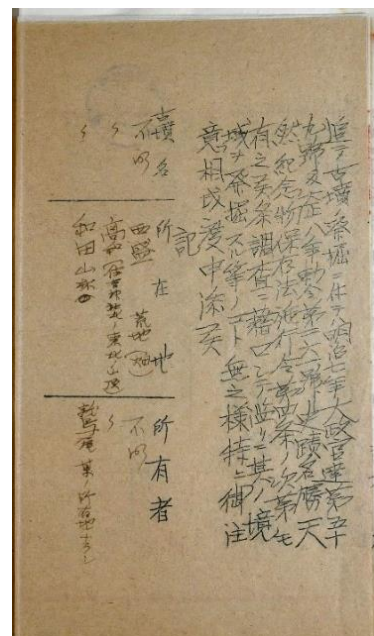
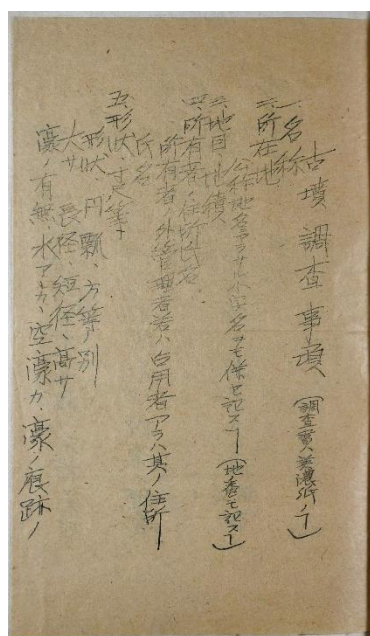
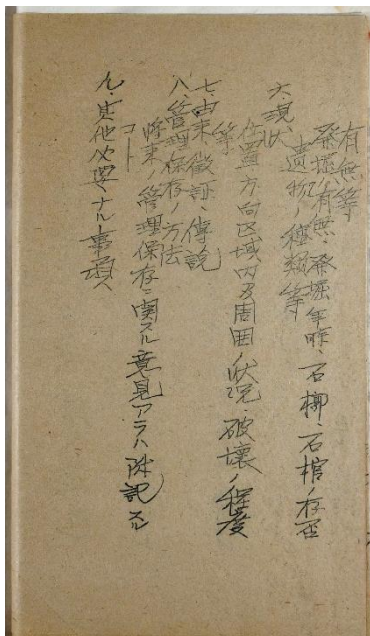
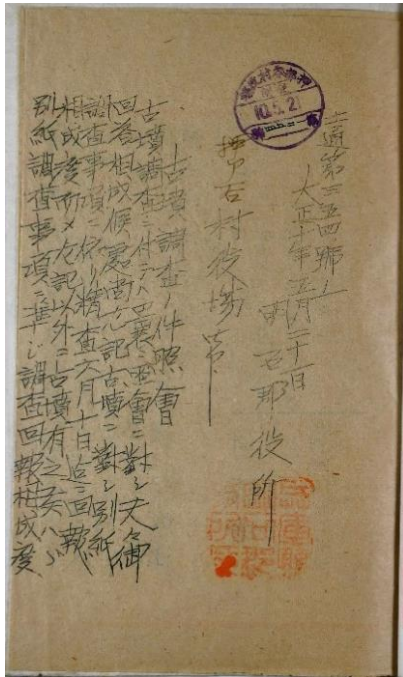


図4 西区押部谷町西盛周辺の埋蔵文化財分布図  
(註6部分に加筆)

- 36: 日吉谷古墳群
- 39: 道心山古墳群
- 47: 寺谷古墳群

古墳調査事項（調査書ハ美濃紙ノ事）

- 一. 名称
- 二. 所在地  
公称地ニアラザル小字名ヲモ併セ記ス事（地番モ記ス事）
- 三. 地目・地積
- 四. 所有者ノ住所氏名  
所有者ノ外管理者若ハ占用者アラハ其ノ住所氏名
- 五. 形状・寸尺等  
形状 円・瓢・方等ノ別  
大サ 長径・短径・高サ  
濠ノ有無・水アルカ・空濠カ・濠ノ痕跡ノ有無等  
発掘ノ有無・発掘年時・石槨・石棺ノ存否・遺物ノ種類等
- 六. 現状  
位置方向区域内及周囲ノ状況・破壊ノ程度等
- 七. 由来・徴証・傳説
- 八. 管理保存ノ方法  
将来ノ管理保存ニ関スル意見アラハ附記スル
- 九. 其他必要ナル事項



〔資料3〕（兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋）

議 大正一〇年六月二日

村長 中垣 助役 柳瀬

第一係 主 福島

副 農夫世 秦 豊天 □

發送済

郵更

押第一二五四號ノ一

年月日

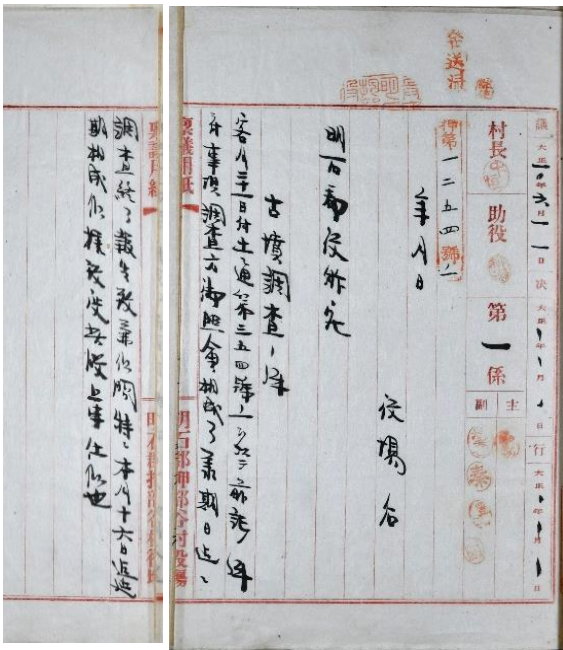
役場名

印

明石郡役所宛

古墳調査ノ件

客月二十一日付土通第三五四號ノ一ヲ以テ前記ノ件ニ付事項調査方御照會相成了様期日迄ニ調査終了報告致兼候間特ニ本月十六日迄延期相成候様致度奨段上申仕候也



〔資料4〕（西洋紙）

土通第一二五四號ノ一

大正十年五月二十一日

明石郡役所

印

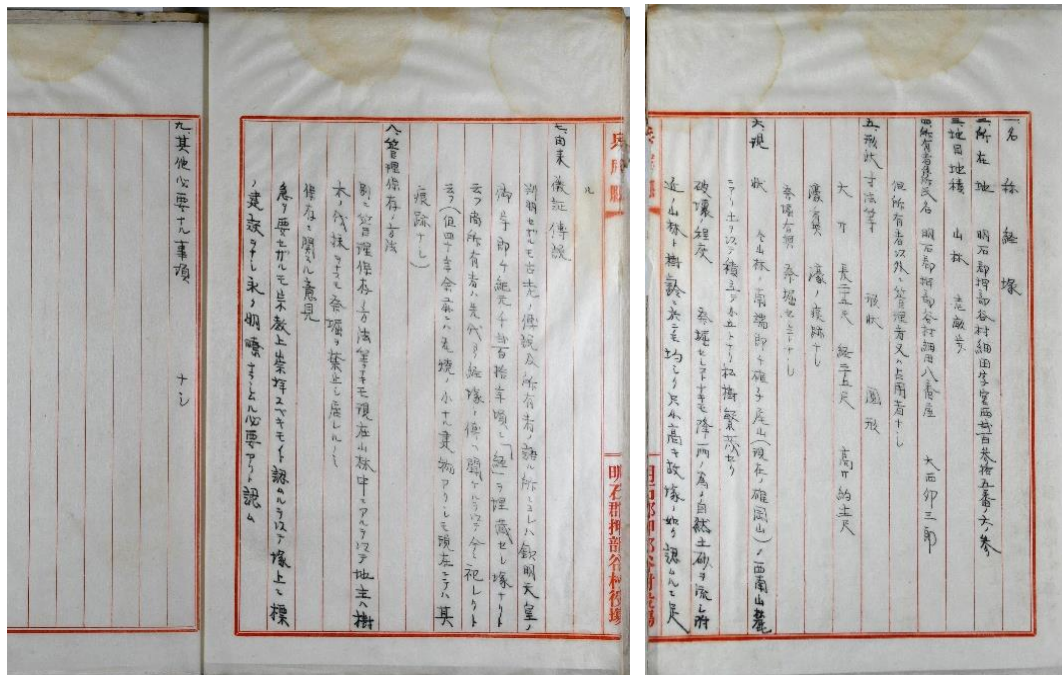
押部谷村役場御中  
附 受  
10.5.21

古墳調査ノ件照會

古墳調査ニ付テハ曩ニ照會ニ對シ夫々御回答相成候處尚左記古墳ニ對シ別紙調査事項ニ依リ精査六月十日迄ニ回報相成度而メ左記以外ニ古墳有之候ハバ別紙調査事項ニ準ジ調査回報相成度追テ古墳ノ発掘ニ仕テハ明治七年太政官達第五十九號及大正八年勅令第二六一號史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第四條ノ次第七有ノ候条調査ニ藉口シテ濫リニ其ノ境域ヲ発掘スル等ノコト無之様特ニ御注意相成度中添候

記

古墳名	所在地	所有者
不明	西盛 墓地(畑)	不明
〃	高和(住吉神社北ノ東北ノ山頂)	〃
〃	和田山林	鷺尾某ノ 所有地ナリシ



〔資料2〕(西洋紙)  
土通第三五四號ノ三

大正十年六月十五日

明石郡役所

印

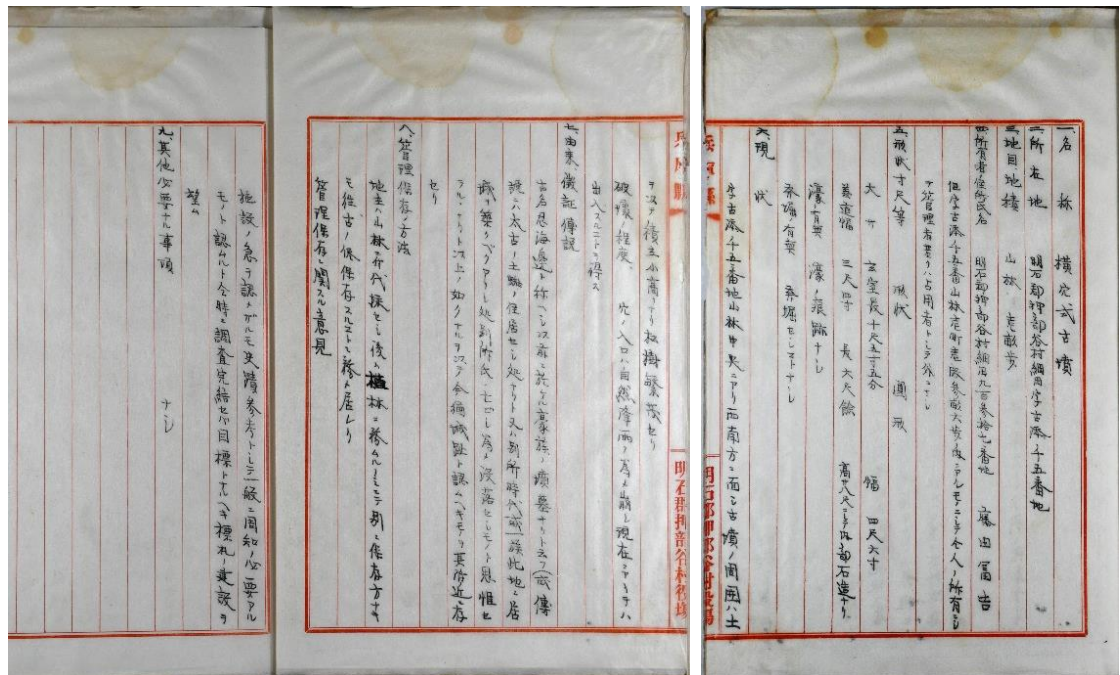
押部谷村役場御中

古墳調査ノ件照會

客月二十一日付け土通第三五四号ノ一照會本件目下ノ所調査中ト存候  
 へ共至急回報相成度追テ土通第三五四號ノ一記載以外二古墳有之候ハ  
 バ無洩調査相成度孝念申添候



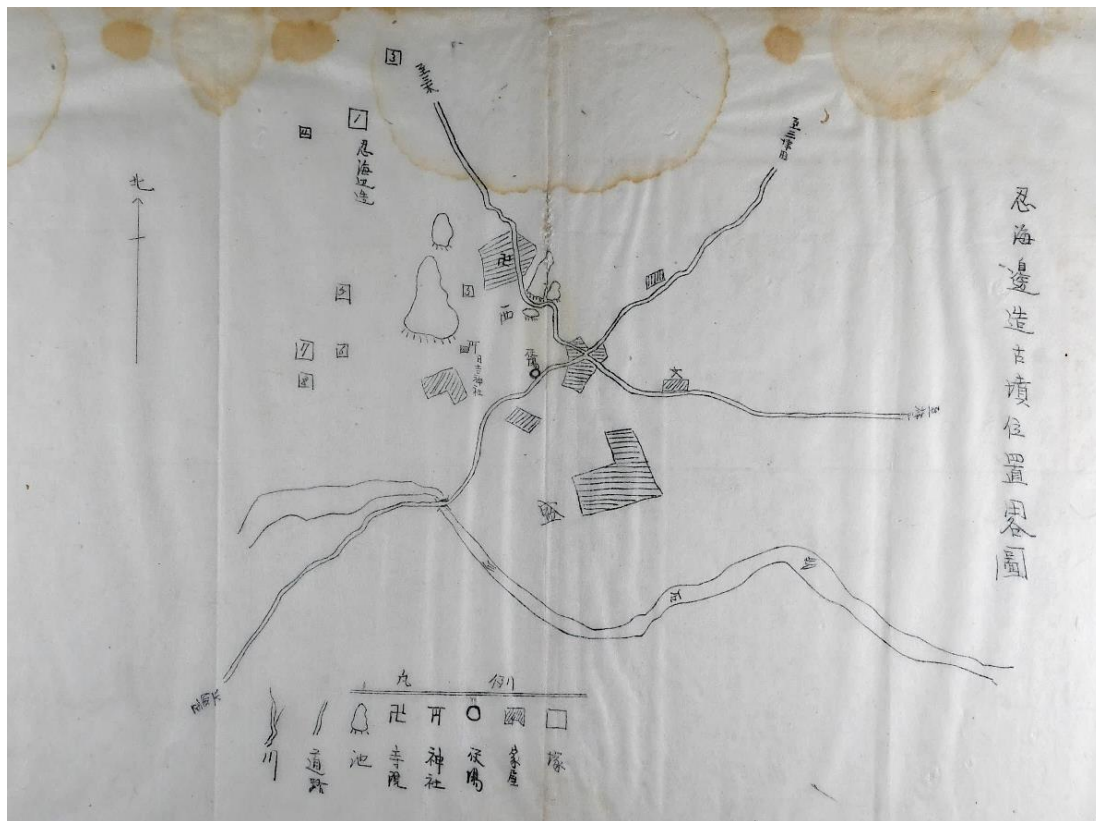




〔資料1—5〕（兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋）

- 一. 名称 経塚
- 二. 所在地 明石郡押部谷村細田字宮西貳百參拾五番ノ六ノ參
- 三. 地目地積 山林 壹畝歩
- 四. 所有者住所氏名 明石郡押部谷村細田八番屋 大西卯三郎  
但所有者以外ニ管理者又ハ占用者ナシ
- 五. 形状寸法等 形状 圓形  
大サ 長二十五尺 經二十五尺 高サ約十二尺  
濠ノ有無 濠ノ痕跡ナシ  
発堀ノ有無 発堀セシコトナシ
- 六. 現状 全山林ノ南端即チ雄子尾山（現在ノ雄岡山）ノ西南山麓ニ  
アリ土ヲ以テ積立テ小丘トナリ松樹繁茂セリ  
破壊ノ程度 発堀セシコトナキモ降雨ノ為メ自然土砂ヲ流  
シ附近ノ山林ト樹齡ニ於テモ均シリ只小高キ故塚ノ如ク認  
ムルニ足ル
- 七. 由来徴証傳説 判明セザルモ古老ノ傳説及所有者ノ語ル所ニヨレハ欽明天皇  
ノ御与即チ紀元千貳百拾年頃ニ「経」ヲ埋藏セシ塚ナリト云  
フ尚所有者ハ先代ヨリ経塚ト傳ヘ聞ケルヲ以テ今ニ祀レリト  
云フ（但四十年前余前ニハ瓦焼ノ小ナル建物アリシモ現在ニシ  
テハ其痕跡ナシ）
- 八. 管理保存ノ方法 別ニ管理保存ノ方法等ナキモ現在山林中ニアルヲ以テ地主ハ  
樹木ノ伐採ヲナスモ発堀ヲ禁止シ居レルノミ  
保存ニ関スル意見 急ヲ要セザルモ宗教上崇拝スベキモノト認ムルヲ以テ塚上ニ  
標ノ建設ヲナシ永ク明瞭ナラシムル必要アリト認ム
- 九. 其他必要ナル事項 ナシ

〔資料1-3〕  
忍海邊造古墳位置略圖



- 〔資料1-4〕(兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋)
- 一. 名称 横穴式古墳
  - 二. 所在地 明石郡押部谷村細田字古添千五番地
  - 三. 地目地積 山林 壹畝歩
  - 四. 所有者ノ住所氏名 明石郡押部谷村細田九百參拾七番地 藤田富吉
  - 五. 形状寸尺等 形状 圓形  
大サ 玄室長十尺五寸五分 幅 四尺六寸  
羨道幅三尺四寸 長六尺餘 高サ八尺ニシテ内部石造ナリ
  - 六. 現状 濠ノ有無 濠ノ痕跡ナシ  
発堀ノ有無 発堀セシコトナシ
  - 七. 由来徵証傳説 古名忍海邊ト称ヘシ以前ニ於ケル豪族ノ墳墓ナルリト云フ  
(或傳説ニハ太古ノ土蜘蛛ノ住居セシ処ナリト又ハ別所時代或一族此地ニ居城を城ヲ築クベクアリシ処別所氏ノ亡ビシ為メ没落セシモノト思惟セラルルナリト以上ノ如クナルヲ以テ今猶城趾ト認ムヘキモノヲ其附近ニ存セリ
  - 八. 管理保存ノ方法 地主ハ山林ニ付伐採セシ後ハ植林ニ務ムルノミニテ別ニ保存方ナキモ往古ノ俣保存スルコトニ務メ居レリ  
管理保存ニ関スル意見 施設ノ急ヲ認メザルモ史蹟參考トシテ一般ニ周知ノ必要アルモノト認ムルト全時ニ調査完結セバ目標トナルヘキ標札ノ建設ヲ望ム
  - 九. 其他必要ナル事項 ナシ

〔資料1-2〕(兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋)

一. 名称 忍海邊造ノ墓

開化天皇ノ皇子武豊類別命ノ後

二. 所在地 明石郡押部谷村西盛字北山五百六拾六番ノ六 通称瓦山

ト云フ

三. 地目・地籍 山林 志敏歩

四. 所有者ノ住所氏名 明石郡押部谷村西盛六百六拾壹番地 川西正

次

但字北山五百六拾六番ノ六山林參段五畝貳拾參歩ノ内ニア

ルモノニシテ全人ノ所有ニシテ管理者若クハ占用者トシテ

他ニナシ

五. 形状寸法等 形状 瓢

大サ 長三十五尺 經二十五尺 高サ十五尺

濠ノ有無 濠ノ痕跡ヲ認メズ

発堀有無 発堀セシコトナシ

六. 現状 字北山五百六拾六番ノ六山林ノ東北隅即チ雄子尾山(現在

ノ雄岡山)ノ東方中腹ニアリ全部土ヲ以テ積立テ小山トナ

リ松樹繁茂セリ

破壊ノ程度 別ニ発堀ニ依リ崩レタルモノト認メサルモ自

然降雨ノ為メ流出シ判然ト瓢形ヲ認メ難キ程度ニアリ

七. 由来徴証傳説 判然セザルモ古名忍海邊ニ居テ構ヘル豪族墳

墓ノ地ナリト云ヘリ

八. 管理保存方法

別ニ保存ノ方法ヲ設ケサルモ現今山林ニテ地主ハ発堀ヲ禁

シ居レルニ過キサルナリ

其他管理保存ニ関スル意見

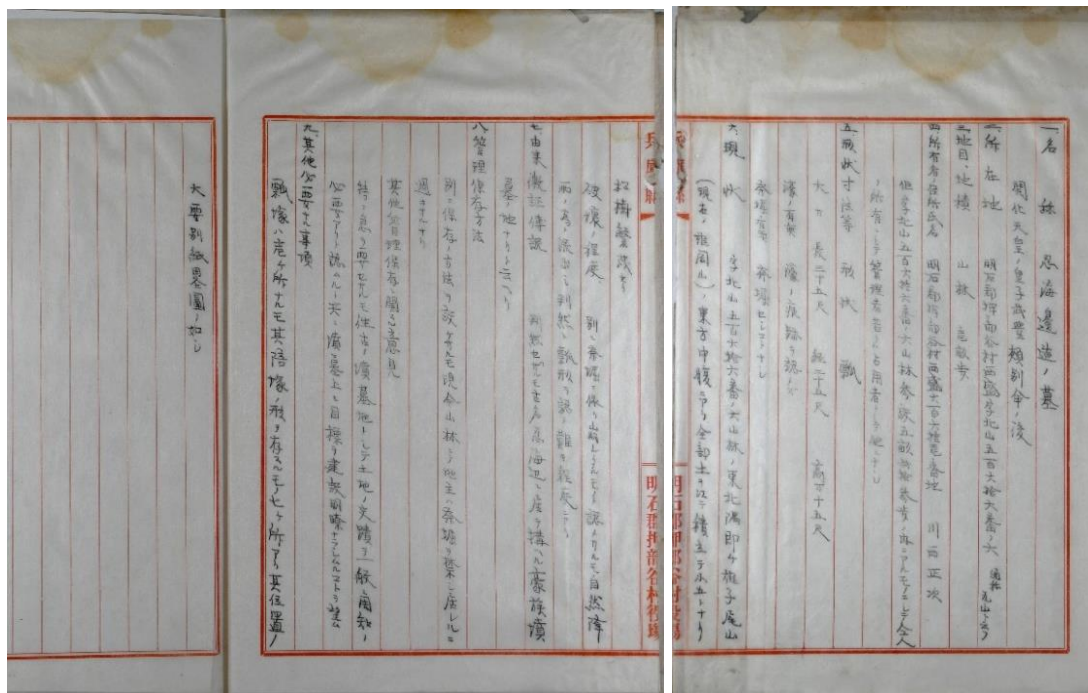
特ニ急ヲ要セサルモ往古ノ墳墓地トシテ土地ノ史蹟ヲ一般

周知ノ必要アリト認ムルト共ニ墳墓上ニ目標ヲ建設明瞭ナ

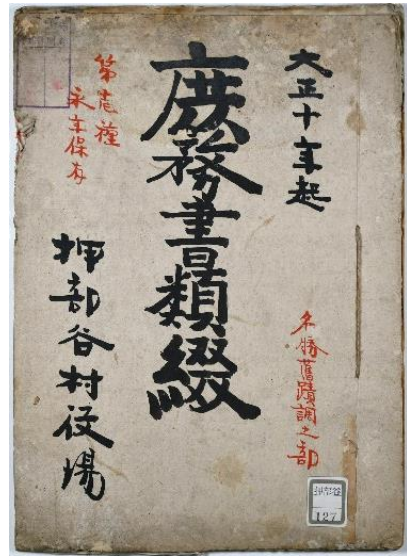
ラシムルヲ望ム

九. 其他必要ナル事項

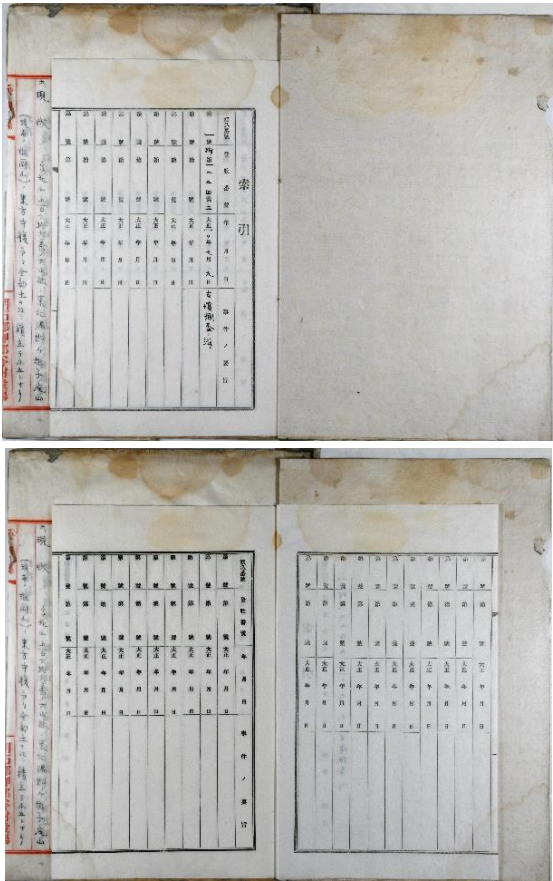
瓢塚ハ老ケ所ナルモ其陪塚ノ形ヲ存スルモノ七ヶ所アリ其  
位置ノ大要別紙畧圖ノ如シ



〔簿冊表紙〕



〔牽引〕  
第一號 押第一二五四號ノ三 大正二〇年七月九日 古墳調査ノ件



〔資料1〕（西洋紙）

押第一二五四號ノ三 大正十年七月九日  
發送済  
郵更  
完了  
浄書 福崎 校合中垣 永年保存  
押部谷村役場

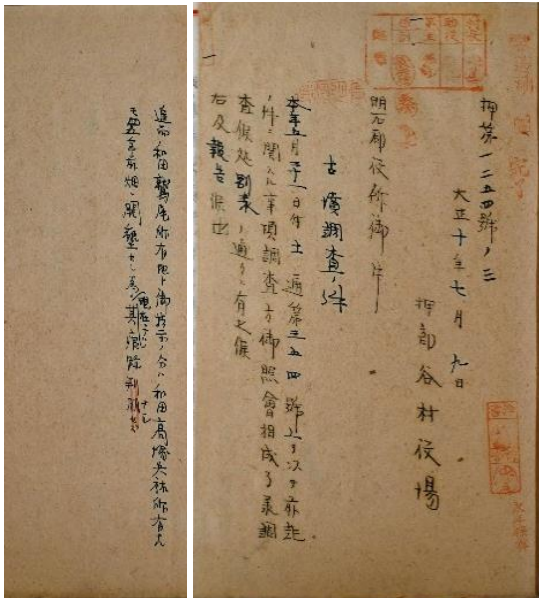
印

村長 中垣  
助役 柳瀬  
第一係主 福島  
副 農夫也 秦 豊天

明石郡役所御中

古墳調査ノ件

本年五月二十一日付土通第一二五四號ノ一ヲ以テ前記ノ件ニ関スル事項調査方御照會相成了様調査候処別表ノ通りニ有之候  
右及報告候也  
追而和田鷺尾所有地ト御指示ノ分ハ和田高塚兵祐所有ナルモ四五年前畑ニ開墾セシ為メ現在ニテハ其痕跡明セズナシ



## 戦後の神戸市の組織変遷について（第1稿）

谷口 真澄

### はじめに

神戸市においては、組織担当課が「神戸市組織図」を、また人事担当課が事務分掌を記載した「神戸市職員録」を発行しており、神戸市文書館には、1957（昭和32）年度～2018（平成30）年度の「神戸市組織図」を所蔵している。当該期間の「神戸市組織図」と、1948（昭和23）年12月と1951（昭和26）年1月発行の「神戸市職員録」を総覧するとともに、2019（令和元）年以降は電子データで内部共有されている組織図等を参考に、1944（昭和19）年度から2021（令和3）年度の神戸市における組織変遷の概要をまとめた。

そして、時系列で神戸市の組織改正を整理した組織変遷図【表1】と、2023（令和5）年度から時期を遡る主な部門ごとの組織変遷図【表2】を作成した。

各時期に施政方針、様々な市政課題や社会課題、事件、事故などがあり、それらへ対応するため、組織が改正されてきた。そうした意味で、市の組織は、その時期の抱える社会課題・都市問題の鏡であり、組織図を見ると、これらに対してどのように対応したか、何に力点をおいて市政を運営していたかの一面がわかる。

本来は係単位まで詳細に見ていく必要があるが、今回は主として局、部、課の変遷について、年度ごとの特徴的な改正点をまとめた。

併せて、組織改正の元になった背景を記すことも重要であると考え、市史等に基づきながら、適宜、前後の関連する出来事や社会の動き等も簡略に記すこととした。

なお、期間内のすべての変遷を追うことを目指したが、所蔵資料が揃わなかった。文書館の所蔵する「神戸市組織図」は、～1956（昭和31）年度、1958（昭和33）年度、1961（昭和36）～1962（昭和37）年度が欠けている。こうした所蔵の欠けた年度については、前年度までの組織構成に依拠した記述を含み、十分に精査できていない箇所もあるため、第1稿とした。

### 1. 時系列でみる神戸市の組織改正の概要

年度ごとの出来事や背景等を記したのち、組織改正のポイントを列記していく。〈 〉内の年月は組織図、または職員録の発行年月を示す。

また、戦後の組織を見るためには戦中について示すことも有益であると考えられるため、1944（昭和19）年の組織改正の概要を起点とする。

#### <昭和19年9月（1944）>

- ・市長公房企画課に企画審議会に関する事項が含まれている。また技術上の審議、一般市政・都市制度の調査研究など、現在の企画課の源流がある。
- ・市長公房考査課という事務事業等の監査部門、後の検査部、行政管理につながる源流がある。
- ・総務局文書課が局の庶務担当や市参事会に関する事項を担っている。また総務局に教務課・学務課という教育委員会の源流があるほか、町内会に関する事項を所管する振興課、経済の調査並びに企画に関する事項を所管する商工課がある。

- ・総務局文書課に市民時報、市政の紹介、普及に関する事項があり、広報部門の源流がある。
- ・厚生局総務課に伝染病の予防及び消毒に関する事項、都市生活科学研究所、葬儀場・火葬場・墓地に関する事項等がある。保健課や市民病院も厚生局所管であり、衛生局・健康局の源流がある。
- ・港都局総務課に都市計画に関する事項、鉄道・軌道・索道・航空その他交通に関する事項、受益者負担に関する事項が含まれる。土木課、建築課など建設局、建築住宅局の源流がある。
- ・水道局技術課に下水道事業に関する事項が含まれる。
- ・市吏員は、市長、助役、考査役、収入役、副収入役、局長・理事・区長、主事・技師・視学、主事補・書記・技手・医員、書記補・技手補・運転士・保母・看護婦長が位置付けられている。(視学は戦前の教育行政官を意味する)

### <昭和 23 年 12 月 (1948) >

戦災復興計画と市域拡張計画を併せて実施

1947 (昭和 22) 年 3 月 1 日に有馬町、山田村、有野村、神出村、伊川谷村、櫛谷村、押部谷村、玉津村、平野村、岩岡村と合併

1947 (昭和 22) 年 4 月 7 日、初代公選市長に小寺謙吉が就任

1948 (昭和 23) 年 7 月、神戸市警が発足

- ・職制筆頭に、秘書課、教育調査室、渉外部外務課、渉外部観光課、会計部が並ぶ。
- ・観光課が、史跡、名勝、天然記念物及び国宝の審査に関する事を所管
- ・教育調査室は、外事専門学校に関する事、その他教育委員会の所管に属しない教育に関する事を所管
- ・総務局庶務課が、市史の編纂に関する事、民情の考察及び聴取に関する事 (広聴課の源流)

を所管

- ・総務局企画課が、特別市制に関する事、市長の命による検査に関する事 (行政管理の源流)、監査委員に関する事、都市問題諸会議に関する事、競馬及び自転車競技等を所管
- ・総務局に住宅課があり、市設住宅の設計及び建築に関する事を所管 (後の住宅局)
- ・経済局が総務局より分離
- ・農政局農産課が林産業に関する事を所管
- ・建設局庶務課が、道路及び河川敷地の取得に関する事を所管。土木部は道路等の維持修繕工事を所管
- ・建設局計画課が復興総合計画に関する事、戦災復興資料の調査収集及び編纂に関する事、下水道事業の総合的調査計画に関する事などを所管
- ・土木部建築課が市設住宅を除く建築物の調査設計・工事・施行監督・検査に関する事を所管
- ・港湾部設置
- ・衛生局保健課が国民健康保険法に関する事を所管
- ・衛生局作業部が清掃関連を所管。第一課が塵芥、道路・下水道・側溝等を、第二課がし尿を所管
- ・教育委員会設置

### <昭和 26 年 1 月 (1951) >

昭和 24 年 9 月、小寺市長が急死し、11 月 25 日に後任市長選挙が行われ、原口忠次郎市長が公選 2 代目市長に

昭和 25 年 3 月、貿易、産業、文化を世界に紹介することを目的に神戸博が開催

同年 4 月 1 日に御影町、魚崎町、住吉村と合併。神戸市の人口は 804,501 人へ

同年 10 月 10 日に本山村、本庄村と合併

昭和 26 年 9 月、サンフランシスコ平和条約が調印され、翌年 4 月、占領は終結。これにより神戸港の大部分が接收解除

昭和 26 年、諏訪山動物園が王子公園に移転・開園、

市立神戸美術館が開設（旧池長美術館）  
昭和28年11月、原口市長再選後、東部第一工区の埋立工事に着手

- ・職制筆頭に、秘書課、弘報課公聴係・弘報係・渉外係、会計部、調査室が並ぶ
- ・総務局行政課に庶務係、文書係、法規係、検査係、区政係。庶務係が監査委員、選挙管理委員会との連絡に関する事も所管
- ・総務局行政課文書係が市史編纂に関する事を所管
- ・総務局行政課法規係が都市問題諸会議、市政資料、外国語大学その他教育委員会の所管に属しない教育に関する事を所管
- ・経済局観光課が文化財に関する事を所管
- ・土木部管理課地政係が局庶務
- ・業務所として建設局土木部出張所
- ・建築部に調査課・住宅課・営繕課を置き、市設住宅も含め一つの部に統合
- ・港湾局設置
- ・水道局に下水課を置く
- ・衛生局から清掃局が分離
- ・各区の民生安定所を民生局厚生課指導係が指示・指導・監督を行う
- ・東灘区役所のみ区長室という組織や、東灘区役所出張所のみ衛生係、水道係や建設係を置く（統合後間もないためと思われる）
- ・神戸市衛生研究所、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、教育委員会事務局、警察局、消防局が置かれている

#### <昭和32年8月(1957)>

昭和26年7月1日、道場村、八多村、大沢村と合併  
昭和28年、東西臨海工業地帯造成事業がスタート  
昭和30年6月30日、神戸市警廃止  
同年10月15日に長尾村と合併  
昭和30年から始まった高度成長は重化学工業が中心であったため、神戸経済は市街地内の既存工業

の回復によって順調に成長していくが、次第に大型化していく新規用地が不足  
昭和31年の経済白書が「もはや戦後ではない」との名言  
同年5月、六甲山一帯が国立公園に指定  
同年8月、表六甲有料道路が開通  
同年9月1日、政令指定都市になる。神戸市の人口は、1,003,807人に  
昭和32年4月、花時計が始動。新庁舎（旧2号館）が完成  
同年5月、市立須磨水族館が開館  
同年10月21日、シアトルと姉妹都市に

戦後で最も古い組織図は、昭和32年(1957)8月時点のものである。機構図を見ると、概ね現在の組織の原型がすでにある。

- ・助役は1名体制
- ・職制筆頭に、秘書課、会計室、企画室が並ぶ
- ・総務局に統計課や勤労会館
- ・民生局に民生安定所
- ・理財局に特別徴収事務所
- ・経済局に王子動物園
- ・建設局に計画部、土木部、下水部、建築部、建設事務所があり、現在の都市局、建設局、建築住宅局を併せ持っている
- ・港湾局に船舶給水所
- ・衛生局に優生保護相談所、伝染病院、少年保養所、玉津療養所
- ・交通局に職員厚生病院、水族館

#### <昭和34年6月(1959)>

昭和33年1月、神戸市煙害等公害対策協議会が発足  
同年2月1日、淡河村と合併。これにより、現在の神戸市の原型ができあがるとともに、市域拡大から経済圏の広域化へ軸足を移行  
昭和34年4月、摩耶埠頭の建設を開始  
同年、神戸市地区環境整備協議会が設置されるなど、同和対策行政の体制が徐々に整備

- ・助役は2人体制
- ・職制筆頭に、秘書課、会計室、調査室が並ぶ
- ・総務局に企画課、検査課を設置
- ・総務局行政課広報係が公聴及び広報、案内室及び市民室を所管
- ・総務局行政課にI.B.M.係を設置。IBMによる事務の機械化が事務分掌に記載
- ・王子動物園は建設局所管に
- ・建築局が建設局から独立
- ・港湾局に埋立事業部を設置
- ・衛生局に高等看護学院、准看護婦養成所を設置
- ・外国語大学が業務所から局組織として設置
- ・教育委員会に児童文化会館、産業教育実習所を設置

#### <昭和35年6月(1960)>

昭和35年4月、全国で初めての「傾斜地における土木工事の規制に関する条例」を定め、危険地での取締り、防災工事を義務付けしようとしたが、届出制となった(結果として後述の昭和36年の集中豪雨による宅地造成地崩壊を防げず)

昭和36年、国民皆保険制度が導入  
人口1,113,977人

- ・民生局に保険部国民健康保険課・国民年金課を設置
- ・民生局に若葉学園を設置
- ・農政局に農林土木課を設置
- ・港湾局が港湾総局に
- ・港湾総局に東部埋立工事事務所を設置

#### <昭和38年7月(1963)>

昭和36年4月、鶴甲山の切り出し開始(公共デベロッパー事業の本格化)

同年6月、梅雨前線豪雨。傾斜地における宅地造成工事中のがけ崩れ、土砂流出による局地的被害が続出。これを受け、国に対し法律による実効性の高い規制を行うよう働きかけを行い、昭和37年

4月に宅地造成等規制法が施行  
昭和38年、架橋促進市民大会が開催  
同年、ポートタワーが完成

- ・職制筆頭に、秘書室、会計室、調査室、検査部が並ぶ
- ・秘書室渉外広報課に渉外係、広報係、公聴係
- ・民生局に更生課を設置
- ・民生局に和光園を設置、水上児童寮を港湾総局から移管
- ・建設局から都市計画局が分離するとともに、建設局が土木局に、建設事務所が土木事務所に
- ・都市計画局に東灘区画整理事務所を設置
- ・港湾総局から埋立事業局が分離するとともに、港湾総局が港湾局に
- ・清掃局に作業第一課・作業第二課、清掃事務所、自動車管理事務所、妙賀山清掃工場を設置

#### <昭和39年7月(1964)>

昭和39年7月、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」のため、既成市街地での工場新增設が禁止され、続いていく工場の流出  
同年の台風20号、昭和40年の台風23、24号の高潮によって大きな被害を受け、臨時海岸防災本部を設置、防潮堤の高さを2メートルに上げ、ボリュームを2~3倍にする工事を施工。現在海岸に多く見られるテトラポットに護られた一大防潮堤工事が完成

- ・総務局に厚生課を設置
- ・衛生局に公害対策課を設置
- ・埋立事業部に計画課を設置
- ・組織名に使用される数字が漢字から算用数字に

#### <昭和40年5月(1965)>

昭和40年10月1日、さんちかタウンがオープン  
同年11月、第1次「神戸市総合基本計画」が策定  
昭和41年6月2日、摩耶大橋が開通



同年、阪神高速道路神戸1号線、京橋・柳原間が開通  
人口1,216,666人

- ・経済局に中小企業センターを設置
- ・土木局下水部に中部下水処理場を設置
- ・都市計画局に鈴蘭台団地造成事務所を設置

#### <昭和41年1月(1966)>

昭和41年、社会増加数がマイナスに転じ、昭和55年までその傾向(昭和45、46除く)  
昭和42年3月25日、六甲山トンネルが開通

- ・職制筆頭に、秘書室、会計室、調査室、検査部が並ぶ
- ・企画局が設置され、企画調整課、統計課、調査部、東京事務所が置かれる
- ・勤労会館の所管が総務局から市民相談部に
- ・総務局行政課が庶務課に。また区政課が置かれ、機械計算課が電子計算課に
- ・民生局婦人児童課が児童課と婦人福祉課に分かれる
- ・経済局に消費経済部を設置
- ・土木局下水部から下水局が分かれ、設置
- ・都市計画局の都市改造・区画整理部門が再編され、灘葦合、生田、兵庫、長田須磨、浜手幹線、新線関連の各都市改造課に
- ・建築局が住宅局に名称変更され、建築部、営繕部が拡充
- ・港湾局に管理部、技術部を設置、拡充
- ・埋立事業局が臨海開発局に名称変更され、海岸防災課を設置
- ・各区に市民相談室を設置
- ・消防局に警防部、機械課、消防音楽隊、消防機動隊を設置

#### <昭和42年6月(1967)>

昭和42年7月、集中豪雨。山麓部で急激な出水によるがけ崩れ、家屋の倒壊が生じ、甚大な被害。特に、葦合区市ケ原では世継山の斜面が大規模に崩壊し、21名が死亡。河川沿いの被害が大きく、この水害を契機に、神戸市を含む政令指定都市が国に要望し、昭和45年に都市小河川改修事業制度が創設  
同年9月、日本で初めてのコンテナ荷役が摩耶埠頭で行われ、コンテナ船時代が到来

- ・清掃局に脇浜清掃工場を設置
- ・水道局に浄水課を設置

#### <昭和43年7月(1968)>

昭和43年4月6日、阪神・阪急・山陽・神戸の各郊外電鉄を連絡した神戸高速鉄道が開通  
同年10月9日、ポートアイランド、起工式

- ・水族館の所管が交通局から経済局に、名称は須磨水族館に
- ・農政局に農業保険課を設置
- ・土木局に防災部、宅地規制課を設置
- ・下水局に西部下水処理場を設置
- ・都市計画局に再開発課、清算課を設置
- ・衛生局公害対策課が公害対策部に
- ・交通局職員厚生病院が衛生局所管に、また調査室が設置
- ・清掃局に苅藻島清掃工場を設置

#### <昭和44年7月(1969)>

昭和44年8月、西神戸有料道路・夢野白川線、供用開始  
同年11月、宮崎辰雄市長、就任

- ・市民相談部に交通安全対策課を設置
- ・民生局に環境改善課、西神戸ホームを設置
- ・都市計画局に北神区画整理事務所、西神区画整

理事務所を設置

- ・住宅局に改良課を設置
- ・臨海開発局が開発局に名称変更され、用地課を設置
- ・衛生局公害対策部に調査課、規制課を設置
- ・消防局に警防部査察課を設置

#### <昭和45年6月(1970)>

「開発から保全へ」、「成長から福祉へ」という流れと、神戸経済振興のための開発推進・経済振興という流れを調整しつつ市政運営

昭和45年2月23日、阪神高速道路、神戸・西宮間が開通

昭和45年、神戸大橋、ポートターミナル、完成  
同年、市民の花に「あじさい」を制定

人口1,288,937人

- ・企画調整局企画調整課が企画課と調整課に分かれる
- ・総務局に職員部を設置
- ・市民相談部、経済局、衛生局等の各部局を元に、市民生活局を設置
- ・民生局に同和対策室、総合福祉センターを設置
- ・土木局に幹線道路課、舗装課、道路機動隊事務所を設置
- ・下水道局に計画課を設置
- ・住宅局に計画課、建設課を設置
- ・港湾局に港営課を設置
- ・開発局に西神開発事務所を設置
- ・衛生局に斎園課を設置
- ・清掃局に調査課を設置
- ・各区に広報相談課を設置
- ・交通局に高速鉄道建設部を設置
- ・水道局に経営管理課を設置
- ・教育委員会に同和教育室を設置

#### <昭和46年5月(1971)>

昭和46年3月13日、神戸市電、廃止

昭和46年、第1回神戸まつり、第1回みなとこっぺ海上花火大会、開催

グリーンコーベ作戦、同和対策事業の推進、市電全廃に伴う交通局技術部廃止

- ・市民相談部に勤労市民課を設置
- ・民生局に障害福祉課、老人福祉課を設置
- ・経済局に国民宿舎を設置
- ・土木局に公園緑地部を設置
- ・下水道局に普及課を設置
- ・都市計画局に計画部、区画整理部を設置
- ・水道局技術部に普及課を設置
- ・市長部局以外の職制順位が、交通局・水道局・消防局・監査事務局・人事委員会事務局・教育委員会事務局・選挙管理委員会事務局・市会事務局から、現在の消防局・水道局・交通局・教育委員会事務局・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局・市会事務局に変更
- ・職制改正に伴い、部長級に参事、課長級に主幹

#### <昭和47年5月(1972)>

昭和47年1月には、16万人の「65歳以上の医療費無料化」直接請求が成立し、翌年から実施、「福祉元年」がスタート

同年3月、山陽新幹線・新神戸駅が完成し、大阪・岡山間が開通

同年7月31日、人間環境都市宣言を行い、ついで「神戸市民の環境をまもる条例」を制定。福祉、消費者保護、ごみ問題を含めた総合的な都市環境の回復をめざす

同年、六甲アイランド工事開始

市民の苦情・要望等に対する迅速処理のための総合パトロールの発足、くらしの検査センターの発足、水洗化の進捗60%、西神ニュータウン建設の本格化、1区1図書館を目指した整備事業等を背景に組織改正

- ・市民生活局の環境部を公害対策部に名称変更
- ・理財局、土木局、都市計画局に用地課を設置
- ・清掃局を都市環境局に名称変更
- ・下水道局に雨水課を設置
- ・住宅局に改良事業室を設置
- ・住宅局に中央公会堂建設事務所を設置（翌年度、神戸文化ホールに）
- ・港湾局に六甲アイランド工事事務所を設置
- ・区役所に福利課を設置
- ・消防局に予防部、警防部救急救助課を設置
- ・教育委員会事務局に社会教育部、文化課を設置
- ・南蛮美術館が経済局観光課所管から教育委員会事務局社会教育部文化課所管に

#### <昭和48年5月(1973)>

昭和48年8月1日、北区を新設（兵庫区より分区）  
 同年10月、第1回「コウベ・ファッション・フェア」が神戸文化ホールで開催  
 同年、第1次オイルショック  
 昭和46年の同和地区実態調査に基づき、昭和48年8月神戸市同和対策事業長期計画を策定  
 物価問題、コミュニティ育成、増大する保育需要、緑保全対策、環境条例の執行、水洗化、ポートセールス機能の強化、区長に措置要請権、高速鉄道建設の促進等を背景に組織改正

- ・総務局職員部に職員研修所を設置
- ・市民生活局を市民局に名称変更
- ・市民局に余暇開発課、神戸文化ホールを設置
- ・民生局に保育課を設置
- ・都市環境局を環境局に名称変更
- ・交通局に用地課を設置
- ・教育委員会事務局に自然の家を設置

#### <昭和49年5月(1974)>

神戸沖空港をめざす方針に対して、公害空港建設反対を唱える住民運動の胎動があり、昭和48年10月の市長選において空港反対を表明した宮崎市長

が僅差で再選

昭和49年、環境条例の中の消費者保護条項を分離独立させて「神戸市民のくらしをまもる条例」を制定

13000人保育計画、自動車公害、瀬戸内海環境保全臨時措置法の施行、競馬事業の廃止、公園倍增計画、51年度に市街地下水道100%普及目標等を背景に組織改正

- ・市民局の生活部を物価部に名称変更し、物価対策課、生活情報センターを設置
- ・民生局に厚生部、福祉部、心身障害福祉室を設置
- ・衛生局に鶴越斎場管理事務所を設置
- ・下水道局に水質管理課、垂水下水処理場を設置
- ・水道局に北神拡張工事事務所を設置
- ・教育委員会事務局指導部に特殊教育課を設置

#### <昭和50年5月(1975)>

昭和50年、第1回六甲全山縦走市民大会を開催  
 人口1,360,605人  
 急増する保育所の指導体制、心身障害者（児）の総合窓口、地域医療供給体制の整備、看護婦確保、クリーン作戦、都市計画としての交通体系の早期企画、西神ニュータウン造成工事の本格化、急増する学校園、1区1体育館建設計画等を背景に組織改正

- ・検査部を廃止し、総務局検査課を設置
- ・市民局余暇開発課を青少年課と名称変更
- ・民生局心身障害福祉室に障害相談課、育成課を設置
- ・下水道局に名谷下水処理場を設置
- ・教育委員会事務局に施設部を設置

#### <昭和51年5月(1976)>

昭和51年4月、神戸市自動車公害防止条例、神戸市市民公園条例を制定  
 同年5月、新神戸トンネルの供用開始

同年10月、新・神戸市総合基本計画を策定  
同年、下水道整備率は93%に  
新・総合基本計画に基づく中長期計画の策定準備、  
農業の近代化、造成地処分業務の増大、高速鉄道  
の営業開始、公民館の新設等を背景に組織改正

- ・企画局に総合調整課、総合調査課を設置
- ・市民局物価部を生活部に名称変更
- ・農政局に地域整備課を設置

### <昭和52年5月(1977)>

昭和52年1月、神戸市民の福祉をまもる条例を制定  
同年3月、神戸市営地下鉄西神線(新長田・名谷間)  
が開通  
NHK朝の連続テレビ小説「風見鶏」が放映、異人館  
ブームに  
55年度末開通を目指した新交通システム・ポートア  
일랜드線の建設、同じく昭和55年度完成を目指  
す新中央市民病院の建設等を背景に組織改正

- ・企画局に新交通建設部を設置
- ・市民局に青少年対策室、婦人問題担当室を設置
- ・民生局に心身障害福祉センターを設置
- ・下水道局に設備課を設置
- ・住宅局に新中央市民病院建設事務所を設置
- ・須磨区役所に北須磨支所を設置
- ・消防局警防部に司令課を設置
- ・交通局索道営業所を廃止し、奥摩耶ロープウェ  
イの経営を都市整備公社へ移管

### <昭和53年5月(1978)>

昭和53年7月、神戸市環境影響評価要綱を制定  
同年10月、神戸市景観条例を制定  
市街地3割緑化、一人当たり公園面積6㎡確保目  
標、昭和56年度オープンを目指して中央図書館・  
博物館を改築・新設等を背景に組織改正

- ・行政監理室を設置

- ・西神戸ホームに次ぐ市立2番目の特別養護老人  
ホームとして、ひよどり台ホームを設置
- ・衛生局病院管理センターに新中央市民病院開設  
準備室を設置
- ・環境局に環境影響評価室を設置
- ・土木局公園緑地部に計画課を設置
- ・下水道局に西神下水道建設事務所を設置
- ・港湾局に情報対策課を設置
- ・教育委員会事務局に学事課、新中央図書館博物  
館創設準備室を設置

### <昭和54年6月(1979)>

第2次オイルショック  
市制100周年の昭和64年を目指した文化都市づく  
り長期計画の策定開始、母子家庭医療費公費負担  
制度の発足、都市景観条例の制定等を踏まえて組  
織改正

- ・民生局水上児童寮の廃止
- ・民生局福祉部に民間保育所建設促進担当主幹を  
配置
- ・民生局に軽費老人ホーム・柏寿園を設置
- ・衛生局に地域医療対策担当主幹を配置
- ・環境局に第6次(落合)工場を設置
- ・土木局に北神開発事務所を設置
- ・都市計画局計画部指導課に都市景観係を設置

### <昭和55年6月(1980)>

昭和55年4月10日、北野・山本地区異人館街が  
重要伝統的建造物群保存地区となる  
同年12月1日、中央区を新設(葺合区・生田区  
の合区)  
人口1,367,390人  
新勤労会館の完成、研究学園都市建設事業の本格化

- ・農政局に北農政事務所、西農政事務所を設置
- ・開発局に臨海工務課及び内陸工務課を統合し、  
工務課を設置

### <昭和56年6月(1981)>

ポートアイランド、西神ニュータウンの誕生等により、昭和56年、人口が社会増に転ずる

昭和56年3月、新中央市民病院開設。4月、看護短期大学開学

同年3月20日、ポートピア'81開催し、これまでの開発中心の公共デベロッパー方式を、文化産業振興をめざす複合経営体へ軌道転換

昭和56年12月、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例を制定

国際公認級の屋内水泳競技場の完成等を背景に組織改正

- ・衛生局病院管理センター中央市民病院事務局設備課を設置
- ・下水道局汚泥対策担当主幹を配置
- ・都市計画局計画部再開発事務所を設置
- ・教育委員会社会教育部ポートアイランド・スポーツセンターを設置

### <昭和57年6月(1982)>

昭和57年8月1日、西区を新設(垂水区より分区)

同年11月3日、神戸市立博物館が開館

進展する高齢化社会への対応、都市の活力と人口定着対策の推進

- ・秘書室・行政監理室・企画局を廃止し、市長室を設置
- ・広報課を市長室へ移管
- ・市民局に市民文化課を設置
- ・市民局の区民センター、勤労市民センター、神戸文化ホールの施設管理運営を外郭団体に委託
- ・民生局福祉部に高齢対策調査課を設置
- ・都市計画局に再開発部を設置
- ・教育委員会事務局に文化財課を設置

### <昭和58年7月(1983)>

昭和58年5月、六甲北有料道路、供用開始  
ユニバーシアード神戸大会のメイン会場整備、第7次クリーンセンター設置等を背景に組織改正

- ・衛生局の少年保養所、看護専門学校を廃止
- ・環境局7次クリーンセンターを設置
- ・土木局に神戸総合運動公園建設事務所を設置
- ・都市計画局に垂水再開発事務所を設置
- ・港湾局に経営開発部を設置

### <昭和59年6月(1984)>

昭和59年11月、西神戸有料道路・布引鶴線、供用開始

同年、農業公園オープン、神戸ワイン発売開始

新交通六甲アイランド線の計画推進、青少年科学館の開館等を背景に組織改正

- ・市長室に市史編さん担当主幹を配置
- ・経済局に産業立地推進担当主幹を配置
- ・都市計画局に新交通六甲アイランド線計画担当主幹、谷上地区区画整理担当主幹を配置
- ・港湾局に国際港湾協力室を設置

### <昭和60年7月(1985)>

昭和60年、ユニバーシアード神戸大会、コウベグリーンエキスポ'85を開催。日中フェリーが就航  
人口1,410,834人

しあわせの村、しあわせのまちづくりの推進、農業公園完成等を背景に組織改正

- ・市長室を市長総局に名称変更
- ・市長総局の都市問題担当参事、空港計画担当参事を廃止し、調査部を設置
- ・市長総局に新交通六甲アイランド線担当参事を配置
- ・民生局厚生部に地域福祉課を設置
- ・環境局に淡河埋立処分地建設事務所を設置

- ・経済局に天津駐在担当主幹を配置
- ・土木局に公園緑地部中央森林公園、大規模公園建設事務所を設置
- ・都市計画局にハーバーランド整備担当主幹を配置
- ・住宅局に住戸改善担当主幹を配置
- ・港湾局に長期計画担当主幹を配置
- ・教育委員会事務局に学校再開発担当主幹を配置

### <昭和61年6月(1986)>

昭和61年2月、第三次神戸市総合基本計画を策定。神戸経済の活性化、インナーシティ対策強化、民間エネルギー活用が提唱され、経済への回帰現象を示す

昭和64年完成をめざし新庁舎建設事業、明石海峡大橋建設着工、インナーシティ対策、外国語大学の研究学園都市への移転建設事業完了等を背景に組織改正

- ・総務局に新庁舎建設室、計画課を設置
- ・市民局に公文書公開担当主幹を配置
- ・土木局道路部に広域幹線推進室を設置
- ・都市計画局に垂水再開発担当主幹を配置
- ・住宅局に住環境整備課を設置
- ・港湾局経営開発部に振興課を設置
- ・教育委員会事務局に工業高等専門学校移転計画担当主幹を配置

### <昭和62年7月(1987)>

昭和62年3月18日、市営地下鉄西神山手線、全線開通

昭和62年、メリケンパーク、神戸海洋博物館、須磨海浜水族園がオープン

公文書公開体制整備、下水道事業の建設から管理への移行、高速鉄道建設事業の完了等を背景に組織改正

- ・市民局に市政情報室を設置
- ・民生局厚生部に「しあわせの村」総合センター

担当主幹を配置

- ・民生局福祉部に高齢対策課を設置
- ・経済局に産業対策室を設置
- ・都市計画局に新交通関連街路担当主幹を配置
- ・港湾局に新ふ頭建設事務所を設置
- ・開発局に民間活力推進室、経営管理課を設置
- ・教育委員会事務局に高校総体担当主幹を配置

### <昭和63年6月(1988)>

昭和63年3月6日、グリーンスタジアム神戸完成  
同年4月2日、北神急行が開通

同年11月、第2新神戸トンネル、供用開始  
インナーシティ対策、生活保護業務の体制強化、公害対策の変化、関西国際空港へのアクセス交通整備等を背景に組織改正

- ・市長総局を廃止し、秘書広報室、企画調整局を設置
- ・企画調整局調査統計課を廃止し、都市政策室を設置
- ・民生局長田福祉事務所に生活保護担当主幹を配置
- ・環境局の公害保健課を廃止し、環境管理課を設置
- ・経済局に神戸コレクション・ファッションセンター担当主幹を配置
- ・土木局に山陽自動車道建設担当主幹を配置
- ・港湾局にCAT・ACCT担当主幹を配置
- ・交通局に乗客サービス課を設置
- ・教育委員会事務局に学校再開発担当参事を配置

### <平成元年7月(1989)>

平成元年、市制100周年。しあわせの村、オープン。  
フェスティック神戸大会、開催

平成元年11月、笹山幸俊市長、就任

在宅福祉の推進、ごみ量の増加、マリニピア神戸・フルーツフラワーパーク等土木事業推進、舞子海岸整備、救急件数・救急需要の増加等を背景に組織改正

- ・企画調整局企画部に文書館、理工系大学推進担当主幹を配置
- ・総務局電子計算課を情報システム室に名称変更
- ・民生局福祉部に在宅福祉施策担当主幹を配置
- ・衛生局に医療対策室を設置
- ・土木局防災部に舞子海岸整備担当主幹を配置
- ・都市計画局計画部に大阪湾岸線事業推進担当主幹を配置
- ・都市計画局再開発部に新長田周辺再開発担当主幹、舞子再開発担当主幹を配置

### <平成2年7月(1990)>

人口1,477,410人

新庁舎建設事業終了、地価監視体制強化、高齢化社会に対応した福祉のまちづくり体制の強化、ごみ量増加、みどりの聖域づくり、区の個性をのばすまちづくり、ふれあいのまちづくりの全市展開等を背景に組織改正

- ・秘書広報室を廃止し、市長室、広報相談室を設置
- ・広報相談室に市民情報サービス課を設置
- ・企画調整局に空港対策室、調査部理工科大学担当主幹を配置
- ・理財局土地対策担当主幹を配置
- ・市民局に地域振興担当主幹を配置
- ・環境局業務部に事業系廃棄物担当主幹を配置
- ・土木局公園緑地部に緑地保全担当主幹を配置
- ・都市計画局に長田南部再開発事務所を設置
- ・区役所にまちづくり推進課、ふれあいのまちづくり担当主幹を配置
- ・消防局に新管制システム建設担当主幹を配置
- ・交通局に海岸線調査担当主幹を配置
- ・教育委員会事務局の教育研究所を廃止し、総合教育センターを設置

### <平成3年7月(1991)>

新神戸～三宮～PI～空港の交通体系の調査・調整、墓園管理協会・地域医療振興財団の設立等を背景

### に組織改正

- ・部クラスの市長室、広報相談室を統合し、局クラスの市長室を設置
- ・市長室に国際部、国際交流推進担当主幹を配置
- ・企画調整局に中央都市軸交通体系担当主幹を配置
- ・企画調整局にアーバンリゾート都市推進室を設置
- ・民生局厚生部に福祉人材確保担当主幹を配置
- ・経済局にファッションセンター建設準備室を設置
- ・都市計画局にアーバンデザイン室を設置
- ・都市計画局区画整理部に浜山地区担当主幹を配置
- ・住宅局住宅部にチャンネルタウン兵庫担当主幹を配置
- ・住宅局に大規模施設担当参事・主幹を配置
- ・交通局に新線準備室を設置

### <平成4年6月(1992)>

平成4年、ハーバーランド街びらき、六甲アイランド埋立完了

人口150万人突破

福祉との連携を含めた地域ケアシステムの整備などの高齢保健対策等を背景に組織改正

- ・神戸空港計画の具体化に向け空港対策室を企画調整局から港湾局に移管
- ・市民局婦人問題担当室を女性計画推進室に名称変更
- ・民生局に地域福祉課を設置
- ・衛生局に地域医療課を設置
- ・環境局に産業廃棄物指導課を設置
- ・環境局に環境保全部を設置
- ・経済局に中央卸売市場本場整備担当主幹を配置
- ・権限委譲を進めるため、土木局土木事務所を1類化
- ・都市計画局に舞子再開発事務所を設置
- ・住宅局にチャンネルタウン整備室を設置
- ・港湾局に湊島トンネル担当主幹を配置

- ・区役所に総務課、地域福祉課を設置
- ・消防局に救急救命士養成担当主幹を配置
- ・水道局に水道局センターを設置
- ・教育委員会事務局に小磯記念美術館を設置

#### <平成5年5月(1993)>

平成5年、アーバンリゾートフェア神戸'93を開催  
保健所機能の充実、埋蔵文化財センター開設等を背  
景に組織改正

- ・企画調整局に調整部を設置
- ・民生局に障害者更生相談所を設置
- ・民生局に同和対策室啓発課を設置
- ・衛生局に、健康増進課、保健予防課、看護大学  
設立準備担当主幹を配置
- ・土木局に舞子海岸整備室を設置
- ・都市計画局に都市高速道推進室を設置
- ・都市計画局に道場・八多地区担当主幹を配置
- ・地下鉄海岸線の建設着工に向け交通局に高速鉄  
道運輸部、高速鉄道技術部を設置

#### <平成6年5月(1994)>

平成6年、関西国際空港開港  
協働によるまちづくりの推進を背景に組織改正

- ・衛生局に看護大学設立準備室を設置
- ・環境局に西クリーンセンターを設置
- ・経済局にファッション美術館建設準備室を設置
- ・都市計画局に新都心整備担当主幹を配置
- ・都市計画局に浜山都市整備課を設置
- ・港湾局空港整備室を空港整備本部に名称変更
- ・消防局に救急救命士養成所を設置
- ・教育委員会事務局に学校振興室を設置

#### <平成7年5月(1995)>

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災発生。その  
後、神戸市復興計画策定

平成7年、オリックス・ブルーウェーブ、リーグ  
優勝、神戸ルミナリエ初開催  
平成7年12月 行財政改善緊急3カ年計画  
震災後の人口1,423,792人

- ・震災復興本部総括局を設置
- ・企画調整局の参与を廃止
- ・総務局の情報システム担当参与を廃止
- ・農政局の次長を廃止
- ・土木局公園緑地部大規模公園建設事務所を廃止
- ・港湾局の神戸港ロンドン事務所を廃止
- ・交通局の参事を廃止

#### <平成8年5月(1996)>

平成8年、ヴィッセル神戸、Jリーグ昇格決定  
神戸市行財政改善緊急3カ年計画に基づき、組織の  
簡素化・効率化等を図る

- ・生活再建本部を設置
- ・区役所生活再建担当主幹を設置
- ・民生局と衛生局を統合し保健福祉局を設置
- ・区役所と福祉事務所・保健所を統合し、区役所  
に市民部、福祉部、保健部を設置
- ・震災復興本部総括局に企画調整局を統合
- ・都市計画局に復興区画整理部を設置
- ・市民局に市長室を統合
- ・市民局に市民防災室を設置
- ・経済局と農政局を統合し産業振興局を設置
- ・土木局と下水道局を統合し建設局を設置
- ・港湾局と開発局を統合し港湾整備局を設置

#### <平成9年5月(1997)>

平成9年、神戸開港130年記念式典で「神戸港復興  
宣言」発表

- ・震災復興本部総括局に情報企画部高度情報化担  
当主幹を配置



- ・建設局の下水道と河川事業を再編し下水道河川部を設置
- ・建設局の土木事務所と下水道事務所を統合

### <平成10年6月(1998)>

平成10年、明石海峡大橋開通

平成12年度の介護保険実施に向けた計画策定、西市民病院再建準備体制の強化、玉津健康福祉ゾーン、仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行、2002年のサッカー・ワールドカップ神戸大会開催、インナーシティ対策のリーディングプロジェクトである海岸線の建設体制、地域の総合行政拠点である区役所の権限強化等を背景に組織改正

- ・区役所の保健所を保健センターとして再編
- ・震災復興本部総括局に中国アジア交流室を設置
- ・市民局に市民活動支援課を設置
- ・市民局の女性計画推進室を男女共同参画課に名称変更
- ・出張所を連絡所に機能転換

### <平成11年5月(1999)>

平成11年、神戸港港島トンネル開通  
ポートアイランド沖(空港島)事業に着手

- ・区役所に介護保険係を設置
- ・保健福祉局に総合療育センターを設置
- ・教育委員会事務局にワールドカップ推進室を設置
- ・産業振興局に企業誘致推進室を設置
- ・港湾整備局新都市整備本部に臨海建設課を設置
- ・建設局に技術管理室を設置

### <平成12年5月(2000)>

平成12年3月 新たな行財政改善の取り組み(新行政システム)

平成12年、ジャイアントパンダが王子動物園に来園  
人口1,493,398人  
医療産業都市の推進、神戸市震災復興推進本部を設

置、新行政システムの確立、市営住宅マネジメント計画推進、防災福祉コミュニティの育成・支援等を背景に組織改正

- ・震災復興本部総括局を廃止し企画調整局を設置
- ・生活再建本部を廃止し、保健福祉局、住宅局に機能を継承
- ・総務局と理財局を統合し行財政局を設置
- ・行財政局行政部に新行政システム課を設置
- ・保健福祉局に介護保険課を設置

### <平成13年5月(2001)>

新行政システムに基づき簡素で効率的な執行体制の確立に向けて徹底した組織の再編、特色ある市立高校づくり、循環型社会の実現、県からの2級河川の管理権限移譲、新交通延伸事業等を背景に組織改正

- ・保健福祉局に精神保健福祉センター(こころの健康センター)を設置
- ・教育委員会事務局に新構想高校推進室を設置
- ・環境局に減量リサイクル推進課を設置
- ・建設局に河川課を設置
- ・都市計画局にまちづくり支援室、住宅局に地域支援室を設置
- ・企画調整局に新交通建設室を設置

### <平成14年5月(2002)>

平成13年11月、矢田立郎市長、就任  
平成14年2月 財政再生緊急宣言  
市民参画推進条例の検討、平成15年4月からの障害者支援費制度に向けた準備体制、地球温暖化防止、地域における子育て支援体制の強化、学習障害児への支援強化、地域改善事業の収束、地下鉄海岸線の開通等を背景に組織改正

- ・市民参画推進局の新設
- ・区役所市民部をまちづくり推進部に名称変更

- ・危機管理監、危機管理室の新設
- ・環境局に地球環境課を設置
- ・教育委員会事務局に特別支援教育課、健康教育課を設置
- ・生活文化観光局の新設
- ・港湾整備局をみなと総局に
- ・産業振興局に国際経済課を設置
- ・新行政システム課と職員研修所の統合
- ・保健福祉局地域改善人権啓発課を人権推進課に名称変更
- ・交通局海岸線建設室を廃止

#### <平成15年6月(2003)>

平成15年12月 行政経営方針  
企業誘致体制の強化、PCI~5など臨港地区の再開  
発、美しいまち神戸、下水道事業のネットワーク  
化等を背景に組織改正

- ・都市計画局と住宅局を統合し、都市計画総局を  
新設
- ・みなと総局振興部土地利用促進担当参事を配置
- ・みなと総局空港整備室に誘致課を設置
- ・区役所の福祉部と保健部を統合し、保健福祉部  
を新設
- ・保健所に衛生監視事務所を設置
- ・消防局北消防署に北神分署を新設
- ・建設局北神開発事務所の廃止

#### <平成16年5月(2004)>

平成16年3月、協働と参画3条例を制定  
平成16年、阪神港スーパー中樞港湾指定  
復興の総括・検証、全国的に特殊災害が頻発、指定  
管理者制度導入、市税の滞納整理の推進。次世代  
育成支援対策推進法、4分別収集の全市展開等を  
背景に組織改正

- ・企画調整局総合計画課に新たなビジョン担当主  
幹を配置

- ・消防局警防課に特殊災害・監察担当主幹を配置
- ・保健福祉局経営管理課に中央市民病院基本計画  
担当主幹を配置
- ・観光監及び、生活文化観光局に観光・国際部、  
生活文化部を新設

#### <平成17年5月(2005)>

平成17年3月、地域国際化基本指針を策定  
平成17年6月、新たなビジョン(「神戸2010ビ  
ジョン」と「区中期計画」)を策定  
人口1,525,393人  
育児不安に対する地域での子育て支援強化、保育サ  
ービスの質向上、三宮南地区の高潮による浸水被  
害の対策、学校の耐震補強、神戸エンタープライ  
ズ プロモーション ビューローの設置等を背景  
に組織改正

- ・みなと総局に客船誘致担当参事を配置
- ・企画調整局情報企画部のマルチメディア推進課  
を情報化推進課に
- ・保健福祉部生活文化会館の廃止

#### <平成18年6月(2006)>

平成18年2月16日、神戸空港の開港  
平成18年12月、神戸文学館の開設  
平成19年3月、神戸ゆかりの美術館の開設  
新たなビジョンの推進と検証、新たなビジョン推進  
本部、健康を乐しむまちづくり、平成19年度に  
神戸ビエンナーレ開催、児童虐待予防・早期発見、  
市営住宅マネジメント計画、耐震強度偽装化問題、  
アスベスト対策、DV被害者支援、障害者自立支援  
法の施行による3障害の一元化、市民病院群の連  
携強化、保育所の民間移管等を背景に組織改正

- ・行財政局に監察室を設置
- ・生活文化観光局を国際文化観光局に再編し、文  
化観光部と国際推進室を設置
- ・企画調整局に医療産業都市構想推進室を設置
- ・国際文化観光局に文化創生都市づくり担当参

- 事・主幹・主査を配置
- 保健福祉局高齢福祉部に介護予防担当主幹を配置

- 保健福祉局健康部に救急医療担当主幹を配置
- 保健福祉局に病院改革推進室を設置

### <平成19年5月(2007)>

平成19年3月、スーパーコンピューター「京」がポートアイランドに立地決定  
 コンプライアンス体制の強化、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の強化、新長田南地区の再開発事業におけるテナント誘致や特建制度の活用、消防局の勤務体制に3交代制導入、発達障害者支援ネットワーク、指定袋制導入、外国語大学の地方独立行政法人化等を背景に組織改正

### <平成21年5月(2009)>

平成21年4月、地方独立行政法人神戸市民病院機構、設立  
 平成21年5月、新型インフルエンザが神戸で国内初確認、神戸まつり中止  
 世界規模の景気後退、雇用環境悪化、平成24年度の危機管理センター供用開始に向けた準備、教育振興基本計画の推進体制強化、職員のメンタルヘルス問題増加等を背景に組織改正

- 企画調整局にデザイン都市推進室を設置
- 都市計画総局建築指導部建築安全課に指定機関指導担当主幹を配置
- 都市計画総局に経営管理課、民間活力創造室を設置
- みなと総局に企業誘致担当参事を配置
- 環境局に事業系廃棄物対策室を設置
- 保健福祉局病院経営管理部に中央市民病院整備室を設置

- 行財政局行政監察部に法務課を新設し、コンプライアンス推進室を監察室に
- 行財政局職員部に健康管理担当主幹を配置
- 行財政局財政部にファシリティマネジメント推進担当主幹を配置
- 産業振興局に経済・雇用政策担当主幹を配置
- 保健福祉局西神戸ホームの休止
- 建設局道路部道路機動隊事務所の廃止

### <平成20年5月(2008)>

平成20年10月16日、ユネスコ創造都市ネットワーク・デザイン都市に認定  
 リーマンショック、物価上昇、地域図書館に指定管理者制度導入、粗大ごみ有料化、G8環境大臣会合が神戸開催(気候変動、3R、生物多様性がテーマ)等を背景に組織改正

### <平成22年5月(2010)>

人口1,544,200人(国勢調査ベースでのピーク)  
 急速な少子・超高齢社会の進行、地球環境問題の顕在化、神戸2010ビジョンと区中期計画の完遂、神戸づくりの指針の策定等を背景に組織改正

- 行財政局の行政部と監察室を統合し、行政監察部に。コンプライアンス推進室を設置
- 市民参画推進局市民生活部消費生活課に物価対策担当主幹を配置
- 都市計画総局総務部に耐震化促進室、計画部に景観室を設置
- 環境局に環境評価共生推進室を設置

- 観光監、国際文化観光局の廃止
- 秘書室と国際文化観光局国際推進室を統合し、市長室及び国際交流推進部を設置
- 企画調整局に都心・ウォーターフロント担当参事・主幹を配置
- 企画調整局にこども家庭政策担当主幹を配置
- 市民参画推進局に広報官を配置
- 産業振興局に観光コンベンション推進室を設置
- 都市計画総局計画部に低炭素都市担当主幹を配置
- 消防局警防部警防課に地域防災担当主幹を配置

### <平成 23 年 5 月 (2011) >

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災発生  
わが国、本格的な人口減少社会に  
第 5 次神戸市基本計画（神戸づくりの指針、神戸  
2015 ビジョン、各区計画）の着実な実行等を背  
景に組織改正

- ・企画調整局医療産業都市構想推進室を企画調整局医療産業都市推進本部に再編
- ・行財政局職員部に制度担当主幹を配置
- ・行財政局行政監察部に総務事務センター準備担当主幹を配置
- ・保健福祉局健康部地域保健課を地域保健課、地域医療室、健康づくり支援課に再編
- ・保健福祉局こども家庭センターに児童虐待対応担当主幹を配置
- ・環境局資源循環部環境政策課を環境未来都市推進室に再編
- ・建設局公園砂防部に六甲山整備室を設置
- ・みなと総局みなと振興部に須磨海岸担当主幹を配置
- ・建設局道路部に街路担当主幹を配置

### <平成 24 年 5 月 (2012) >

NHK 大河ドラマ「平清盛」放映、スーパーコンピューター「京」の共用開始、関西広域連合への加入、神戸市人口が減少局面、地方分権第 2 次一括法に基づく都道府県から基礎自治体への権限移譲、行財政改革 2015、経理適正化外部検証委員会からの提言、神戸市自殺予防情報センター開設、(仮称)神戸市障害者虐待防止センターの設置等を背景に組織改正

- ・こども家庭局の新設。各区保健福祉部にこども家庭支援課を新設
- ・企画調整局企画調整部にみなと・六甲・摩耶活力担当課長を配置

- ・行財政局財政部経理課を契約監理課に再編
- ・保健福祉局健康部に薬務担当課長を配置
- ・保健福祉局高齢福祉部に介護指導課を設置
- ・産業振興局経済部にアジア進出支援担当課長を配置
- ・都市計画総局市街地整備部に鈴蘭台駅前整備担当課長を配置
- ・北区保健福祉部に北神保健福祉課、北神こども家庭支援担当課長を配置

### <平成 25 年 5 月 (2013) >

平成 25 年 11 月、久元喜造市長、就任  
神戸市犯罪被害者等支援条例及び災害時の要援護者への支援に関する条例の施行、『港都 神戸』グランドデザイン推進本部の設置等を背景に組織改正

- ・危機管理室に地域安全推進担当課長を配置
- ・企画調整局企画調整部調整課に公民連携推進室を設置
- ・こども家庭局こども企画育成部に母子保健担当課長を配置
- ・消防局警防部に警防担当課長を増設

### <平成 26 年 6 月 (2014) >

子ども・子育て支援新制度の実施に向けた体制強化、世界発の iPS 細胞による再生医療の臨床応用開始、三宮周辺再整備基本構想の検討、29 年度の県費負担教職員給与負担の県からの権限移譲の準備等を背景に組織改正

- ・都市計画総局を住宅都市局に名称変更
- ・企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部の設置
- ・企画調整局情報化推進部に情報システム専門官の配置
- ・環境局環境未来都市推進室を環境貢献都市室に名称変更し、エネルギー利活用担当課長を配置
- ・住宅都市局計画部に都心三宮再整備担当部長・

課長を配置

- ・教育委員会事務局にスポーツ担当局長を配置
- ・教育委員会事務局総務部に給与定数移管担当課長を配置
- ・教育委員会事務局指導部に指導推進担当課長を配置

#### <平成 27 年 6 月 (2015) >

人口 1,537,272 人 (国勢調査ベースで、政令指定都市中、横浜、大阪、名古屋、札幌、福岡に次いで 6 番目に)

子ども・子育て関連 3 法の施行、空家等対策の推進に関する特別措置法の成立、地方教育行政法の改正による教育委員会制度改革、政策立案部門・シティプロモーションの強化、防災担当部局の強化、公共交通担当部門の強化、老朽危険家屋等の対策強化等を背景にした組織改正

- ・企画調整局企画調整部を政策企画部に名称変更し、政策調査担当課長を配置
- ・広報部門を市民参画推進局より市長室へ移管
- ・建設局に防災部を設置
- ・住宅都市局計画部に公共交通課を設置
- ・みなと総局技術部に海岸防災課を設置
- ・各区副区長を防災担当部長として任命
- ・教育委員会事務局に教育次長を配置
- ・教育委員会事務局スポーツ体育課に国際スポーツ室を設置

#### <平成 28 年 7 月 (2016) >

平成 28 年 9 月、G7 保健大臣会合の開催  
新たな産業政策の展開、安全で快適な交通環境の形成、都心・三宮の再整備、貧困の連鎖防止・ひとり親家庭支援の推進、空家・空地対策など安全・安心な暮らしの場の創出、区役所全体のマネジメント機能の強化等を背景に組織改正

- ・危機管理室に防犯対策担当課長を配置

- ・医療産業都市・企業誘致推進本部を医療・新産業本部に再編
- ・企画調整局デザイン都市推進部を創造都市推進部に再編
- ・保健福祉局に暮らし支援担当部長を配置
- ・環境局環境政策部に居住環境担当課長を配置
- ・産業振興局を経済観光局に名称変更
- ・住宅都市局に交通政策部を設置
- ・住宅都市局に事業推進担当部長、計画部に都心三宮再整備課を設置
- ・住宅都市局に空家・空地対策担当部長を配置
- ・区役所まちづくり推進部を総務部に名称変更し、副区長制を廃止
- ・北区北神出張所に北神まちづくり担当課長を配置
- ・交通局に経営企画担当次長を配置

#### <平成 29 年 6 月 (2017) >

認知症の人にやさしいまちづくり条例の制定、神戸 DMO の発足に向けた準備、都心・市街地の整備と農村地域の活性化等を背景に組織改正

- ・市長室国際部に交流企画担当課長を配置
- ・企画調整局情報化推進部を情報化戦略部に名称変更
- ・企画調整局政策企画部に未来都市推進課を設置
- ・市民参画推進局市民生活部に消費生活センターを設置
- ・保健福祉局に生活福祉部及び暮らし支援課を設置
- ・保健福祉局保健所に調整課、口腔保健支援センター、精神保健福祉担当課長を設置
- ・経済観光局観光コンベンション部を観光 MICE 部に名称変更
- ・建設局湾岸道路本部に推進課を設置
- ・住宅都市局計画部に事業推進担当課長を配置
- ・住宅都市局計画部まちのデザイン課を景観政策課に名称変更

- ・みなと総局技術部にウォーターフロント計画担当課長を配置
- ・北区総務部北神出張所及び保健福祉部北神保健福祉課を北区北神支所に再編
- ・各区会計室を廃止し各区総務部総務課長が兼務
- ・教育委員会事務局国際スポーツ室にラグビーワールドカップ事業推進担当課長を配置
- ・教育委員会事務局総合教育センターに教科指導担当課長を配置

#### <平成 30 年 6 月 (2018) >

4 月 神戸空港のコンセッション開始

切れ目のない子育て支援、認知症対策の強化、空家空地対策の強化、都心三宮・ウォーターフロントの再整備等を背景に組織改正

- ・企画調整局に産学連携担当部長、産学連携課、交通政策課を設置
- ・行財政局行政経営課を業務改革課に名称変更し、文書担当課長を配置
- ・行財政局管財課を資産活用課に名称変更
- ・市民参画推進局から市長室に広聴部門を移管し、広報部を広報戦略部に名称変更
- ・市民参画推進局から行財政局に区役所に係る企画・調整・庁舎整備部門を移管し、区役所課を設置
- ・子ども家庭局に家庭支援調整担当課長を配置
- ・経済観光局に事業担当課長を配置
- ・建設局湾岸道路本部を湾岸・広域幹線道路本部に名称変更
- ・住宅都市局に都心再整備本部、都心再整備部、鉄道担当課長を配置
- ・みなと総局に客船誘致担当課長を配置
- ・みなと総局の空港事業部、神戸空港管理事務所を廃止
- ・教育委員会事務局に教育次長（行政職局長級）を配置

- ・教育委員会事務局から市民参画推進局に国際スポーツ部門を移管し、ラグビーワールドカッププロモーション担当課長を配置
- ・保健福祉局に認知症対策担当課長を配置
- ・みなと総局技術部海岸防災課を海岸防災部に
- ・住宅都市局に空家空地活用課を設置

#### <平成 31 年 (令和元年) 5 月 (2019) >

市制 130 周年記念式典開催、ラグビーワールドカップ開催、人口減少社会における都市間競争、横断的な政策課題、切れ目のない子育て支援、北神地域のサービス向上等を背景に組織改正

- ・住宅都市局とみなと総局を、都市局、建築住宅局、港湾局の 3 局に再編
- ・北神支所を北神区役所に
- ・各局に副局長を配置
- ・企画調整局につなぐ課を設置
- ・子ども家庭局に児童福祉法務専門官（弁護士）を配置
- ・教育委員会事務局に学校支援部、教科指導課を設置
- ・消防局に消防団支援課を設置

#### <令和 2 年 4 月 (2020) >

人口 1,525,152 人（国勢調査ベースで、政令指定都市中、7 番目に）

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威、リノベーション・神戸の迅速な実現、ひきこもり対策、六甲山スマートシティ構想、北神急行市営化に向けた事業調整、学校園・教育委員会事務局の風土改革、外郭団体等のガバナンス機能確立、人材獲得競争の激化等を背景に組織改正

- ・博物館、中央図書館等の社会教育関連施設を教育委員会事務局より市長部局に移管するとともに、市民参画推進局を再編し文化スポーツ局を設置

- ・保健福祉局の再編により福祉局、健康局を設置
- ・市長室に国際連携専門官を配置
- ・企画調整局につなぐラボ、外郭団体調整担当課長を設置
- ・行財政局に採用育成担当部長を設置
- ・文化スポーツ局に国際スポーツ担当部長、オリンピック・パラリンピック担当課長、2021 世界パラ陸上担当課長を配置
- ・福祉局にひきこもり支援室、監査指導部を設置
- ・子ども家庭局子ども家庭センターに児童虐待対応担当課長を配置
- ・経済観光局に六甲山活用担当課長を配置
- ・建設局に駅前魅力創造課を設置
- ・港湾局に空港担当部長を配置
- ・北区・西区の連絡所を出張所に
- ・教育委員会事務局に監理室、地区統括官、教育監理役、学校支援専門官を配置

### <令和 3 年 4 月 (2021) >

新型コロナウイルス感染症対策の強化のため全庁的  
 応援体制強化、貧困をはじめとする様々な困難を抱える子どもへの支援、リノベーション・神戸の加速、ため池・耕作放棄地の再生、スマート自治体、女性活躍の推進の加速等を背景に組織改正

- ・市長室にホームページ監理官を配置
- ・企画調整局に DX 担当局長を配置し、情報化戦略部をデジタル戦略部に再編
- ・企画調整局にスマートシティ担当課長を配置
- ・福祉局に子ども・若者ケアラー支援担当課長を配置
- ・子ども家庭局に子ども未来担当局長を配置し、子ども未来課を設置
- ・経済観光局に農政担当局長を配置
- ・経済観光局中央卸売市場運営本部に再整備担当課長を配置
- ・都市局に駅まち推進課を設置

- ・都市局に多井畑保全・活用担当部長を配置
- ・港湾局ウォーターフロント計画課をウォーターフロント再開発推進課に名称変更
- ・区の総務課とまちづくり課を統合

## 2. 主な部門ごとの組織変遷

行政組織はきわめて多分野に亘るため、各分野に焦点を当てて、組織変遷を見ていくことも重要である。ここでは、主に官房部局やまちづくり・都市基盤整備を取り上げ、変遷を辿りたい。

### <政策部門>

市長公房企画課（昭和 19 年）⇒総務局企画課（昭和 23 年）⇒調査室及び総務局行政課法規係（昭和 25 年）⇒企画室（昭和 32 年）⇒調査室及び総務局企画課（昭和 34 年）⇒企画局企画調整課（昭和 42 年）⇒企画調整局企画課（昭和 45 年）⇒市長室企画課（昭和 57 年）⇒市長総局企画課（昭和 60 年）⇒企画調整局企画課（昭和 63 年）⇒震災復興本部総括局企画課（平成 8 年）⇒企画調整局企画課（平成 12 年）⇒企画調整局政策調査課（令和 3 年）⇒企画調整局政策課（令和 4 年）

### <行政管理部門>

市長公房考査課（昭和 19 年）⇒総務局企画課（昭和 23 年）⇒総務局行政課検査係（昭和 25 年）⇒総務局検査課（昭和 34 年）⇒検査部（昭和 38 年）⇒総務局検査課（昭和 50 年）⇒行政監理室（昭和 53 年）⇒市長室企画調整部行政管理課（昭和 57 年）⇒市長総局企画調整部行政管理課（昭和 60 年）⇒総務局行政管理課（昭和 63 年）⇒行財政局行政部新行政システム課（平成 12 年）⇒行財政局行政部行政経営課（平成 15 年）⇒行財政局監察室（平成 18 年）⇒行財政局行政監察部コンプライアンス推進室（平成 20 年）⇒行財政局行政監察部監察室（平成 21 年）⇒行財

政局総務課監察係（平成 28 年）⇒行財政局法務支援課コンプライアンス推進係（平成 31 年）⇒行財政局行政管理課（令和 3 年）

#### <広報部門>

総務局文書課（昭和 19 年）⇒総務局庶務課（昭和 23 年）⇒弘報課弘報係（昭和 25 年）⇒総務局行政課広報係（昭和 34 年）⇒秘書室渉外広報課（昭和 38 年）⇒市民相談部広報課（昭和 41 年）⇒市民局相談部広報課（昭和 48 年）⇒市長室広報課（昭和 57 年）⇒市長総局広報課（昭和 60 年）⇒秘書広報室広報課（昭和 63 年）⇒広報相談室広報課（平成 2 年）⇒市長室広報相談部広報課（平成 3 年）⇒市民局広報課（平成 8 年）⇒市民参画推進局広報課（平成 14 年）⇒市長室広報課（平成 27 年）⇒市長室広報戦略部広報課（平成 30 年）⇒市長室広報戦略部（令和 3 年）

#### <広聴部門>

総務局庶務課（昭和 23 年）⇒弘報課公聴係（昭和 25 年）⇒総務局行政課広報係（昭和 34 年）⇒秘書室渉外広報課公聴係（昭和 38 年）⇒市民相談部相談課（昭和 41 年）⇒市民局相談部相談課（昭和 48 年）⇒市民局相談課（昭和 57 年）⇒広報相談室広聴課（平成 2 年）⇒市長室広報相談部広聴課（平成 3 年）⇒市民局広聴課（平成 8 年）⇒市民参画推進局広聴課（平成 14 年）⇒市長室広報戦略部広聴課（平成 30 年）⇒市長室広報戦略部（令和 3 年）

#### <衛生部門>

厚生局総務課・保健課（昭和 19 年）⇒衛生局（昭和 23 年）⇒保健福祉局（平成 8 年）⇒健康局（令和 2 年）

#### <清掃部門>

衛生局作業部（昭和 23 年）⇒清掃局（昭和 25

年）⇒都市環境局（昭和 47 年）⇒環境局（昭和 48 年）

#### <経済部門>

総務局商工課（昭和 19 年）⇒経済局（昭和 23 年）⇒産業振興局（平成 8 年）⇒経済観光局（平成 28 年）

#### <観光部門>

渉外部観光課（昭和 23 年）⇒経済局観光課（昭和 25 年）⇒経済局貿易観光課（昭和 49 年）⇒経済局観光課（昭和 61 年）⇒産業振興局観光交流課（平成 8 年）⇒生活文化観光局観光交流課（平成 14 年）⇒国際文化観光局観光交流課（平成 18 年）⇒産業振興局観光コンベンション推進室（平成 22 年）⇒産業振興局観光コンベンション部観光コンベンション課（平成 24 年）⇒経済観光局観光コンベンション部観光コンベンション課（平成 28 年）⇒経済観光局観光 MICE 部観光企画課（平成 29 年）⇒経済観光局観光企画課（令和 2 年）

#### <土木部門>

港都局土木課（昭和 19 年）⇒建設局庶務課及び土木部（昭和 23 年）⇒建設局土木部及び建設事務所（昭和 32 年）⇒土木局及び土木事務所（昭和 38 年）⇒建設局及び土木事務所（平成 8 年）⇒建設局及び建設事務所（平成 9 年）⇒建設局及び事務所（平成 10 年）⇒建設局及び建設事務所（平成 12 年）

#### <下水道部門>

水道局技術課（昭和 19 年）⇒建設局計画課（昭和 23 年）⇒水道局下水課（昭和 25 年）⇒建設局下水部（昭和 32 年）⇒下水局（昭和 41 年）⇒下水道局（昭和 45 年）⇒建設局下水道部（平成 8 年）⇒建設局下水道河川部（平成 9 年）⇒建設局下水道部（平成 27 年）



### <都市計画部門>

港都局総務課(昭和19年)⇒建設局計画課(昭和23年)⇒建設局計画部(昭和32年)⇒都市計画局(昭和38年)⇒都市計画総局(平成15年)⇒住宅都市局(平成26年)⇒都市局(平成31年)

### <開発部門>

港湾局埋立事業部(昭和34年)⇒港湾総局埋立事業部(昭和35年)⇒埋立事業局(昭和38年)⇒臨海開発局(昭和41年)⇒開発局(昭和44年)⇒港湾整備局(平成8年)⇒みなと総局(平成14年)⇒都市局新都市事業部(平成31年)⇒都市局新都市管理課等(令和3年)

### <建築住宅部門>

港都局建築課(昭和19年)⇒総務局住宅課及び土木部建築課(昭和23年)⇒建築部(昭和25年)⇒建設局建築部(昭和32年)⇒建築局(昭和34年)⇒住宅局(昭和41年)⇒都市計画総局(平成15年)⇒住宅都市局(平成26年)⇒建築住宅局(平成31年)

### <港湾部門>

港都局総務課(昭和19年)⇒港湾部(昭和23年)⇒港湾局(昭和25年)⇒港湾総局(昭和35年)⇒港湾局(昭和38年)⇒港湾整備局(平成8年)⇒みなと総局(平成14年)⇒港湾局(平成31年)

### <教育関連部門>

総務局教務課・学務課(昭和19年)⇒教育委員会及び教育調査室(昭和23年)⇒教育委員会及び総務局行政課法規係(昭和25年)⇒教育委員会及び総務局行政課庶務係(昭和35年)⇒教育委員会(平成6年)⇒教育委員会及び企画調整局企画課(平成31年)⇒教育委員会及び企画調

整局教育行政支援課(令和2年)⇒教育委員会及び企画調整局教育連携課(令和3年)⇒教育委員会及び企画調整局企画調整課(令和4年)

(神戸市行財政局担当局長)









## 神戸市戦災関連資料の経緯と再整理

村上 しほり

### 1. はじめに

神戸市行財政局業務改革課では平和の尊さを次世代へ伝えるため、市民から寄贈を受けた神戸大空襲に関連する資料や戦争体験談、写真などを収集し、HP<sup>1)</sup>に掲載している。集められた資料には、戦時中に使われた道具や書かれた手紙など、さまざまなものがある。

これらの戦災関連資料は、市立中央図書館1Fにおいて夏季に展示を実施しているほか、市埋蔵文化財センターの企画展等に貸出の機会も持っている。なお、将来的には2025(令和7)年度開設を予定している(仮称)神戸市歴史公文書館に引き継ぐことが決まっており、その準備を要する状況にある。

2022(令和4)年度は、神戸市の保管する戦災関連資料について、これまでの経緯を整理した上で、現状保管する複数の経緯や目録等に分かれた資料群の再整理に取り組んだ。資料群の経緯については2021(令和3)年度より市行財政局、中央図書館、神戸空襲を記録する会へのヒアリング調査を行った。

本稿は、神戸市戦災関連資料の収集・保管と目録の経緯と現状を整理し、2022(令和4)年度に再整理として実施した内容と見えた課題、展示企画による資料活用の取組みについて報告するものである。

### 2. 戦災関連資料の経緯

#### 2-1 戦災関連資料の収集・保管と公開

1981(昭和56)年に神戸空襲を記録する会から市立中央図書館に戦災関連資料が寄託され、同館に戦災記念資料室が開室した。この展示は1995(平成7)年の阪神・淡路大震災による被災とそれに伴う閉室まで続いた。1997(平成9)年に開館した兵庫図書館に「戦災記念資料室」は移転し、その際、展示資料の変更はほとんど見られなかったという<sup>2)</sup>。

中央図書館に戦災記念資料室があったことから、図書館に対する資料寄贈も生じた。記録する会による資料寄託や、展示資料とは別に、図書館における寄贈資料の受入れも行われた。

さらに、これらの図書館と記録する会とは別の動きとして、行財政局(旧総務局)総務課の戦災関連資料の収集が1998(平成10)年に始まった。これは、現在に至るまで継続しており、神戸市HP「神戸 災害と戦災 資料館」を2005(平成17)年8月に開設し、資料や戦争体験談の公開に努めてきた。

近年のこれらに係る大きな動きとして、2017(平成29)年1月末に資料寄託の期間が満了することから、記録する会と市行財政局、中央図書館の三者による意向調整会議が行われ、資料の一元管理、夏季展示の継続、資料重複の整理が直近の課題として確認されたという。2016(平成28)年度末に中央図書館から市庁舎1号館に戦災関連資料を移動し、記録する会から中央図書館に寄託されていた多数の資料を神戸市の寄贈資料として受入れ

ることとなった。

翌2017（平成29）年度には記録する会が相楽園にて、中央図書館書庫から資料の量を減らして神戸市の倉庫に移動して収めるための整理作業に取り組んだ。この作業に際して市文書館等から新たに持ち込まれた資料の整理も、記録する会によって行われた。また、戦災関連資料に含まれた戦災関連図書については、中央図書館には兵庫県・神戸市に関する25件27冊を納め、その他の戦災記録関係の冊子や雑誌や重複書籍は記録する会が整理し、立命館大学平和ミュージアムへと受け入れを差配した。こうして神戸市が保管する現在の戦災関連資料群が成立した。

## 2-2 戦災関連資料の目録

上述した通り、集められた戦災関連資料の経緯には、①行財政局総務課、②中央図書館、③兵庫図書館展示、④神戸空襲を記録する会の四者が含まれ、移動や統合を経たことから、その区分が曖昧になっていた。特に、2021（令和3）年度末までに確認した目録の状況は、寄贈情報が概ねあるもの（①）、残されていないもの（②）に分かれたほか、寄託や寄贈の経緯が市に引継がれていないもの（③④）も多かった。よって、各資料の経緯や寄贈者への聞き取り情報から資料について調査研究を行うことはほぼ不可能と言える。

なお、③兵庫図書館展示については先行して、神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループが「神戸空襲を記録する会関係資料集3」として2021（令和3）年3月に発行した資料目録があった<sup>3)</sup>。ここには244点が採録されているが、撮影記録はまだ行われていなかった。

④神戸空襲を記録する会が1981（昭和56）年に発行した記録冊子「炎の記録 神戸大空

襲：神戸空襲を記録する会10年の歩み」においては、神戸空襲戦災資料目録に「遺品」として180点が記録されている<sup>4)</sup>。一方で、その情報と現存する市保管資料と展示資料の関係は明確に引き継がれてはいない。

神戸市HP「神戸の戦災 資料から見る戦災」には255点の資料写真と資料名称が掲載されている。しかし、撮影された時期が不明かつ①～③の資料が含まれるため、詳細目録を作成したうえで、あらためて区分を確認する必要があることがわかった。

以上のように、神戸市が現在保管する戦災関連資料に対しては、①～④の資料群として収集された経緯を整理し、遺されてきた資料に対する精確な目録を作成することが急務であった。既に出所原則や原秩序尊重の原則が損なわれていて、各資料の寄贈経緯が分からずとも、文字資料の記述内容や当時の発行物について検討し、資料の記入文字やその背景を注意深く観察して記録することから若干の考察を得ることはできる。まずは保管資料全点の目録採取と記録撮影が今後の活用や検討に資するとの考えから、2022（令和4）年度に資料の再整理を実施することとした。

## 3. 戦災関連資料の再整理

### 3-1 目録採取と資料写真の撮影

2022（令和4）年度には、4～7月に市行財政局にて保管されていた戦災関連資料の再整理作業を実施した。神戸市文書館から3人が1回4時間、10回余の調査を行い、現時点の資料目録採取と資料写真の撮影、箱番号の付与を完了した。

これまでは各資料が媒体毎に分けられて保管される傾向にあったために、目録①の寄贈情報を参考に、寄贈の経緯が判明する資料群については寄贈者毎に再整理を行った。また、

倉庫での保管に際してはダンボール箱やエアキャップが多用されていたため、テープや付箋等を除去し、資料保存に適した保存箱や包材に替える応急処置も行った。

市庁舎内での資料整理の実施に際しては、作業スペースの確保も課題となった。倉庫内には資料を広げられる余裕がなく、課内の協力を得て会議室等を予約して作業スペースとした。今後、資料収集・保存機能を担う想定で整備する(仮称)神戸市歴史公文書館においては、資料整理を目的とする空間を十分に設置する必要があることを改めて実感した。

引き続き、兵庫図書館戦災記念資料室に展示している戦災関連資料【写真1】についても、個別に採寸や撮影などの調査を行い、資料の目録作成の準備作業を行った。常時公開されている図書館内での資料整理作業であることを考慮し、資料室内で行う作業風景を利用者に公開することとし、児童の夏休み期間である7月22日、29日、8月3日、4日のそれぞれ午後に実施した。中央図書館・兵庫図書館の協力を得て、資料整理の内容を紹介するパネルを作成し、館内の数ヶ所に掲示した上で資料目録の採取と資料撮影を行った。【写真2】

兵庫図書館では関連企画として、戦争・平和についての図書、神戸の戦災に関する図書を集めた展示「本のカタリベたち」が開催された。



写真1 兵庫図書館の戦災関連資料調査

同展示は夏休み期間の7月24日から8月31日まで実施され、幅広い世代に向けた絵本や児童書から一般書までの紹介、貸し出しが行われた。また、8月3日には神戸空襲を記録する会に再整理実施を報告し、今後に向けた意見交換を行った。

本整理作業・調査の結果、1997(平成9)年の開室から資料の展示替えがなかったためか、実物資料のうち紙資料には顕著な劣化、写真パネルには顕著な褪色が認められた。また、モノ資料には背景を説明するキャプションが不足し、なぜそれが展示されているのかを十分に伝えられていない実物資料も散見された。今後は調査結果をもとに、特に劣化の著しい展示資料についての措置を判断し、展示から保存へ切り替えたり、レプリカを作成したり、修復を行ったりする等の処置をとる必要があるだろう。

### 3-2 総合目録の作成方針と寄贈者の特定

再整理完了後には、神戸市が保管・展示する戦災関連資料の総合目録を作成した。その結果、2022年(令和4)8月26日時点、市保管と兵庫図書館展示の戦災関連資料総数は735点であった<sup>5)</sup>。

目録に採取した項目は、箱番号・展示配置、寄贈者番号、資料番号、資料名称、形状等、記



写真2 兵庫図書館の戦災関連資料調査



入文字、従前の目録情報、概説の有無である。形状や記入文字を採取することで、資料名称からは窺い知ることのできない資料情報を目録で管理し、活用に繋げることを目指した。

寄贈者が判明している資料群については、3桁の寄贈者番号と寄贈者番号に対する枝番号として5桁の資料番号を付すこととした。寄贈者を単位とした目録整理を施したところ、①行財政局総務課(101~135)、②③中央図書館・兵庫図書館(001~013)、④神戸空襲を記録する会(200)に分けた寄贈者番号を付すことができた。寄贈者不明の資料群は、市役所保管(099)と展示(999)に分けて示した。

市保管資料の総数453点のうち309点(約68%)の寄贈者を特定し得た。内訳は、①行財政局総務課35件151点、②中央図書館13件119点、④記録する会1件39点であった。一方、寄贈者不明資料は144点に上り、そのうち「総」とメモが残る資料は11点、持ち主の名前が書かれているが資料目録に記録がない資料2群が見られた。

③兵庫図書館における展示資料については展示パネルと書籍32点は番号付与の対象外とした。その結果、総数310点のうち寄贈者や資料に氏名が記載された関係者62名136点を特定した。寄贈者・関係者がわからない資料は142点であった。

#### 4. 戦災関連資料の活用—展示企画

神戸市では、戦災に関する資料や体験談、写真などを収集していることを発信し、市民の方々から寄贈いただいた戦災関連資料の実物や、神戸空襲に関するパネルを展示する機会として、2005(平成17)年度より毎年夏季に戦災関連資料展を実施している。

これまで、記録する会の指導・協力を受け、神戸空襲に関するパネルや寄贈を受けた戦争

関連資料の一部が展示されてきた。また、従来は資料収集と保管を担当する行財政局総務課(現・業務改革課)によって行われてきたが、2022(令和4)年度は、市文書館による戦災関連資料整理の成果を活かした展示を目指した。文書館が展示資料の選定と資料のキャプション執筆を行い、写真とパネルの掲示を総務課が行う連携とし、遺物や文字資料の背景や内容に言及する展示を企画した点に、これまでとの変化があった。

2022(令和4)年8月5日(金)から同月19日(金)まで神戸市立中央図書館1階ロビーにて開催した戦災関連資料展においては、愛国心の発揚、戦いへの祈りと銃後のつとめ、空襲、そして戦後へという戦時の進行と神戸大空襲を伝える戦災関連資料23点を選定し、出品した【表1】【写真3】。

2022(令和4)年度の展示企画においては、過去2年にわたって記録する会の協力のもと作成されたキャプションを活用しつつ、新規のキャプションを作成するため、資料の性質や重複に配慮した選定を心掛けた。再整理した総合目録をもとに資料の内容分類を行う分析を加え【表2】、市民に伝わる解説を作成することを目指した。

なお、戦災資料展示は2023(令和5)年2月にさんちかアドウィンドーにおいても実施した【写真4】。防空・空襲に係る実物資料6点(油脂焼夷弾、鉄かぶと、防毒面、防空頭巾、国民服、戦災風景画)、パネル2枚、罹災図1枚、写真パネル2枚を展示し、実物資料に対応する新規キャプション、神戸大空襲についての解説パネル2枚を新たに作成した。

現時点において概説を作成できた資料は35件で、作成した年度は2020(令和2)年度12点、2021(令和3)年度10点、2022(令和4)年度26点である。そのうち8点

は寄贈者不明資料であるが、寄贈者情報がわからなくても、資料の背景や資料そのものから読み取れる情報を解説することはできる。なお、今後の展示も戦災関連資料にはキャプションを付すこととする。

## 5. おわりに

2021（令和3）年度に戦災関連資料に係る経緯や現状を整理したことによって、2022（令和4）年度には、保管と展示の区分やこれまでの出自に関わらず資料全点に対する同一レベルでの目録採取を実現した。現状に即した詳細な総合目録を作成できたことは、資料公開や活用の水準を引き上げる一歩となったと言えよう。

実際に、本年度夏季に中央図書館、冬季にはさんちかアドウィンドーを会場にした企画展示で資料整理の成果を活用し、資料解説を付すことができた点は評価に値するだろう。次年度以降も、新規資料の整理や展示企画を継続し、資料調査を通じた知見を蓄積していくことが望ましい。

また、今後の課題として、兵庫図書館戦災記念資料室の常設展示のリニューアルや、（仮称）神戸市歴史公文書館の開館に向けた移転時を想定した包材転換や燻蒸の準備にも着手する。両者の展示内容の関係や中央図書館夏季展示との調整も視野に入れながら、引き続き検討を進めたい。

（神戸市公文書アドバイザー）

## 註

- 1) 神戸市 HP「神戸 災害と戦災 資料館」（2023年4月10日閲覧）
- 2) 神戸市立中央図書館、神戸空襲を記録する会へのヒアリングに依る。震災前の展示資料目録は残されていない。
- 3) 長志珠絵、小城智子、佐々木和子編「神戸空襲を記録する会関係資料集3 常設展示 空襲下の神戸：兵庫図書館戦災記念資料室から」神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2021年
- 4) 神戸空襲を記録する会編「炎の記録 神戸大空襲：神戸空襲を記録する会10年の歩み」神戸空襲を記録する会、1981年
- 5) 2022年8月4日の展示設営中に、中央図書館でかつて展示されていた資料として見つかった竹担架1点を含む。

表1 2022年度戦災関連資料展(中央図書館)の展示資料一覧

名称	形状など
「歌詞入り絵葉書 (少国民愛国歌、みくにの子供)」	14.2×9 cm(ハガキ 2枚) 14.4×9.8 cm(封筒)
国防絵葉書購入啓発ビラ	19.3×13.6 cm 一紙
功四級金鷄勲章	全長 11.0 cm、記章幅 4.5 cm、厚さ 0.5 cm、直径 1.0 cmの飾り金具
軍用サック	箱:13×7.5×2 cm ベルト:21 cm 文字盤:4×3.5 cm
マッチ箱	5.5×3.5×2.0cm/2個
弁当箱(軍用)	21×6.8×8 cm
愛国婦人会・大日本国防婦人会たすき	① ひも:14 cm×2本 本体:107×8.2 cm(紫色) ② ひも:15 cm×2本 本体:109×7 cm(白色) ③ ひも:15 cm×2本 本体:105×7 cm(白色)
扇子(愛国行進曲・太平洋行進曲)	① 26×3×2 cm 箱:28.5×4.8×2cm ② 26×3×2 cm
慰問袋	35×21 cm
配給袋と戦時貯蓄債券	配給袋:20.0×15.5 cm ① 支那事変貯蓄債券(金拾五円):16.5×12.5 cm/1枚 ② 大東亜戦争戦時貯蓄債券(金拾五円):17.0×13.0 cm/2枚 ③ 大東亜戦争戦時貯蓄債券(金拾五円):16.5×12.5 cm/1枚 ④ 大東亜戦争戦時貯蓄債券(金七円五拾銭):17.0×13.0 cm/1枚
「大東亜戦争第一周年記念 軍用機 神戸市民号献納運動献金額並領収票」	25.5×18 cm
防毒マスク(防毒面)	直径 9.5 cm、高さ 4.0 cmの口部分と高さ約 18 cmのゴムマスク部分
千人針胴巻	15×84 cm
日の丸寄せ書き	64×80 cm
軍事郵便	14×9 cm/2枚
家庭用物資購入票 4点	① 家庭用物資購入集成通帳:18×12.5 cm/綴じ 4ページ ② 家庭用豆腐、油揚購入票:15×11.6 cm/一紙 2枚 ③ 家庭用米穀、味噌、醤油購入通帳:43×19 cm/一紙 ④ 家庭用牛肉、鶏卵購入通帳:25.7×18 cm/一紙(三つ折)
バケツを持つ(国防)婦人	高さ 11.3 cm、幅 8.3 cm
俘虜用郵便葉書(往復)	①往:14.5×9.3 cm ②復:14.5×11.3 cm
引揚証明書	26.5×18.5 cm/2枚
鉄かぶと	27.6×23.3×高さ 15.0 cm
防空頭巾	55×上 28 cm下 37 cm ひも:110×2.5 cm
油脂焼夷弾	全長(推)51.0 cm(約 1/3 欠損) 直径(六角形)8.0×7.0 cm 鑄鉄部分の高さ4cm

表2 戦災関連資料の内容分類

資料の保管・展示区分	資料の内容分類 ※( )内は資料件数を示す。
兵庫図書館展示	子ども、家庭用品、装い、郵便、防空、書籍、印刷物、記念品、賞状、勲章、記録、手帳、証明書、貨幣類、焼損、道具、標識、武器、祈り、会、新聞記事、その他(パネル、写真、絵画、フィルムなど)
戦災関連資料展示 (R1~4 夏季の選定)	祈り(6)、防空(4)、家庭用品(4)、装い(3)、記念品(3)、印刷物(3)、武器(2)、貨幣類(2)、郵便(2)、道具(1)、標識(1)、勲章(1)、証明書(1)、手帳(1)
市保管・展示資料の全体	装い(123)、証明書(82)、貨幣類(81)、印刷物(49)、勲章(31)、賞状(30)、家庭用品(31)、祈り(29)、標識(29)、郵便(27)、武器(26)、道具(26)、防空(24)、子ども(16)、焼損(9)、手帳(9)、記念品(7)、記録(10)、書籍(50)、新聞記事(7)、その他(写真 18、パネル 7、絵画 5、その他 11)



写真3 2022年度 戦災関連資料展(中央図書館)



写真4 2022年度 戦災資料展示(さんちかアドウィンドー)



## 阪神・淡路大震災関連文書の再整理

岸本 くるみ

### 1. 阪神・淡路大震災関連文書の概要

阪神・淡路大震災は、1995（平成7）年1月17日に発生した兵庫県南部地震による震災である。神戸市では最大震度7を記録、市内の死者4,571人、全壊家屋67,421棟、半壊家屋55,145棟、全焼家屋6,965棟にのぼる。神戸市役所は2号館6階部分が中間層崩壊し、そのほか公共施設やライフライン等のインフラ設備にも大きな被害を受けた。

神戸市役所では当時の被災状況および復旧・復興についての記録は、「歴史的価値がある」（神戸市公文書管理規程第34条の2）歴史公文書として保存するために収集し、2010（平成22）年から2018（平成30）年の8年間にわたって整理作業が行われた。

これらの目録は、「阪神・淡路大震災関連文書の文書目録」として神戸市HP上にPDFファイルが公開されている。文書群のなかには、紙文書以外にも写真や電子媒体、公文書以外の励ましの手紙や折り鶴なども含まれている。文書の閲覧には情報公開制度による所定の手続きを要し、閲覧希望者が神戸市市政情報室に提出した公文書公開請求書をもとに審査をし、公開の判断がなされる。文書内に個人のプライバシーに関する情報等を含む場合には、必要個所にマスキング処理が施される。

### 2. 震災関連文書の収集から目録公開までの経緯

#### 2-1. 調査

1999（平成11）年11月、震災発生時（平成6年度）の完結文書が保存期間5年を満了するにあたり、神戸市の震災復興本部総括局企画課文書館および総務局庶務課文書係は「阪神・淡路大震災関連公文書等の保存と引継等について（依頼）」の文書を各局区室庶務担当課長宛に送付した。「震災、避難、生活支援、復旧、復興の記録等は歴史的な価値が大きいと考えられるため、従来の文書の保存期間が満了したものについても延長し保存したい」と周知され、各局で保存期間満了文書の保管が難しい場合は、神戸市文書館と協議して保管するよう伝えられた【資料1】。

2005（平成17）年、企画調整局企画調整部企画課文書館および行財政局行政部庶務課が「阪神・淡路大震災関連公文書等の保存と引継等について（依頼）」の文書を各局区室庶務担当課長宛に発信した。平成6年度完結文書のうち、保存期間10年を満了するものについて、それらを「廃棄予定文書」と「保存延長文書」の二つに分類した目録を作成して文書館へ提出するよう指示した。提出された目録をもとに文書館で協議のうえ、保存延長が決まった文書は原局から文書館が引き継いで保管することとした。

翌年の2006（平成18）年には、「阪神・淡路大震災関連の公文書・資料等の保存と現存文書量の調査について（依頼）」の文書が同じ

宛先に送付された。震災関連の公文書・行政資料等は原則保存する方針を再度示し、廃棄しないよう呼びかけ、保存方法を検討するためにそれらの文書量を調査する旨を通知した。調査の方法は、各局室区が保管している文書について、その量を簿冊の厚さと数量、段ボール箱の大きさや数量を文書館に提出するものであった。これにより、回答があった33の局室区が保管する震災関連の公文書・行政資料等の書架延長が約4,200mであると判明した。

その間、2007（平成19）年には、内閣総理大臣決定の通知「公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等の指定について」において、阪神・淡路大震災関連施策が特定の国政上の重要事項等に指定された。これによって国の公文書についても、地方における対応等の通常は残されない文書も保存の対象となった。

## 2-2. 整理の初期状況

2009（平成21）年、中央区役所内にある文書を使用し、整理手法について検討を開始。2010（平成22）年2月には「阪神・淡路大震災関連公文書等の整理にかかる移送について（依頼）」の文書が発信された。数年をかけて目録を作成すること、そのために該当文書を一箇所に集約すること、各局室区の意見を踏まえて文書の保存・廃棄を行うことが表明され、文書移送の担当者名を報告するよう呼びかけた。

整理作業は神戸市の外郭団体でシンクタンクであった財団法人神戸都市問題研究所に委託されており、収集された文書は同法人の分室である旧ガデリウス社屋（神戸市兵庫区）に集約され、2010（平成22）年度から整理作業が始まった。収集された文書は段ボール約6,400箱、ファイル数は約41,000点、義援

金申請書、仮設住宅統廃合に関する文書、道路・港湾施設・下水道等の復旧工事図面、避難所運営資料等が多数含まれていた。

整理作業は、神戸市OB職員とアルバイトスタッフが担当し、神戸都市問題研究所が作成したマニュアルをもとに、文書を1点ずつ確認して番号を付与し、番号のラベルシールを貼付け、目録を作成した。背表紙がない（一紙の状態など綴じられていない）文書は、フォルダやオリジナルの文書保存箱と呼ばれる厚みのあるドキュメントファイルに収納して背表紙部分を作り、背表紙名を印刷したテープを貼り付けた。元から背表紙があるが、標題が中身を表すのには不足があると判断されたものは、閉じられた文書の内容が分かるように新たな標題を作成して背表紙を変更した。

文書の中には、当時のFAXやワープロなどに用いられた感熱紙が含まれていた。退色劣化が速いことを懸念し、それらは優先的にコピー機で複写された。また、FDやMO等に収められたデータをDVD等に媒体変換する作業も行われた。整理・目録採取が完了した文書は箱番号を付与した保存用の箱に納めた。

2011（平成23）年1月、当初搬入分の目録作成が完了し、未搬入の阪神・淡路大震災関連公文書等の搬入についての確認依頼を企画調整局企画調整部企画課長および行財政局行政監察部庶務課長から各局室区公文書担当課長宛に送付した。確認内容は整理方法の希望を問うもので、①各局室区職員が都市問題研究所の作業現場に文書を搬入する、②各局室区の文書保管場所で都市問題研究所の職員が整理（目録作成）を行う、③各局室区の文書保管場所で各局室区職員が整理（目録作成）を行って提出する、3つのうちいずれかの方法を同年5月末までに行う、というものであった。

## 2-3. 目録の公開と文書の廃棄

2013（平成 25）年 6 月、都市問題研究所の移転に伴い、文書群も旧ガデリウス社屋から旧須磨区役所に保管場所を移した。翌、平成 26（2014）年 5 月、定例市長会見で「震災 20 年継承・発信事業」の一つとする発表を経て、2015（平成 27）年 1 月 13 日（火）の週から震災関連公文書等は「阪神・淡路大震災関連文書」として公開された。各局室区から預かった非現用文書約 6,000 箱分の目録を HP 上で PDF ファイルにて掲載したほか、印刷した目録を市政情報室内に設置して市民に公開した。今回の公開は第 1 回目とされ、簿冊名のみで文書レベルでの整理が未了の文書については、引き続き整理作業が進められた。

翌年、2017（平成 29）年 6 月に第 2 回目の目録公開が行われ、同年 10 月には第 3 回目の目録公開のための確認文書が発信された。目録情報に個人情報を含まないか、現用文書が混在していないかを各局室区に依頼するとともに、以下に該当する文書を廃棄対象とする旨が通知された。

- ①定型の申請書類及び添付等の個人情報の書類（建物解体費用関係など歴史的資料として保存する必要のない個人情報）
- ②阪神・淡路大震災と関係ない内容のもの
- ③文字化け等から文書の体をなさない FD 等  
また、現状のパソコンで読み込めない FD 等  
や民間放送などの録画 VHS 等は要検討資料とし、廃棄予定文書と同様に、目録をもとに各局室区に返却または現地廃棄の判断を委ねた。廃棄については旧須磨区役所から神戸市立有野東小学校への移転に伴う保管面積の半減も要因となっており、「同種の文書が大量に存在する」場合は廃棄することを基本方針の一つとして、義援金申請書等の大量の帳票類は整理担当者が内容を見たうえで、一部を残し廃

棄とした。廃棄等を行った文書は段ボール約 2,700 箱、ファイル数は約 15,000 点であった。

## 3. 現状目録の検討と再整理

### 3-1. 現状の公開目録

2018（平成 30）年 3 月、第 4 回目の目録公開によって、段ボール約 3,700 箱分、ファイル数 25,675 点の文書目録が完成した。ファイル数の内訳は、紙文書関係 19,352 点、冊子・写真関係 5,632 点、FD・MO537 点、ビデオテープ・DVD154 点である。

この目録は現在も神戸市 HP の「阪神・淡路大震災関連文書の文書目録」ページで公開されている。目録は移管時の所属（局室区）ごとに「整理済み文書目録」として 1 つの PDF ファイルにわけられ、「文書番号」「ファイル名/文書名」「文書分類」の 3 項目が掲載されている【資料 2】。同ページの目録解説【資料 3】の「ファイルの定義」によると、「通常、紙文書は 10 件から 30 件程度の文書がバインダーあるいは紙ファイル等に綴じられて保管されており、これをファイルと呼んでおります」とある。ここで定義された「ファイル」とは、公文書管理上の「簿冊」や「行政文書ファイル」を示していることがわかる。よって、公開目録上のファイル数 25,675 点を言い換えると 25,675 簿冊に相当することになる。ただし、内訳にあるように資料の形態が簿冊以外の電子媒体等も同じレベルで数えられているため、19,352 簿冊とその他資料 6,323 点と表現するのが適切であろうか。

同解説には「ファイルに含まれる文書件数の多寡を問わず、文書がファイル等に保管されておれば、当該ファイルを 1 ファイルと計上しております」とも記されている。即ち、綴りになっていない 1 つの文書であっても、1



簿冊と数えられている。実際に、文書群の現物を見てみると、目録上で1ファイル(1簿冊)の単位とされているもののなかには、フラットファイルやパイプ式ファイル等に複数の文書が綴られた簿冊の形態をなすものもあれば、1つの書類フォルダに1つの文書が挟まったものも多数あった。

同様に、公開された目録の項目名の「ファイル名/文書名」を言い換えると「簿冊標題/文書件名」となり、簿冊の情報と文書の情報と同じ列に並んでいる。解説に「ファイル名を赤色で、当該ファイルに含まれる文書名を黒色で記載しております」とあるように、それらは色分けによって区別されている。目録上の赤色で記載されたものが簿冊標題、その下に続く黒色で記載されたものが簿冊内に綴られた文書の件名である。それを念頭に目録を見ると、目録項目「文書番号」の末尾が「0」になっているものは簿冊標題であり、連番で末尾が「1」以降になっているものがその下の文書件名であることが読みとれる。

また、公開された目録では、3つの項目のうち編集可能な「ファイル名/文書名」の情報量を加減することで、閲覧希望者の検索利用とHPでの公開に対応している。解説にある通り、標記だけでは内容が読み取りにくいものには情報を追加し、プライバシー保護等の観点から掲載しないと判断した情報は一部削除するなどの編集が加えられた。

### 3-2.再整理作業の検討と今後の課題

現在HP上にある目録の公開をもって整理作業は完了し、同時期に神戸都市問題研究所は解散、文書群の管理業務は神戸市文書館へと引き継がれた。文書群の保管場所は2020(令和2)年から神戸市立松尾小学校に移さ

れ、現在に至る。今後は、阪神・淡路大震災関連以外の歴史公文書とともに、整備を計画している(仮称)神戸市歴史公文書館に収められる予定である。移動後は、現状の箱管理されている文書群を棚に並べ、簿冊単位の管理へと変更が見込まれている。

3-1で述べたように、現在の目録は簿冊標題と文書件名が同じレベルにある。新館では簿冊と文書を2つの階層に分けた検索システムの導入を想定しているため、現状のデータのままで使用できないことが課題となった。

そのために必要な再整理内容を検討し、第一に目録整備作業を設定した。簿冊標題と文書件名を2階層になるよう編集し、ほかの歴史公文書目録に必要な項目の補完作業を行う。内容の追加と項目整理によって現在の目録をより良いものとし、必要な項目を選択して目録公開ができる仕組みとなれば、より細やかな文書管理に近づけることができる。次の段階として、検索に対応するために編集された簿冊標題(ファイル名)をより簡潔な標記に戻すための目録の編集と、原資料に対する背表紙のつけ直し作業が想定される。それらを実施する際は、現在までに補修手当された文書群に対しても、改めて永久保存を想定した補修等の計画が必要となるだろう。

今年度の再整理作業では第一段階に着手し、原資料を改めて1点ずつ手に取って確認しながら目録整備作業を行う。これらの工程を経て整理された文書、入力された情報を次の段階へつなげ、神戸市の歴史公文書の管理をより良いものとし、これらの記録を未来に継承できるよう課題解決に向けて着実なステップとしていきたい。

(神戸市公文書専門職員)

【年表】 阪神・淡路大震災関連文書に係る事項

年	事項
1995(平成7)	1月 兵庫県南部地震発生
1999(平成11)	11月 震災発生時(平成6年度)の完結文書(保存期間5年)の満了に伴い、延長保存を各局室区へ依頼
2005(平成17)	3月 完結文書(保存期間10年)を満了するものについて、「廃棄予定文書」と「保存延長文書」に分類した目録作成と協議を各局室区へ依頼
2006(平成18)	8月 震災関連の公文書・行政資料等は原則保存、文書量の調査を各局室区へ依頼
2007(平成19)	7月 内閣総理大臣決定「阪神・淡路大震災関連施策が特定の国政上の重要事項等に指定」の通知
2009(平成21)	整理手法について検討(専門家(神戸大学 奥村教授ほか)の意見をもとに企画調整局及び中央区役所に保管されている文書をモデル作業実施)
2010(平成22)	1月 矢田市長「震災資料を永年保存」を表明(震災15年目インタビュー)
	2月 震災関連公文書等の移送を各局室区へ依頼
2011(平成23)	神戸都市問題研究所分室(旧ガデリウス社屋)に移送・集約し整理作業に着手
2013(平成25)	1月 当初搬入分の目録作成終了、未搬入の震災公文書の搬入等を各局室区へ依頼
2014(平成26)	6月 震災関連公文書等を旧ガデリウス社屋から旧須磨区役所に移動
2015(平成27)	1月 震災関連公文書等の目録公開
	12月 震災関連公文書等の2回目の目録公開のための確認を各局室区へ依頼
2016(平成28)	震災関連公文書等を旧須磨区役所から有野東小学校に移動
2017(平成29)	6月 震災関連公文書等の2回目の目録公開
	10月 震災関連公文書等の3回目の目録公開のための確認を各局室区へ依頼
2018(平成30)	1月 震災関連公文書等の3回目の目録公開
	2月 震災関連公文書等の4回目の目録公開のための確認と廃棄相当判断の書類の確認を各局室区へ依頼
	3月 震災関連公文書等の4回目の目録公開、文書整理作業の終了
2020(令和2)	震災関連公文書等を有野東小学校から松尾小学校に移動

【資料1】平成11年に発出された依頼文

震 総 文 第 2 3 号  
総 庶 第 3 2 8 号  
平成11年11月29日

各局区室庶務担当課長様

震災復興本部総括局企画課  
文書館  
総 務 局 庶 務 課

阪神・淡路大震災関連公文書等の保存と引継等について（依頼）

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災に伴い作成された震災に関する公文書及び資料については、現在まで神戸市文書規程による保存、管理等がされているところですが、震災、避難、生活支援、復旧、復興の記録等は歴史的な価値が大きいと考えられるため、従来の文書の保存期間が満了したものについても延長し保存したいと考えています。

については、これらの震災関連公文書等で保存期間が満了したもので、各所属で保管が困難なものについては、総括局文書館まで協議ください。

なお、公文書のうち、保存年限10年の文書で、総務局庶務課で引継、保存している文書については、今後、歴史的、文化的価値があると考えられるものは保存年限満了後も、別途、総括局文書館で保存することとしていますので、ご承知ください。

また、阪神・淡路大震災に関し各局区室で発行された記録、資料等について、広報印刷物及びこれに類するものは、従来の例により市民局市民情報サービス課、広報課、(財)神戸都市問題研究所、市立中央図書館、(財)阪神・淡路大震災記念協会、総括局企画課及び文書館他まで（広報印刷物取扱規程第11条準拠）それぞれ送付されますようお願いいたします。

担当 震災復興本部総括局文書館（TEL232-3437）  
総務局庶務課文書係（内線2421、直通322-5063）

【資料2】現在 HP 上で公開されている目録

## 市長室 整理済文書目録



平成30年03月30日現在

FD→フロッピーディスク、MO→光磁気ディスク

文書番号	ファイル名/文書名	文書種別
0120000100	阪神・淡路大震災5周年記念事業震災対策国際総合検証報告会 平成12年1月10日、平成12年1月12日、平成12年1月14日 兵庫県発行	電子・写真
0120000200	Damage to Kobe Municipal Subway System in the Great Southern Hyogo Earthquake and its Post-quake Restoration January, 1996 Transportation Bureau of the City of Kobe	電子・写真
0120000300	Restoration of the Hanshin Expressway Network from damage caused by the Great Hanshin Earthquake 平成7年11月 Hanshin Expressway Public Corporation	電子・写真
0120000400	PHOENIX PLAZA-Explanation on the display The Great Hanshin-Awaji Earthquake Reconstruction Promotion Center	電子・写真
0120000500	フェニックスプラザ阪神・淡路大震災復興支援館 激動の記録 兵庫県南部地震と活断層 防災の知識	電子・写真
0120000600	阪神・淡路大震災 ―神戸の生活再建・5年の記録― (1月8日公開予定ホームページ用原稿) ・激動期―初動体制から1年 ・生活安定期―激動から安定への2年 ・自立支援期―生活復興に向けての2年 平成12年1月8日 生活再建本部作成	電子・写真
0120000700	阪神・淡路大震災における神戸市下水道施設の被害と復旧・復興の記録 平成10年10月 神戸市建設局発行	電子・写真
0120000800	平成6年度 阪神・淡路大震災関係 新聞切り抜き (市長室 国際交流推進部) 平成7年1月29日～平成7年2月28日	紙文書
0120000900	平成6年度他 阪神・淡路大震災関係 新聞切り抜き (市長室 国際交流部) 平成7年3月1日～平成7年10月25日	紙文書
0120001000	平成6年度他 神戸復興住宅メッセ及び輸入住宅について	紙文書
0120001001	特定賃貸住宅建設融資利子補給制度 (特貸融資) のご案内	紙文書
0120001002	災害復興特定優良賃貸住宅供給促進制度 (特優貸) のご案内	紙文書
0120001003	米国開発事業会社 概略資料	紙文書
0120001004	米国開発事業会社の住宅に関する提案に対する検討について (議事録) 平成7年9月19日	紙文書

【資料3：公開目録の解説】

\*神戸市 HP より一部抜粋

[https://www.city.kobe.lg.jp/a44881/s\\_hise/kekaku/gyozaisekyoku/shinsai20/bunshomokuroku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a44881/s_hise/kekaku/gyozaisekyoku/shinsai20/bunshomokuroku.html)

1 ファイルの定義とファイルの件数について

【ファイルの定義】

通常、紙文書は10件から30件程度の文書がバインダーあるいは紙ファイル等に綴じられて保管されており、これをファイルと呼んでおります。

【ファイル件数の数え方】

ファイルに含まれる文書件数の多寡を問わず、文書がファイル等に保管されておれば、当該ファイルを1ファイルと計上しております。

記載されているファイル等の件数は、次のとおりです。

紙文書関係 19,352 ファイル  
冊子・写真関係 5,632 冊  
FD（フロッピーディスク）、MO（光磁気ディスク） 537 枚  
ビデオテープ・DVD 154 本  
合計 25,675 点

2 文書目録について

ファイル名を赤色で、当該ファイルに含まれる文書名を黒色で記載しております。

閲覧等を請求される文書の検索とご利用が円滑にできるよう、以下の整理・保存作業等を行っております。

なお、ファイル名、文書名については、プライバシー保護等の観点から簡略化している場合があります。また目録の利用の容易さ、わかりやすさを確保する観点から、表記名を一部変更等することがあります。

【ファイルに震災関連事業名等を付記】

個々のファイル名の記載が抽象的な場合、当該ファイルにどのような文書が含まれているのか、ご参考までに、個々のファイルに震災関連事業名等を追加付記しました。

【ファイルに綴じられた個々の文書の件名を例示】

個々のファイルには、震災関連事業名等を記載しておりますが、これだけでは具体的にどのような文書が含まれているのか必ずしも明確ではありません。

ご参考までに個々のファイルに含まれる文書について、数点その件名を例示しております。

【感熱紙、写真フィルム、フロッピーディスク等の整理・保存等】

経年劣化する感熱紙の文字、写真フィルム、フロッピーディスク類については、修復とデジタル化等の作業を行うとともに、文書の検索と利用が円滑にできますよう、ご参考までに個々のファイルに震災関連事業名等を追加付記しました。

【紙文書等の綴じ直し、補修等】

ファイルに挟みこまれている文書については、文書を痛めないよう別ファイル等に格納して、当該ファイルに綴じ込みました。

傷んだ紙文書の破れ等を補修しました。

#### 【資料4：各局室区文書の主な内容】

##### 【市長室】

- ・市長室国際部及び災害対策本部資料
- ・国内、海外からの見舞い手紙
- ・海外救援物資にかかる国別関係資料
- ・海外マスコミの震災報道と海外事業所からの報告書

##### 【危機管理室】

- ・ボランティア名簿
- ・復興物資輸送車両標章関係
- ・災害対策本部業務日報綴
- ・市役所各局等からの震災関連配布資料
- ・市役所各局等他諸団体における復旧記録集
- ・市内交通機関等の被災状況報告

##### 【企画調整局】

- ・神戸市復興計画関連
- ・阪神・淡路復興委員会関連
- ・市会復興委員会
- ・阪神・淡路大震災復興基金事業関連
- ・震災周年追悼・記念行事関連
- ・鉄道復旧関連（被害状況写真・事業費補助金・復旧工事日報等）
- ・「震災10年 神戸からの発信」記念事業
- ・「復興の総括・検証」

##### 【市民参画推進局】

- ・震災にかかる報道機関への情報提供資料
- ・国内、海外からの励ましの手紙
- ・励ましの折り鶴

##### 【行財政局】

- ・阪神・淡路大震災追悼行事追悼行事関連
- ・避難所記録（避難所状況調査記録票）
- ・り災証明書関連
- ・家屋損害割合判定表
- ・義援金・災害見舞金ほか支援金関連
- ・仮設住宅・一時使用住宅関連

##### 【保健福祉局】

- ・避難所・救援物資関連（弁当検査結果等）
- ・見舞金・義援金関連（義援金相談コーナー受付名簿・申請件数一覧・取扱い作業マニュアル等）
- ・ふれあいセンター関連
- ・生活支援アドバイザー関連
- ・応急仮設住宅・災害復興住宅関連（申込書・生活支援台帳・設備管理関係報告書等）
- ・社会福祉施設等災害復旧工事（災害調査記録）

##### 【産業振興局】

- ・阪神・淡路産業復興推進機構関連
- ・神戸市復興・活性化推進懇話会関連
- ・仮設店舗関連（東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨区の補助金支給申請書および支給決裁）
- ・利子補給関連（災害対策貸付利子補給金延長交付申請書）
- ・震災特別融資 国への要望等関係綴

##### 【都市計画総局】

- ・新長田駅北地区土地区画整理事業関連

- ・新長田東地区地区計画等について
- ・まちづくり協議会関連
- ・仮設住宅にかかる資料（解体撤去・海外輸送等）
- ・平成6年度建物の応急危険度判定
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理一覧表

#### 【みなと総局】

- ・兵庫県南部地震関係（国有港湾施設の災害状況、港湾施設（行政財産）の修復工事の取扱等）
- ・被災者住宅再建支援事業（利子補給）
- ・緊急物資関連船入港実績
- ・岸壁復旧工事（摩耶・六甲・新港・中突・兵庫）
- ・ガントリークレーン橋復旧工事
- ・神戸新交通ポートアイランド線駅舎部災害復旧工事
- ・六甲アイランド埠頭用地災害復旧実施設計業務
- ・神戸港復旧記録映画製作業務
- ・神戸港港湾施設復旧誌作成業務

#### 【環境局】

- ・災害廃棄物処理工事
- ・危険家屋解体撤去工事関連
- ・公費解体工事関連
- ・解体撤去処理工事関連

#### 【建設局】

- ・兵庫県南部地震査定関係事務書類
- ・神戸市公共土木施設災害復旧事業の調査
- ・災害復旧工事関連（処理場・ポンプ場の被害報告・工事関連書類）
- ・工事台帳
- ・私道災害助成
- ・公立社会教育施設災害復旧事業 王子動物園施設（機関車、フラミンゴ池、動物科学資料館等）
- ・災害復旧関連資料（下水道マンホールの高さ調整マニュアル、災害復旧事業に伴う検討事項、災害復旧事業執行等）

#### 【教育委員会事務局】

- ・神戸市災害対策本部学校部記録
- ・阪神・淡路大震災で被災した児童生徒の転学先学校名調査票
- ・神戸市総合教育センター関連（神戸市立学校震災実態調査票）
- ・就学援助金関連（修学旅行費、校外活動費、通学費の交付等）
- ・被災児童特別教育資金支給事務関連
- ・保育料減免申請関連
- ・避難所の記録（幼稚園・小学校・中学校の学校だより、文集、新聞）
- ・学校給食関連
- ・防災教育推進委員会関連
- ・震災学習 講師派遣依頼書
- ・博物館関連（市立博物館・小磯・図書館・青少年科学館・動物園・水族園・王子スポーツセンター・公民館等）
- ・埋蔵文化財関連
- ・国指定災害復旧工事（旧トーマス住宅・旧ハッサム住宅・旧ハンター住宅・能福寺・太山寺・如意寺・十五番館・菊正宗・旧小寺厩舎・多聞寺）

#### 【水道局庶務課等】

- ・復旧報告関連
- ・復旧事業・復旧工事関係（神戸市水道施設災害復旧事業計画書等）
- ・起債関係
- ・国庫補助金交付関連

#### 【水道局配水課等】

- ・震災応援等関係書類
- ・災害復旧工事関連写真帳等（布引ダム災害復旧工事・本山管路トンネル復旧工事・上ヶ原浄水場導水管連絡工事・会下山低層配水池災害復旧工事・千刈導水路復旧工事・北野配水場改修工事）
- ・配水管災害復旧工事（町単位）
- ・神戸市水道事業国庫補助金交付関連
- ・水質試験結果（避難所等）
- ・兵庫県南部地震雑用日誌
- ・震災復旧修繕伝票処理業務報告書

#### 【東灘区】

- ・損壊家屋調査件数表
- ・り災証明書関連（申請・発行一覧・受付帳・事務要領）
- ・義援金関連（配分の事務）
- ・家屋損壊状況調査関連（件数表・再調査申出書・問い合わせメモ）
- ・深江南町1丁目地区災害対策基本計画（防災マニュアル）

#### 【灘区】

- ・就学関係届
- ・義援金申請チェックリスト
- ・災害減免申請書綴
- ・国民健康保険料災害減免申請書

#### 【中央区】

- ・中央区職員勤務表
- ・救援物資受取表
- ・避難所関連（給食搬出表、相談・苦情状況、救援活動状況等）
- ・中央区（東部）独居老人訪問記録
- ・保健婦・看護婦・介護士活動報告
- ・タイのボランティア医師・看護婦派遣
- ・中央区ふれあいのまちづくり協議会基礎資料
- ・避難されている市民の方に対する調査票及び面談調査

#### 【兵庫区】

- ・罹災証明・義援金関連
- ・避難所住民健診
- ・待機所入所者数 待機所生活のしおり
- ・兵庫県南部地震 兵庫公会堂使用料返還関連書類綴

#### 【長田区】

- ・災害公営住宅入居者訪問調査票
- ・高齢者実態調査票
- ・保健師による仮設住宅を対象とした訪問記録・救護所報告書
- ・ふれあいセンター撤去時の事務
- ・ふれあいセンター実績報告書
- ・医療班の活動
- ・ハローながた日報

#### 【須磨区】

- ・須磨区災害対策本部への請求書・領収証等
- ・市民からの手紙
- ・避難所経費支払関係綴
- ・避難されている市民の方に対する調査票
- ・須磨区本部会議
- ・避難所日誌



- ・ 寄せ書き

【垂水区】

- ・ 垂水区役所以外の職員出務表
- ・ 避難所救援物資配送要員・車両等の照会
- ・ 救援物資受付簿
- ・ 義援金受付簿
- ・ 避難所主食発注数
- ・ 炊き出し・ボランティアの受け付け
- ・ 避難所の朝・昼・夕食メニュー

【北区】

- ・ 仮設住宅訪問調査
- ・ 仮設住宅入居者の要望等
- ・ 神戸市歯科医師会の巡回診療車による診療実施計画

【西区】

- ・ 神戸市生活再建本部組織図
- ・ 生活再建本部事業概要
- ・ 西区ふれあいセンターの課題と対応に関する県通知
- ・ 平成7年度他 応急仮設住宅・恒久住宅情報連絡会
- ・ 平成11年度 仮設撤去状況等西区内仮設住宅について

## 神戸市文書館における学校連携の取り組み

井谷 誠司

### 1. はじめに

神戸市文書館は、平成元年（1989）6月の開設以来、『新修神戸市史』の編集・刊行を主軸として、神戸市域の歴史資料の収集・保存・公開・活用事業を展開してきました。また、歴史的公文書の保存に関する社会的危機感を受け、現在（仮）神戸市歴史公文書館の建設に向けて、資料整備を鋭意進めている状況です。近い将来には、現在よりも一層公文書館的な性格を強くしていくものと思われます。

こうした現在の事業展開のなかで、収集資料活用の側面からみて、重要な事業展開のひとつとして、学校連携の視点は避けることができないと考えられます。そこで、当館では、小学校3年生および4年生を対象として、ある時期の神戸のまちの風景を切り取った画像の提供を試行的に実施しました。

### 2. 小学校3年生に対する学習支援について

#### (1) 基本的な支援の枠組みについて

神戸市内の小学3年生では、3学期の期間に開港以降の神戸の歴史を生活の移り変わりとともに学習することとされており、義務教育の9年間のなかで、地域の歴史をじっくりと学べる貴重な機会となっています。

そこで、児童にとって分かりやすい教材・資料の提供に関して、ベテラン教員でもある現場の校長先生方にヒアリングを行った結果、次のような留意点の指摘がありました。

第一には、3年生では、「地図を読む」ということは難しいとの指摘です。地図を教材のメインにすることは困難であり、写真を提供の方が望ましいとのことでした。

第二には、写真を教材として使用する際には、昔の写真だけでなく、現在の同じ場所の写真があった方が児童にとっては分かりやすいとの指摘です。現在と昔を同時に提示できれば、より望ましいとのことでした。

第三に、先生方がより具体的に理解し、児童への説明を容易にできるように、少し背景知識もあわせて提供した方がよいとの指摘もありました。

以上の指摘を踏まえて、明治以降の神戸港の発展を一覧できる資料の提供、周辺町村との合併の経緯の分かる資料の提供、神戸の中心街区の形成に関ってきた生田川・湊川の付け替えとそれに伴う神戸の中心市街地の形成、及び戦後の海面埋め立て事業に関する資料・写真を提供することとしました。また、『わたしたちの神戸3年』のどの頁で、その写真が使えるのかを整理し、提供することとしました。

実際に提供した主な写真や資料は次のようなものがあります。

#### ○生田川付け替え関連写真

- ①開港神戸之図(部分)(過去:旧生田川付近)
- ②暗渠となり、上部が公園であった頃の生田川(過去)

- ③④新神戸駅下の苧川との合流点とその下流の様子（現在）
- ⑤新神戸のホテルからフラワーロードを望む（現在）
- ⑥三宮歩道橋より阪急（旧そごう）を望む（現在）

○湊川付け替え関連写真

- ⑦兵庫神戸実測図（明治14年）（過去：旧湊川付近）
- ⑧石井川と天王谷川の合流点（現在）
- ⑨夢野の丘小学校北側の新湊川トンネル入り口（現在）
- ⑩新湊川下流（駒栄橋付近）（現在）

○旧湊川の跡地利用関連

- ⑪昭和4年の湊川公園（レファート写真コレクション：過去）
- ⑫湊川公園（神戸タワー跡の時計台：現在）
- ⑬新開地（アートビレッジセンター付近：現在）
- ⑭大正時代の新開地（レファート写真コレクション：過去）
- ⑮神戸港の変遷図（『神戸港ポータルニュース 開港120年のあゆみ』より）
- ⑯神戸市域の変遷図（神戸市ホームページより）
- ⑰神戸市新都市整備事業区域図（『新都市整備事業ガイド』より）

**(2) 資料提供学校数等（3年生）**

令和2年度	28校	3,017人
令和3年度	32校	3,632人
令和4年度	37校	
	（市内学校数の約1/4）	
	4,390人	
	（市内児童数の約1/3）	

**3. 小学4年生への資料の提供について**

**(1) 基本的な支援の枠組みについて**

4年生では学習の範囲を市域から兵庫県域に広げるとともに、環境問題や災害学習のように、3年生より掘り下げた形での分野別の学習を社会科で行うこととなっています。

『わたしたちの神戸4年』にも掲載されているように、神戸市では昭和期において昭和13年の阪神大水害をはじめ、昭和36年、昭和42年と大きな水害が発生しました。国の直轄事業も行われ、砂防ダムの造成等、土石流に対する対策は進んでいます。他方、平成20年には都賀川での水難事故も発生し、特に表六甲の市街地においては、河川の急な増水による危険性の認識は、児童が自らの安全を考える上で、重要な学習項目のひとつです。

そこで、児童たちにも現在の景観と比較しやすいと想定できる生田川の水害の写真を中心に提供することとしました。実際に提供した主な写真や資料は次のようなものです。

- ⑰⑱⑲阪急百貨店（旧そごう）前（昭和13年災害時及び現在）
- ⑳㉑生田神社前（昭和13年災害時及び現在）
- ㉒㉓大丸前（昭和13年災害時及び現在）
- ㉔「神戸の地質・地形・気候」（神戸市建設局『こうべの川』0000より）
- ㉕暗渠化され公園となった生田川（過去）
- ㉖昭和12年当時の三宮（過去）
- ㉗激しい濁流の中で婦人を助ける男性（過去）
- ㉘昭和13年の際の生田川付近の被害状況図

**(2) 資料提供学校数等（4年生）**

令和2年度	22校	2,362人
令和3年度	33校	3,742人
令和4年度	37校	
	（市内学校数の約1/4）	

4,466人  
(市内児童数の約1/3)

ら、中学校の社会科教諭が使用可能な文書館の所蔵資料の活用の可能性を検討していくことも必要と考えられます。

(神戸市文書館館長)

#### 4. 今後の学校との連携について

##### (1) 小学校における支援の強化について

###### ①電子データ提供による利用の向上について

小学3年生・4年生に対する写真等の提供については、約4分の1の学校を対象として提供をしました。より一層の先生方の便宜を図るために、希望校にはPDFデータの提供形態を今後検討する必要があります。

###### ②理科等の他教科での文書館資料の利用可能性の検討

文書館で所蔵する『神戸の地盤』(神戸市企画調整局総合調査課 1980年発行)には市内のボーリングデータが掲載されています。身近な校区内での玉石の地層を確認する等、5年生の「流れる水のはたらき」や6年生の「土地のつくりと変化」の学習で利用の可能性についても、先生方からの指摘がありました。館蔵の歴史資料の活用のみにとどまらず、他分野での資料の活用といった側面や学校側のニーズを汲み取った視点での学校連携の可能性を探っていくことが必要と考えられます。

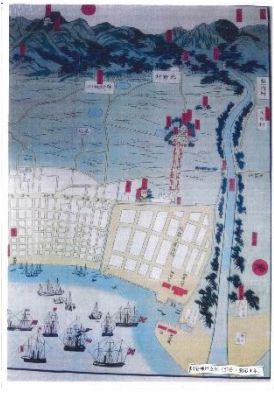
##### (2) 中学校における地域調査の実施との連携

中学校社会科の学習指導要領に基づいて、教育委員会でも中学校の社会科における地域調査の授業の展開を検討しており、神戸の災害の歴史を踏まえ、地図を活用した地域調査も、学習展開の選択肢のひとつとして考えられます。その際には小学3・4年生で実施した地域の学習を踏まえ、発展させた授業の実施が想定されることです。ただし、限られた授業時間数の中で、地域調査を実施するためには、具体的に適切な関連性のある地図等を使用した学習展開が求められます。今後は教育委員会と連携しながら



〔3年生に提供した写真〕

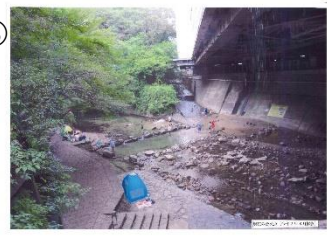
①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



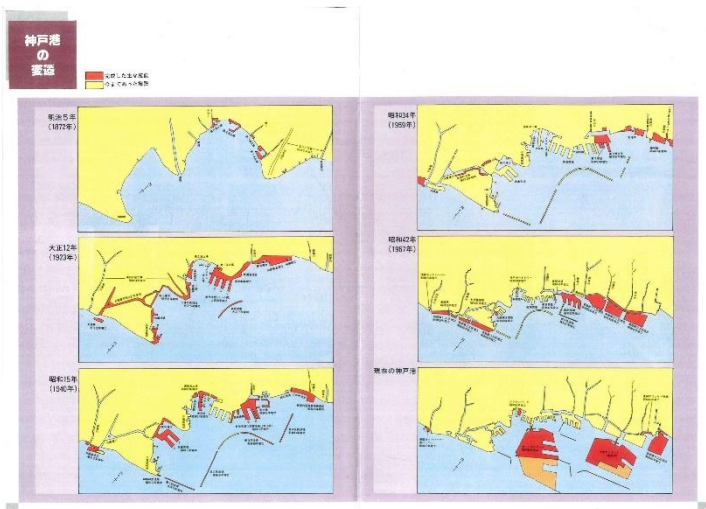
⑬



⑭



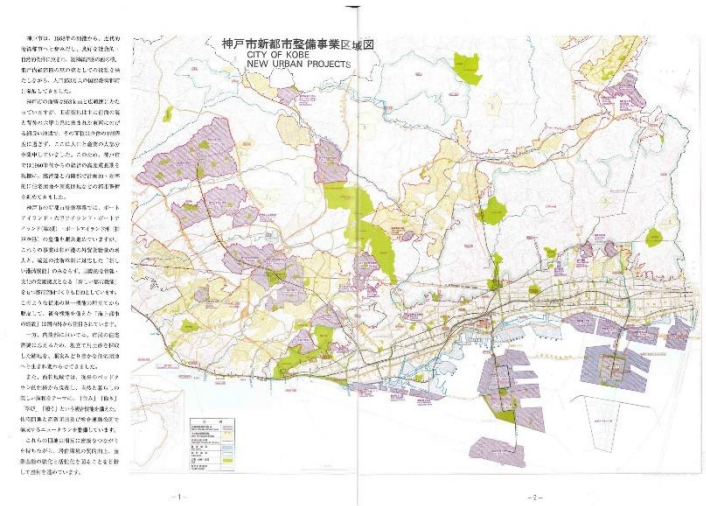
⑮



⑯



⑰



⑱



【教材作成例】

「お気に入りの神戸をしょうかいします」(表紙)

(神戸市立西舞子小 田中教諭作)

※今後とも、さまざまな先生方の実際の授業で使用された教材の蓄積があれば、より実践的・効果的な資料提供も行うことができると考えられた。





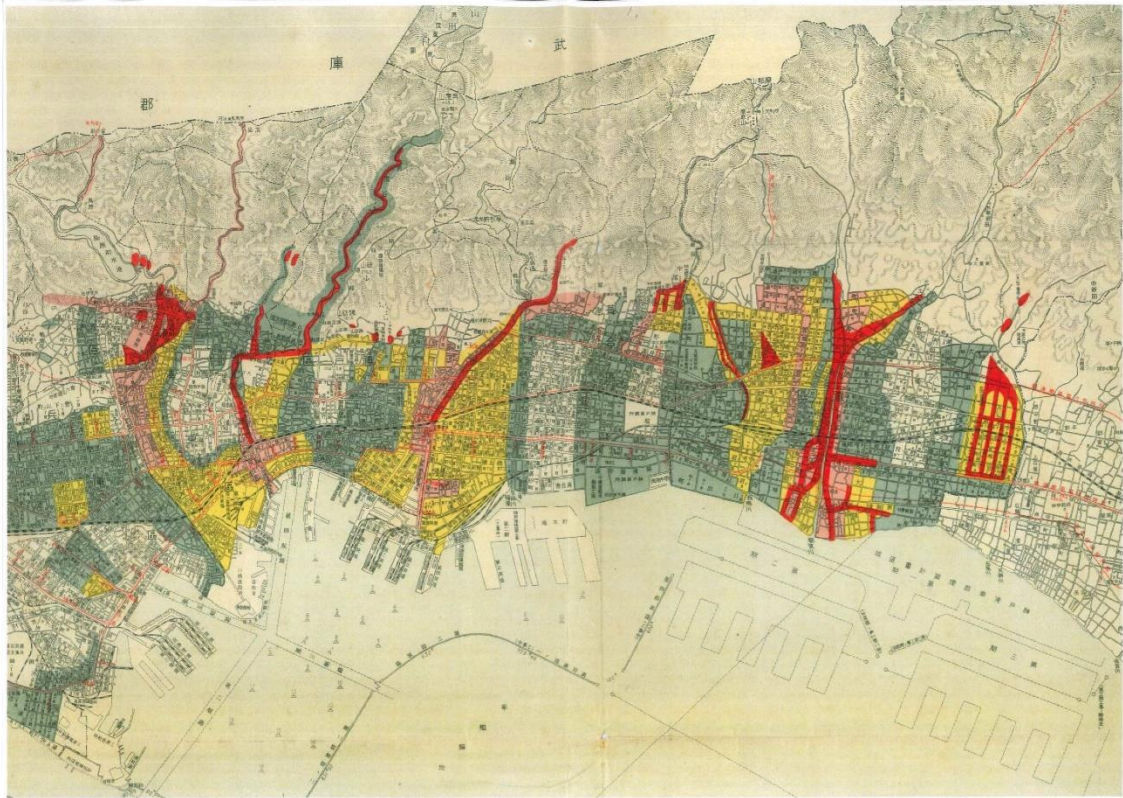
28



29



30



## 「BE KOBE 神戸の近現代史」発信プロジェクト

### 行財政局業務改革課

#### 1. はじめに

神戸は、六甲の山々と瀬戸内海、豊かな田園風景、そして近代の名残を街中の随所に留めた都市である。その歴史を顧みると、桜ヶ丘銅鐸、五色塚古墳、源平の史跡、西国街道、旧居留地、異人館、海上都市と、それぞれの時代の表舞台に刻まれたさまざまな姿が見える。そして地域に受け継がれてきた文化と異国から来た文化が生活の中で出会いながら、脈々と今に引き継がれている。

このような中、とりわけ1868年1月1日の兵庫開港以降の近現代の歴史は、あまりに市民生活の中に溶け込んでいるためか、意外と意識されることが少なく、改めてその歴史を語ろうとするとかえって難しさを覚えるのが率直なところであった。そこで、神戸の歴史の中で特に近現代史に焦点を当てて発信する取り組みを企画することとなった。

当稿は、企画から原稿執筆、校正、ホームページ上での特設サイトの立ち上げ・発信、市民向けイベントの開催等、一連の取り組みを記録するとともに、神戸の近現代史の発信について今後を展望するものである。

#### 2. 経緯

##### ①企画段階

明治期以降の神戸の近現代の歴史については、1994年1月刊行の『新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近現代』を中心に詳しく編纂されている。しかしながら、一般的に市史を紐解く機会は少なく、時系列及び分野ごとにわかりやすく

再整理して発信することが重要であると従来指摘されてきた。

この指摘を受けて、企画調整局・行財政局において、近現代史をわかりやすく発信するための枠組みについて検討を開始した。現在、市史編集室は、行財政局業務改革課文書館に事務局が置かれており、今回の取り組みも文書館により監修を行うことが適切であるとの結論を得た。これを進めるにあたっては、以下の3点に注力した。

- ・市民に発信する前段階として、職員がまず神戸の近現代史を理解することが肝要であり、従来の編集委員会の形態を採るのではなく、行財政局業務改革課を事務局として、若手職員を中心に広く庁内職員にこのプロジェクトへの参画を呼び掛けることから始めた。
- ・発信形態は、神戸市ホームページの中に特設サイトを設けることを基本に、関連イベントなどを通じて、高校生などの若年世代を念頭においたものとする。
- ・年表とテーマごとの記述を柱として体系立てた歴史の発信に努めるとともに、写真やコラムを挿入し、親しみやすい内容とする。

##### ②キックオフミーティング

庁内公募により若手職員を中心に15人の職員が1週間に半日程度を目安として参画することとなり、令和4年2月にキックオフミーティングを開催した。事務局において、以下の28テーマを提示し、15人を4グループに

分けてグループ活動を推奨するとともに、個人ごとに概ね2テーマずつ分担執筆することとした。

また、執筆にあたっては、『新修神戸市史』をはじめ各局事業の周年史など神戸市発行の行政資料からの出典をベースとし、積極的な現地取材をコラムとしてまとめることとした。

### 【28テーマの一覧】

- 兵庫開港（神戸開港）
- 神戸事件
- 外国人居留地の形成
- 神戸の学校史
- 生田川の付替えとフラワーロード
- 神戸の交通網の発達
- 鈴木商店とその系譜
- 神戸市誕生
- 感染症と上下水道・病院など都市基盤整備
- 神戸と難民たち
- 六甲山の開発
- 神戸港の発展と文化・スポーツの流入
- 神戸港の発展と感染症
- 日清戦争後の都市改造
- 神戸の近代産業の発展
- 神戸港の発展
- 市営電気供給事業
- 都市膨張と社会問題
- 神戸の自然災害
- 阪神大水害とその後の復興
- 神戸大空襲
- 神戸の戦災復興
- 市域の拡大
- 神戸の高度経済成長と公共デベロPPER
- ポートアイランド・六甲アイランド
- 全国に先駆けた生活福祉都市
- 阪神・淡路大震災
- 震災からの復興

### ③執筆・校正

執筆はサマリーページと詳細・コラムページの2段階で行うこととした。参画した職員は文書館や図書館、関係部局に赴き、市史をはじめとした行政資料などの参考文献を調査し、適宜文書館職員からアドバイスを受けながら、担当の原稿を執筆した。

完成した原稿から順次、文書館職員が校正を行った。史実に基づいた記述になっているかの確認はもとより、必要に応じて執筆者の意図を直接確認しながら、原則として2校、テーマによっては3校を実施した。【図1】

テーマによって進捗状況に差が生じることもあったが、サマリー・詳細・コラムページごとに執筆期限や校正期限を定め、事務局で進捗管理を行うことで、できるだけ遅れが出ないよう努めた。

『新修神戸市史』は市制100周年を記念した市史編纂であり、概ね昭和期までの市史で

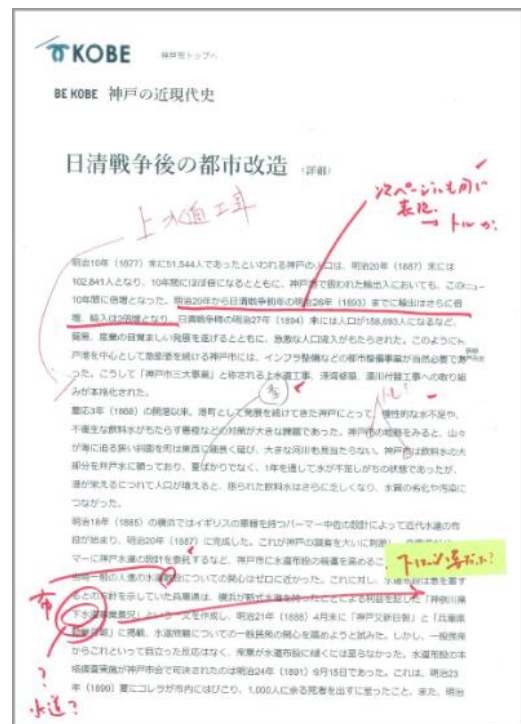


図1 校正の一例

ある。そのため、平成期に入ってからの記述、とりわけ阪神・淡路大震災と復興については、市史に拠ることが難しかった。

#### ④特設サイトの公開

特設サイトの公開は3段階で行った。スピード感をもってプロジェクトを進めていくため、プロジェクト開始から約2か月の段階で、特設サイトを開設することとし、約半数にあたる12テーマのサマリーページと年表を4月25日に公開した。

特設サイトの開設に合わせて、本プロジェクトについて記者資料提供を行い、6月8日の神戸新聞朝刊・神戸面に記事が掲載された。8月24日には、すべてのサマリーページと一部の詳細・コラムページを第2弾として公開した。

若年世代の興味を引くサイトとするために、デザインや機能についての検討も重ねた。公開時からスマートフォンでの閲覧を意識したページレイアウトとした。【図2】

さらに、年表項目の表示／非表示切替え、各ページに掲載した写真を一元的にみられる写真館、操作性を高めるメニューボタンの配置

といった機能を拡充していった。すべてのページと機能の拡充が完了し、最終版をリリースしたのは11月30日であった。

【参考】HP「BE KOBE 神戸の近現代史」

[https://www.city.kobe.lg.jp/culture/modern\\_history/index.html](https://www.city.kobe.lg.jp/culture/modern_history/index.html)

#### ⑤PRイベントの開催

特設サイトの最終版公開後は、そのPRを兼ねて、市民向けのイベントの企画にとりかかった。A～Dの4グループでグループごとに企画案を出し合い、年度内に事業を実施していくこととした。

Aグループの「はじまりの神戸」トークイベント、B・Dグループ合同の「鈴木商店ゆかりのまち歩き」は、いずれも広報紙にイベント開催記事を掲載したが、申し込み開始後30分以内に定員が埋まるなど、事務局としてもその人気に驚いた。また、Aグループの「はじまりの神戸」トークイベントは、地元紙に取材を受けるなど、神戸の近現代史の発信についての潜在的なニーズの高さを再認識させるものとなった。



図2 スマートフォンビューとPCビューの比較。配置は自動で最適化される。

### A グループ: 「はじまりの神戸」トークイベントの開催

日時・場所; 令和5年3月11日(土) 13:30~ (中央区文化センター会議室)

歴史講演会「はじまりの神戸 激動の30年と七不思議」

出演者: 青山大介氏(鳥瞰図絵師)

神木哲男氏(神戸大学名誉教授)

潮崎孝代氏(総合インフォメーションセンター長)

谷口真澄(神戸市文書館)

内容: 第1部 青山大介氏及び神木哲男氏の講演(各30分)

第2部 出演者4人のトークセッション(1時間)

定員: 一般申込者30名



図3 「はじまりの神戸」トークイベント会場風景  
満員の会場では、一般参加者も交えて活発な議論が交わされた。

### B・Dグループ合同: 鈴木商店ゆかりのまち歩き

日時; 令和5年3月5日(日) 13:00~15:30

ガイド: 小宮由次氏(辰巳会・鈴木商店記念館)

金子直三氏(辰巳会・鈴木商店記念館)

内容: 神戸を舞台に世界で活躍した鈴木商店ゆかりの地

(創業地や本店跡地など)を訪ね歩く、まち歩きイベント

定員: 一般申込者30名



図4 海岸通の本店跡地前にて

当日使用した鈴木商店ゆかりのマップ

### Cグループ：庁内啓発記事の発信

BE KOBE 近現代史のHPができるまでの過程について参加者にアンケート、インタビュー（座談会）を実施し、その内容をまとめた記事をデスクネット上に掲載した。掲載主旨は、近現代史のHPに興味を持ってもらうとともに、多様な働き方の一つの例として、実際にどのような活動をしていたかを示すことで、同様の活動への参加に興味を持ってもらう。



図5 Cグループによる座談会

### 3. 今後の展望

令和4年度の予定がすべて終了した時点で、庁内公募職員と事務局でクロージング・ミーティングを行った。今後の展望や充実策について示された意見は次のとおりである。

- ・スポーツ
- ・居留地会議
- ・神戸港
- ・雑居地への外国人移住
- ・農業関連
- ・神戸ゆかりの“人”
- ・オーラルヒストリー
- ・神戸の歴史が国や法律を動かした事例
- ・市内各エリアの地域おこし
- ・現地を歩く際の参考となるマップの作成
- ・各部局の統計データとのリンク
- ・短い動画の作成による、若年代への訴求
- ・「グラフこうべ」の参照
- ・歴史からくらしを見る視点の充実

こうした充実策に加え、市民への一方通行的な発信からさらに一歩進めて、市民と職員との協働型で、神戸の近現代史を素材に神戸の将来像を考えていく取り組みを検討したい。

### 4. まとめ

神戸の近現代史を市民向けにわかりやすく発信するプロジェクトは、イベント開催時の感触からしても一定の成果を挙げつつあるように感じる。

また、その前段階として、職員とりわけ若手職員が神戸の近現代の歴史に関心を持ち、それを仕事の中に織り込んでいく目的も、庁内公募職員の積極的な関わりによって、その方向性に一定の手ごたえを感じたところである。

プロジェクトとしては、一旦区切りをつけたが、神戸の近現代史をわかりやすく発信する取り組みを一過性に終わらせるのではなく、引き続き組織的な取り組みとして持続的に進めていきたい。



神戸市史紀要「神戸の歴史」第二十八号

二〇二三(令和五)年六月三十日発行

編集発行者 神戸市文書館

〒六五一〇〇五六 神戸市中央区熊内町一―八―二二

電話 (〇七八)三三二―三四三七

FAX (〇七八)三三二―三八四〇

MAIL [bunshokan@office.city.kobe.lg.jp](mailto:bunshokan@office.city.kobe.lg.jp)